

平成28年度

包括外部監査結果報告書

—公共施設等の有効活用及び管理状況について—

神戸市包括外部監査人

公認会計士 佐伯 剛

目次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 特定の事件の選定理由.....	1
4. 監査の方法.....	1
(1) 監査の要点.....	1
(2) 実施した主な監査手続.....	2
5. 監査対象機関・部署.....	2
6. 監査の対象期間.....	3
7. 監査の実施期間.....	3
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格.....	4
9. 利害関係の有無.....	4
第2章 神戸市における公共施設の有効活用.....	5
1. 地方公共団体における公共施設を取り巻く状況.....	5
(1) 日本の人口推計.....	5
(2) 関連する法令等.....	5
(3) 関連する用語等.....	6
2. 公共施設のファシリティマネジメントに係る国の方針.....	7
(1) 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	7
(2) 公共施設等総合管理計画の基本的な方針.....	8
(3) 公共施設等総合管理計画の留意事項.....	8
3. 神戸市における公共施設を取り巻く環境.....	9
(1) 神戸市の人口推計.....	9
(2) 神戸市の財政状況.....	10

(3) 神戸市の施設の状況	11
(4) 神戸市のファシリティマネジメント	15
(5) 神戸市のファシリティマネジメントに係る組織体制.....	18
4. 市営住宅の概要.....	24
(1) 市営住宅の概要	24
(2) 市営住宅のマネジメント	26
(3) 市営住宅の指定管理者制度	38
5. 監査の対象とした施設の概要	42
第3章 監査の結果及び意見.....	43
1. 神戸市のファシリティマネジメント全般について.....	43
(1) 行財政局	43
(2) 住宅都市局建築技術部.....	53
2. 住宅都市局所管施設について	55
(1) 市営住宅のハード面の課題	55
(2) 市営住宅のソフト面の課題	63
3. 教育委員会事務局の所管施設について.....	69
(1) 博物館・小磯記念美術館・神戸ゆかりの美術館.....	69
(2) 神戸ポートアイランドホール.....	78
(3) ポートアイランドスポーツセンター	81
(4) 王子スポーツセンター.....	84
(5) 中央体育館.....	88
(6) 各区設置の体育館.....	92
(7) 図書館.....	102
(8) 神戸市生涯学習支援センター(コミスタこうべ).....	111
(9) 婦人会館	115
(10)総合教育センター.....	120
4. 市民参画推進局の所管施設について	122
(1) 神戸文化ホール	122

(2) 勤労会館	124
(3) 勤労市民センター	127
(4) 区民センター	134
5. 建設局の所管施設について	145
(1) 神戸総合運動公園	145
(2) 北神戸田園スポーツ公園	148
(3) しあわせの村	151
(4) 北須磨文化センター	155
6. 保健福祉局の所管施設について	159
(1) 神戸市健康づくりセンター	159
(2) 地域福祉センター	163
7. 経済観光局の所管施設について	171
(1) 神戸国際会議場・神戸国際展示場	171
(2) 産業振興センター	178
(3) 神戸ファッション美術館	181
8. 市民講座の展開について	190
(1) 文化講座事業	190
(2) あじさい講座	193
(3) あじさい市民大学	196
第4章 総合意見	199
1. 監査の視点	199
(1) ファシリティマネジメント(FM)推進の要件	199
(2) 縦割りの弊害	201
2. 監査結果のまとめ	208
(1) 市営住宅の課題	208
(2) 生涯学習の課題	210
(3) 神戸ファッション美術館(神戸ファッションプラザ)の課題	218
(4) 地域福祉センターの課題	220

1. 本報告書における数値の表示については、原則として切捨てになっている。

したがって、端数処理の関係上、合計数値とその内訳が一致しない場合がある。

2. 本報告書における図表は、出典が個別に記載されているか所を除き、神戸市より提供された資料もしくは神戸市ホームページをもとに作成している。

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公共施設等の有効活用及び管理状況について

3. 特定の事件の選定理由

神戸市が整備・保有している公共施設等は、過去の人口・行政サービス需要の増加により施設総量は増加の一途をたどってきた。

しかし、震災による財政状況の悪化や、今後、社会保障費の増大、税収の減少が予想されることから、ハード面において全ての公共施設等を現在の規模のまま修繕・更新することは困難であり、ソフト面においても少子高齢化が急速に進み、社会環境の変化に対応した行政サービスの見直しが必要とされる。

上記の背景をもとに、公共施設等の有効活用及び管理状況をテーマ(特定の事件)とし、経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)のいわゆる3Eの観点から検証を行うことが有用である。具体的には、公共施設等に関するハード面のファシリティマネジメントに加え、ソフト面での市民が利用する行政サービスの公民協働や適切な受益者負担のあり方を総合的に検証する必要がある。

4. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 公共施設等に係る歳入額及び歳出額は、関係法令、規則及び諸規程に準拠して処理されているか。
- ② 公共施設等に係る財産の管理は、関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に行われているか。
- ③ 公共施設等について、3E(経済性・効率性・有効性)の観点から合理的に管理されているか、また事後評価とそれに基づく改善活動は合理的に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

〈ハード面〉

- ① 主要施設の基礎情報(築後経過年数、経常修繕・大規模修繕の実施状況等)の入手
- ② 上記施設の修繕・建替え計画と、財政的裏付けの確認

〈ソフト面〉

- ① 事業サービス内容、歳入・歳出、活用状況等の把握
- ② 受益者負担及び民間市場との競業状況の分析
- ③ 事業サービスに対するPDCAサイクルの検証
- ④ 事業サービスのあり方の検討

5. 監査対象機関・部署

公共施設等を所管又はこれら施設を介し行政サービスを実施する部局および関連する部局（行財政局、住宅都市局、教育委員会事務局、市民参画推進局、経済観光局、建設局、保健福祉局）・各施設で指定管理制度を採用している場合はその指定管理者

なお、具体的な監査対象施設は以下のとおりである。

<図表1-1> 監査の対象とした施設一覧

No.	監査対象施設	管理部局	視察
1	中央図書館	教育委員会事務局	○
2	各区図書館	教育委員会事務局	(注2)
3	中央体育館	教育委員会事務局	○
4	各区体育館	教育委員会事務局	(注3)
5	神戸市総合教育センター	教育委員会事務局	○
6	婦人会館	教育委員会事務局	○
7	生涯学習支援センター (コミスタこうべ)	教育委員会事務局	○
8	神戸市立博物館	教育委員会事務局	○
9	小磯記念美術館	教育委員会事務局	○
10	神戸ゆかりの美術館	教育委員会事務局	○
11	王子スポーツセンター	教育委員会事務局	○
12	ポートアイランドスポーツセンター	教育委員会事務局	-
13	ポートアイランドホール	教育委員会事務局	-
14	国際会議場・展示場	経済観光局	○
15	産業振興センター	経済観光局	○
16	神戸ファッション美術館	経済観光局	○
17	しあわせの村	建設局・保健福祉局	○
18	北神戸田園スポーツ公園	建設局	○
19	総合運動公園 (グリーンアリーナ)	建設局	○
20	北須磨文化センター	建設局	○
21	地域福祉センター	保健福祉局 (注1)	(注4)
22	勤労会館	市民参画推進局	-
23	勤労市民センター	市民参画推進局	(注5)
24	区民センター	市民参画推進局	(注6)
25	神戸文化ホール	市民参画推進局	-
26	神戸市健康づくりセンター	保健福祉局	○
27	市営山の街住宅	住宅都市局	○

(注1) 平成28年度から市民参画推進局へ移管されている。

以下では、視察について、一部施設を抽出し実施した施設の施設名を記載している。

(注2) 須磨図書館、東灘図書館

(注3) 須磨体育館、東灘体育館

(注4) 竜が台地域福祉センター、湊山地域福祉センター、北野地域福祉センター、狩口台地域福祉センター

(注5) 六甲道勤労市民センター

(注6) 須磨区民センター

6. 監査の対象期間

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

但し、必要に応じて他の年度を含む。

7. 監査の実施期間

自 平成28年4月1日 至 平成29年1月25日

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	公認会計士	佐伯 剛
包括外部監査人補助者	公認会計士	西野 裕久
	公認会計士	山田 岳
	公認会計士	大橋 武敏
	公認会計士	嶋田 大地
	公認会計士	福田 敏信
	公認会計士	大塩 達矢
	公認会計士	新居 敬浩
	会計士試験合格者	安田 千秋

9. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、神戸市と包括外部監査人及び補助者との間には
地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 神戸市における公共施設の有効活用

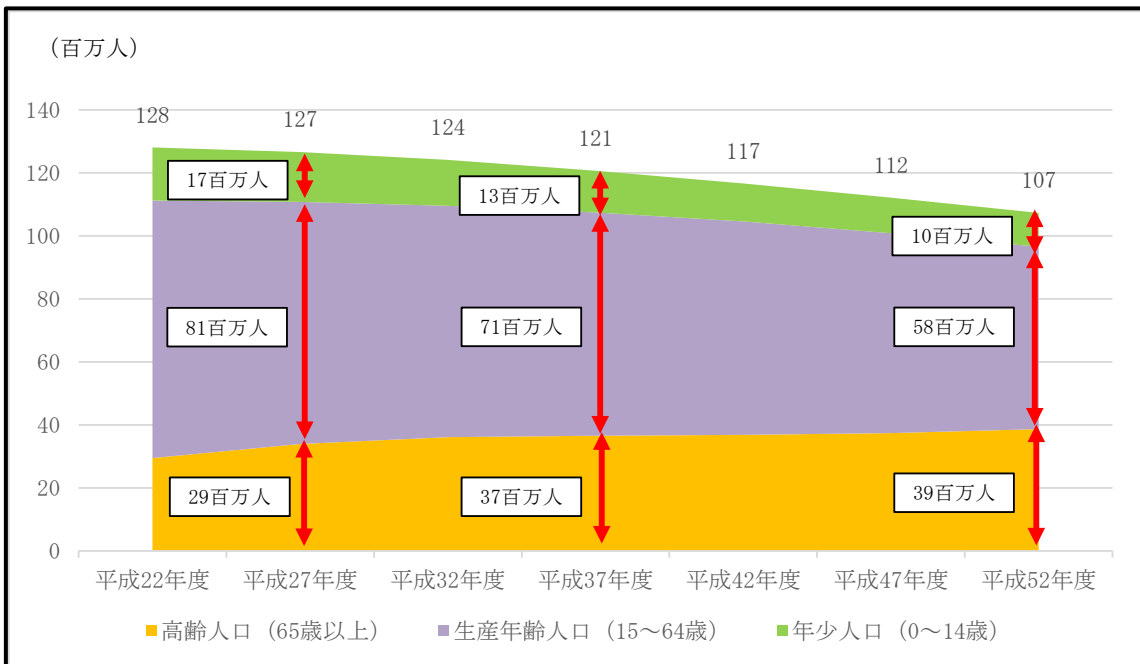
1. 地方公共団体における公共施設を取り巻く状況

(1) 日本の人口推計

日本の総人口数は、平成27年度の127百万人から、平成52年度には107百万人にまで減少すると予測されている。一方、総人口に占める高齢人口の割合は、平成27年度の26.8%から、平成52年度には36.1%の水準になると予測されている。

少子高齢型の人口減少が進むことで、行政サービスに対するニーズは変化していくと想定される。このような変化に対応するために、地方公共団体は、保有する公共施設について、その役割や保有量を見直すことが求められる。

<図表2-1> 日本の人口推移



(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果より算定)

(2) 関連する法令等

- ・ 地方自治法、同施行令
- ・ 神戸市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- ・ 神戸市公有財産規則

(3) 関連する用語等

- ・ 公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、当報告書では当該定義のとおり用語とする場合と、監査対象とした施設全般を指す場合に用いる場合がある。

- ・ 維持管理

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修等をいう。

- ・ 修繕

公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかを問わない。

- ・ 更新

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

- ・ 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。

- ・ PFI

Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

- ・ 予防保全型維持管理

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

- ・ ライフサイクルコスト

公共施設等の建設、維持管理、更新、廃止等に係る経費で、公共施設の設計・建設から廃止までのライフサイクル全体の期間に要する経費の合計をいう。

- ・ インフラ長寿命化計画（行動計画）

インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。

2. 公共施設のファシリティマネジメントに係る国の方針

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、公共施設のファシリティマネジメント手法の確立を早急に行わなければならない状況である。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、前述のとおり、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠である。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されている。

各地方公共団体では、こうした国の動きと歩調をあわせ、公共施設等総合管理計画を策定している。

総合管理計画に記載すべき事項としては、以下の項目について検討が求められており、その検討結果を総合管理計画に記載することとされている。

(1) 公共施設等の現況及び将来の見通し

地方公共団体や公共施設を取り巻く現状（老朽化・利用状況）や将来にわたる見通し・課題（人口動向、将来のまちづくりの方針、提供すべき行政サービスの水準、公共施設の管理運営コスト、財政状況、公共施設の適正規模）を、俯瞰的・長期的・客観的に把握・

分析した結果を記載する。

(2) 公共施設等総合管理計画の基本的な方針

(1)を踏まえ、10年以上の計画期間で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

当該方針には、全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、日常業務である点検・診断・維持管理・修繕・更新等の実施方針、長寿命化・統廃合の実施方針、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針を含めるとともに、当該計画のフォローアップの実施方針を含めることが求められている。

(3) 公共施設等総合管理計画の留意事項

公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、先にも述べたとおりまちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいとされている。また、総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、できる限り数値目標を設定する等、目標の定量化に努めることが求められる。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいとされている。

総合管理計画の実施にあたっては、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであるとされている。

3. 神戸市における公共施設を取り巻く環境

(1) 神戸市の人口推計

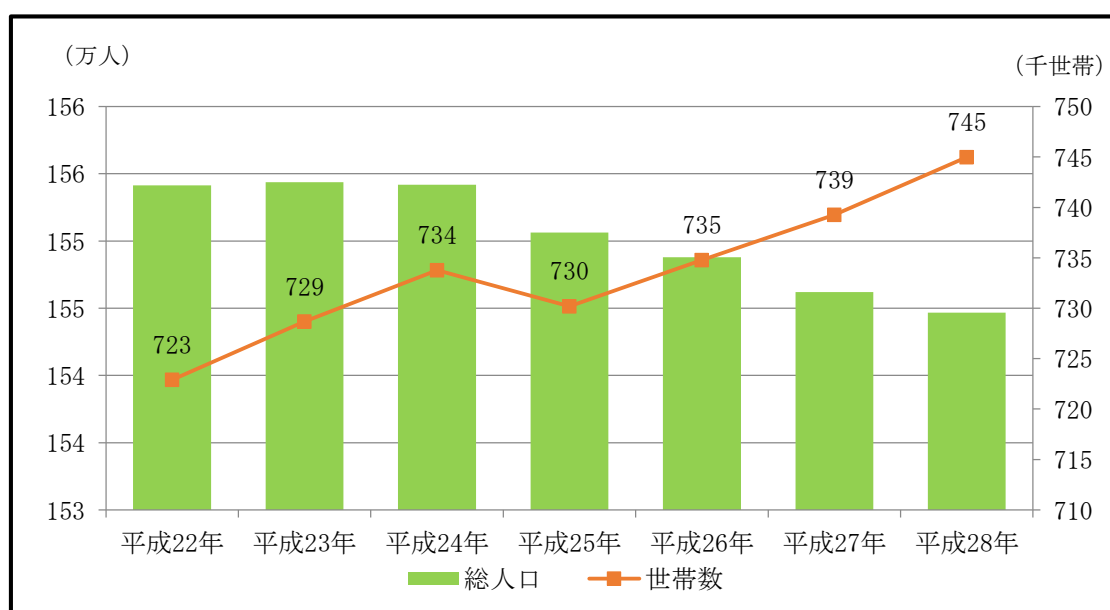
① 神戸市の人口及び世帯数の推移

神戸市の総人口及び総世帯数は、平成23年度時点まではともに増加傾向にあったが、平成24年度以降、人口が減少する一方で、世帯数は増加傾向にあるため、一世帯あたり人員数は減少している。

<図表2-2> 神戸市の人口・世帯数の推移

(単位：人・世帯)

	H22/3	H23/3	H24/3	H25/3	H26/3	H27/3	H28/3
総人口	1,554,132	1,554,372	1,554,183	1,550,634	1,548,790	1,546,191	1,544,671
世帯数	722,902	728,669	733,770	730,204	734,774	739,276	744,969
一世帯あたり人員	2.15	2.13	2.12	2.12	2.11	2.09	2.07

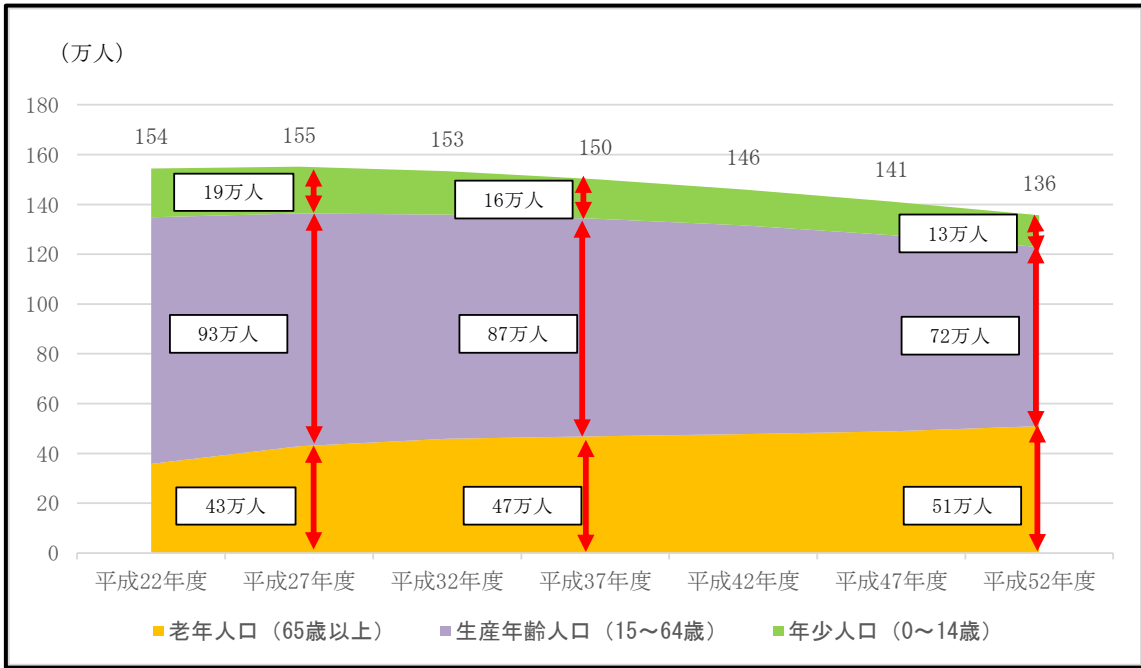


(出典：住民基本台帳(日本人・外国人)町丁目別・年齢別人口(各年3月末時点))

② 神戸市の人口の予測

神戸市の総人口数は、平成27年度の155万人から、平成52年度には136万人まで減少すると予測されている。一方、総人口に占める高齢人口の割合は、平成27年度の27.6%から、平成52年度には37.6%の水準になると予測されている。

<図表2-3> 神戸市の人口の予測



(出典：男女・年齢(5歳)階級別データ『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)より算定)

(2) 神戸市の財政状況

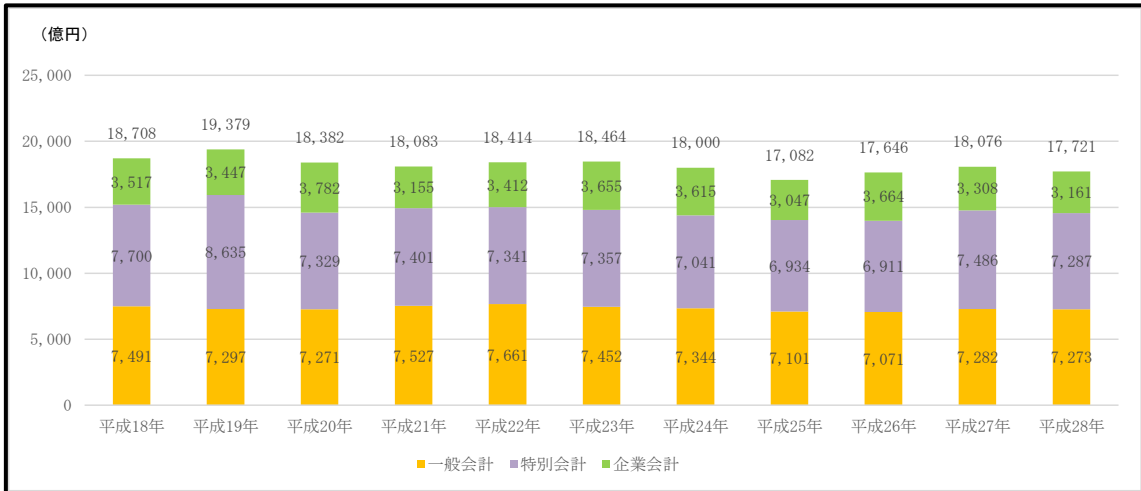
神戸市の平成28年度当初予算の状況は、一般会計において、子育て・教育環境の充実、新たな発想・手法を取り入れた神戸経済の活性化や雇用の創出、都心の再生をはじめとした地域課題に対応したまちづくり等、神戸のまちの総合力を高める施策を積極的に計上した一方で、長期金利の低下に伴い中小企業融資預託金が減少したこと等から、予算規模は、7,273億円(対前年度△9億円)となった。

特別会計において、超高齢社会の進展に伴う医療費の増加等により、国民健康保険事業費、介護保険事業費および後期高齢者医療事業費がそれぞれ増加した一方、臨時財政対策債や市街地再開発事業費等にかかる元金償還金の減少に伴い公債費が減少したこと等から、7,287億円(対前年度△199億円)となった。

企業会計において、污水管の更新の増加等に伴い下水道事業会計が増加した一方、企業債償還の減少に伴い港湾事業会計、新都市整備事業会計が減少したこと等から、3,161億円(対前年度△147億円)となった。

この結果、全会計の予算規模は、1兆7,721億円(対前年度△355億円)となった。

<図表2-4> 神戸市の歳入歳出予算規模の推移



- ・一般会計 福祉、教育、道路・公園の整備等、市の基本的な事業を行う会計をいう。主に市税や地方交付税等によって賄われる。
- ・特別会計 特定の事業を特定の歳入により実施する会計の総称である。一般会計から切り離して整理することで、個々の事業の収支や運営実績が明確になる。国民健康保険事業費や介護保険事業費、市営住宅事業費等、神戸市では14の特別会計がある。
- ・企業会計 地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する地方公営企業の会計の総称で、主に利用者が支払う料金収入で事業を行っている。自動車事業や上下水道事業等、神戸市では7の企業会計がある。

(3) 神戸市の施設の状況

① 施設の現状

神戸市が所有する建築物系の公共施設（ここでは、公共施設のうち所謂「ハコモノ」と呼ばれるものを指している。）としては、庁舎等一般施設（市役所本庁舎、区役所、消防署、クリーンセンター、公衆衛生、社会福祉、産業振興、スポーツ・文化施設等）、学校園、市営住宅等、企業会計用施設（企業会計の部局が所管する建築物）がある。

これらの区分における主な施設と延床面積は以下のとおりである。

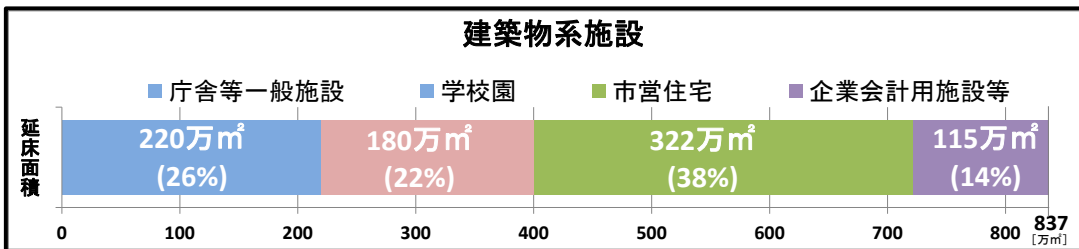
<図表2-5> 各施設の主な内訳

区分	延床面積 (万㎡)	主な施設
1 庁舎等一般施設	220	
(1) 庁舎	28	
本庁舎	10	市役所本庁舎1~4号館
区庁舎・出張所	9	区総合庁舎(9区)、区出張所・連絡所(北区、西区)
事務所	5	事務所、建設事務所
保健所・消防署	4	消防署、消防署出張所、保健センター
(2) その他公用施設	5	
研究所	2	六甲山牧場、環境保健研究所
研修所	2	総合教育センター、市民防災総合センター
現場話所・車庫	1	消防団器具倉庫、公園話所、現場話所
(3) 社会教育施設	8	
図書館	2	中央図書館、区図書館(9区)
公民館	1	公民館(7館)
野外等活動施設	5	青少年科学館、生涯学習センター、自然の家、しあわせの森野外活動センター
(4) 公衆衛生施設	19	
ごみ処理施設	15	クリーンセンター、資源リサイクルセンター、粉碎選別施設
斎場・墓地	1	鴨越斎場、西神斎場、鴨越墓園
食肉センター	3	中央卸売市場西部市場
(5) 社会福祉施設	29	
社会福祉施設	2	総合福祉センター、兵庫荘
児童福祉施設	10	総合児童センター、保育所、児童館
心身障害者援護施設	3	心身障害福祉センター、在宅障害者福祉センター
老人福祉施設	8	和光園、地域福祉センター
その他社会福祉施設	6	しあわせの村、市民福祉交流センター、健康ライフプラザ
(6) 市民福祉施設	85	
公園等	22	御崎公園、総合運動公園
体育施設	6	ポートアイランドホール、中央体育館、ポートアイランドスポーツセンター
会館	5	文化ホール、産業振興センター
国民宿舎	1	須磨荘、摩耶ロッジ
美術館	4	ファッション美術館、市立博物館、海外移住と文化の交流センター
市場	21	中央卸売市場本場、中央卸売市場東部市場
駐車場	14	三宮駐車場、小磯記念美術館地下駐車場、湊川公園駐車場
動物園	1	王子動物園
水族館	1	須磨海浜水族館
その他市民福祉施設	10	勤労市民センター、区民センター
(7) その他公共用施設	9	国際展示場、ものづくり復興工場、国際会議場
(8) 普通財産	37	ファッションマート、北野公房のまち
2 学校園	180	
(1) 小学校	99	
(2) 中学校	59	
(3) 高等学校・幼稚園等	22	
3 市営住宅	322	
4 企業会計用施設	115	
合計	837	

(注) 網掛けは今回の監査対象とした施設(一部を含む)

(出典:平成28年3月 神戸市公共施設等総合管理計画)

<図表2-6> 各施設の延床面積



(出典:平成28年3月 神戸市公共施設等総合管理計画)

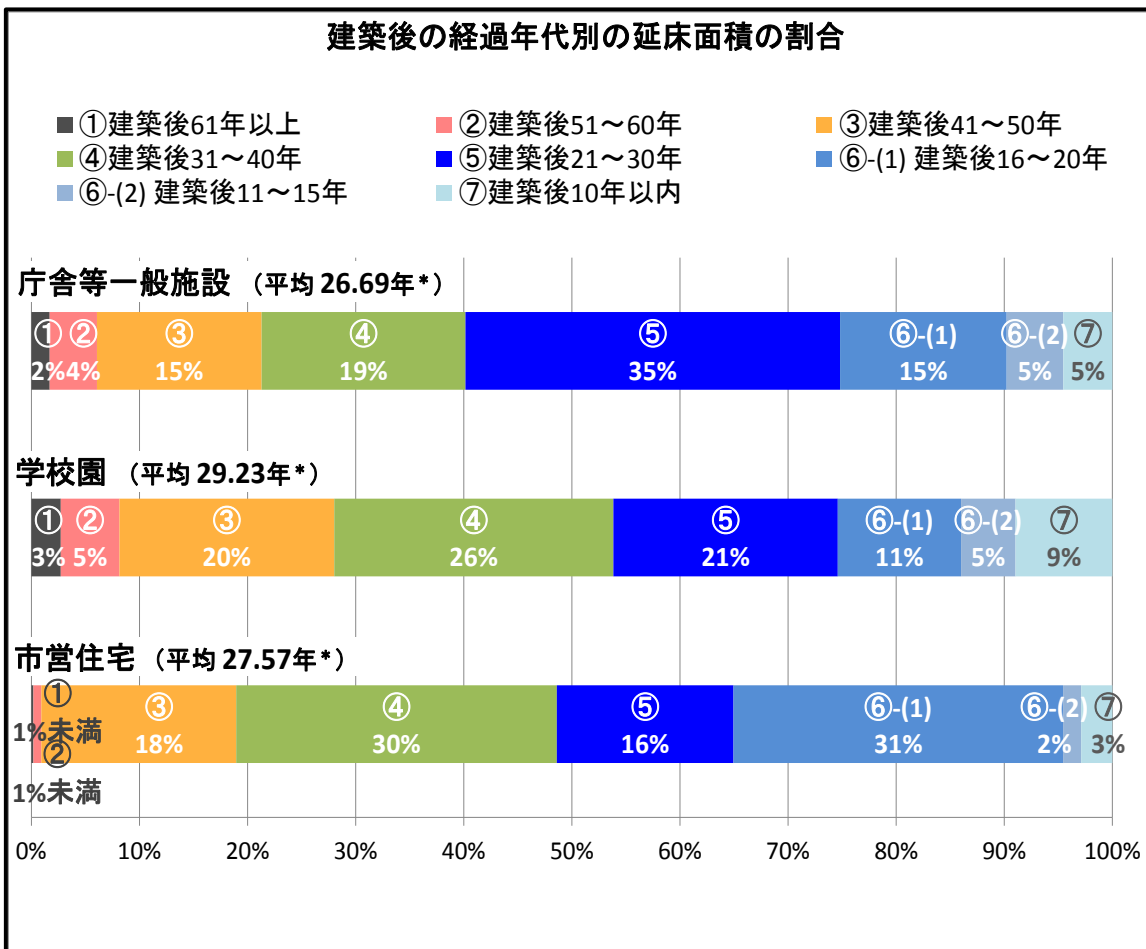
② 建築後の経過年代別について

建築後の経過年代別の延床面積の割合（平成27年度末時点）を見ると、庁舎等一般施設については、建築後10年以内のものと、建築後50年を超えるものが共に5%程度と非常に少なく、建築後21年から40年のものが全体の過半数を占めている。

学校園については、建築後20年、30年、40年の区分では、ほぼ均等化されている。

市営住宅については、阪神・淡路大震災後に設置された建築後16年～20年となるものが31%、建築後31年～40年となるものが30%となっている一方、建築後50年を超えるものはほとんど無い。

<図表2-7> 建築後の経過年代別の延床面積の割合



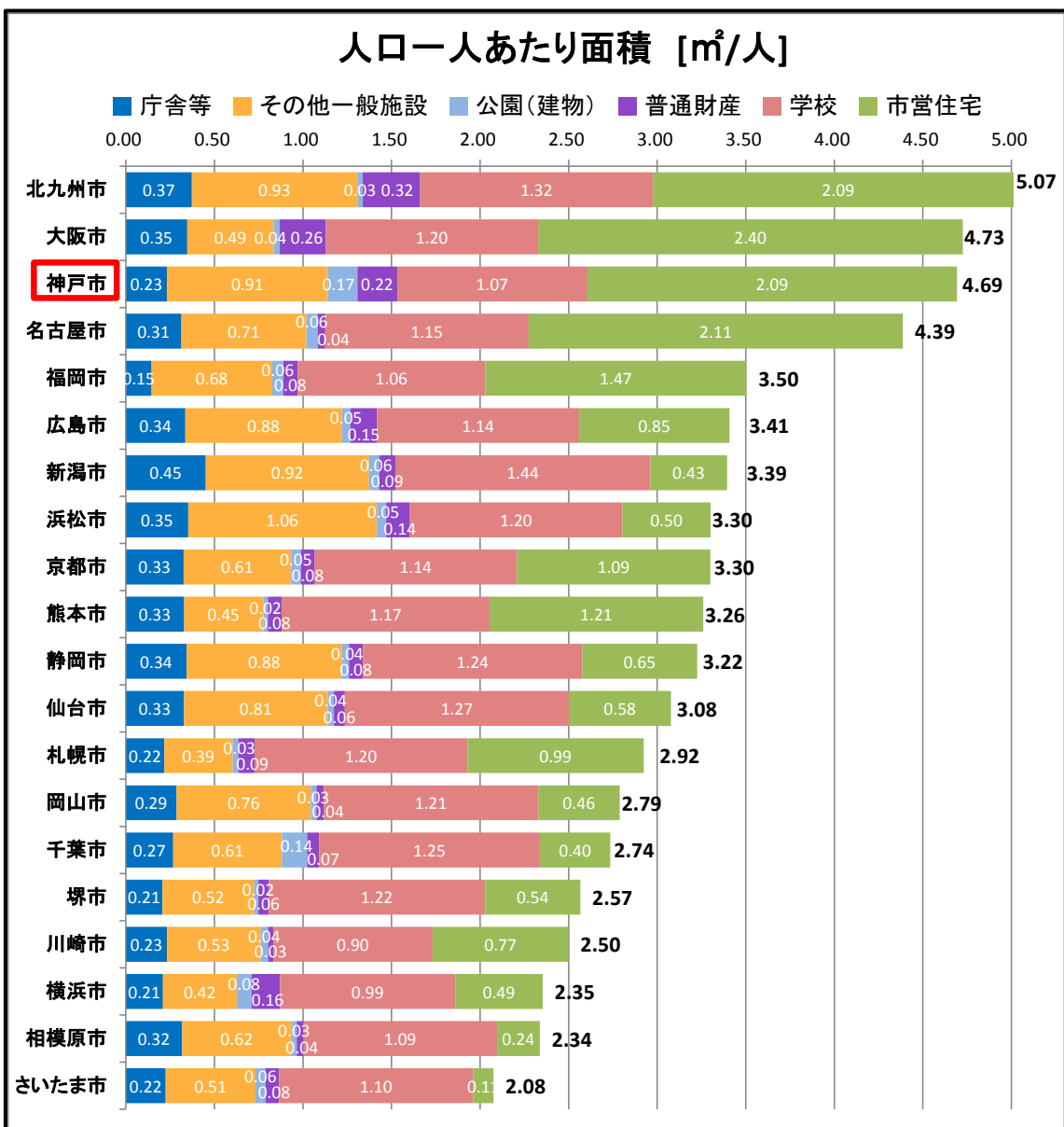
(出典：平成28年3月 神戸市公共施設等総合管理計画)

③ 政令指定都市間の比較について

政令指定都市間の比較では、人口一人あたり延床面積は3番目に多いが、施設別にみると市営住宅が上から3番目である一方、庁舎等は下から5番目である等、施設によって状況が異なっている。

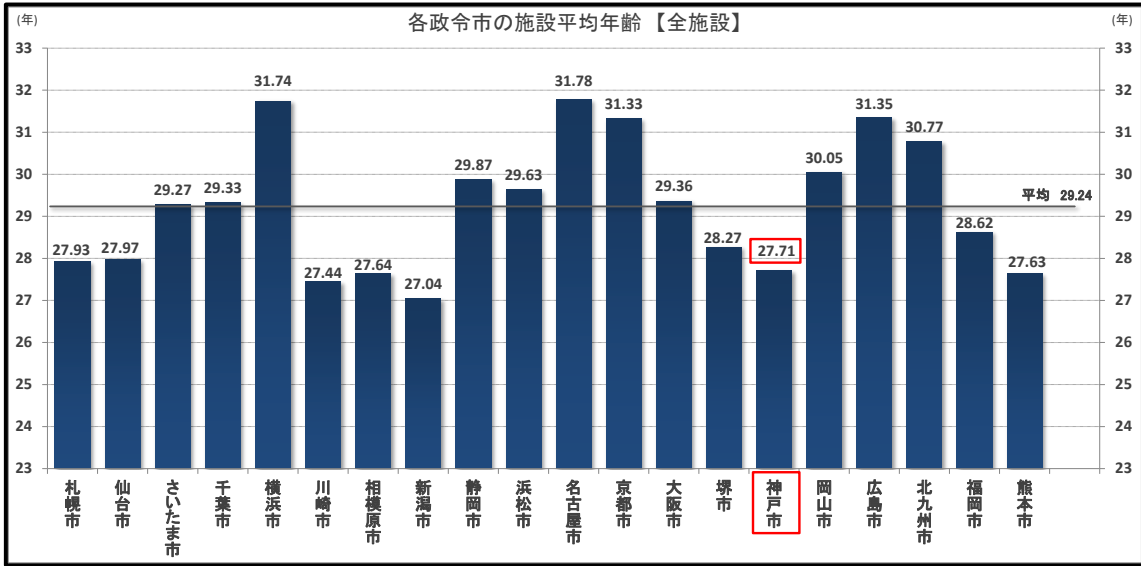
一方、施設の平均年齢は比較的若く、学校園では3番目、市営住宅では5番目に若い。これは阪神・淡路大震災後に新設や建替え等を多く行ってきたことも一因と考えられる。京阪神3都市での比較においても、学校園、市営住宅ともに最も若い。

<図表2-8> 人口一人あたり延床面積の政令指定都市間比較



(出典：平成28年3月 神戸市公共施設等総合管理計画)

<図表2-9> 各政令市の施設平均年齢



(出典：平成28年3月 神戸市公共施設等総合管理計画)

(4) 神戸市のファシリティマネジメント

① ファシリティマネジメントについて

イ. ファシリティマネジメントの意義

資産・債務に関する適正な管理を一層進め、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を進める際に有効な考え方として、「ファシリティマネジメント」という考え方がある。

ファシリティマネジメントは、公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会において、以下のように定義されている。

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動

ロ. ファシリティマネジメントの要点

ファシリティマネジメントの要点は、以下のとおりである。

- 全施設・資産を対象とする
- 全体最適を目指し、組織横断的な活動とする
- 現状の資産について、最適な状態への改善を意識する
- 不要な施設、不足している施設、不適當な使用の施設を特例なく検討する
- 継続的なPDCAサイクルを組み込んだものとする

ハ. 地方公共団体でファシリティマネジメントが重要となる理由

地方公共団体でファシリティマネジメントの考え方が重要となる理由として、以下の点が挙げられる。

- 地方公共団体は、その性質上、道路、橋梁、下水道等のインフラ施設に加えて、庁舎、学校、住宅、コミュニティ施設、文化・スポーツ施設、社会福祉施設、病院、消防署等様々な機能を有する多数の施設を保有し、また、事業の実施予定地等の土地も多く保有することとなるため、当該財産の有効活用が、地方公共団体の運営に与える影響が大きいこと
- 施設の取得や、既存の施設の機能維持・修繕には多額の資金が必要となるため、地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいこと
- 地方公共団体は旧来、単年度における予算と執行を重視し、各部署がそれぞれの事業目的で財産を取得するような体質を有していたこと

ニ. ファシリティマネジメントによる効果

ファシリティマネジメントが適切に行われれば、以下のような効果があるため、ファシリティマネジメントは重要な概念として位置付けられる。

- 全体最適化の検討を実施できる効果
- 不要な施設、不足している施設、不適当な使用方法の施設が明らかになり、地方公共団体にとって最適な財産活用のあり方が示される効果
- 同施設関連費用（取得費・維持管理費・取替更新費）を最小に抑える効果
- 市民、職員その他のファシリティ利用者にとって快適・魅力的な施設の実現に資する効果
- 省エネルギーを実現し、コスト低減とともに環境への配慮に資する効果

② 神戸市のファシリティマネジメントについて

神戸市においては、平成23年3月に「ファシリティマネジメントの推進について基本的な考え方」を策定しており、その概要は以下のとおりである。

イ. 背景

少子高齢型の人口減少社会の到来に伴って社会情勢が変化し、歳入歳出構造の変化によ

る財政的な制約が増大していく中で、人口増加や経済成長にあわせて整備拡充をしてきた公共施設群のうち、築40年を経過した施設群が相当数に達し、続々と建替えによって機能改善を図っていく必要がある年代（従来であれば築40年前後）を迎える。今後、公共施設に係る管理及び整備コストを充足するだけの財源が確保できるとは限らない。そのため、公共施設に係る多大な負担を将来にわたって低減するためには、i 次世代に継承していく公共施設の適切な管理と長寿命化、ii 市民ニーズに対応する施設規模への変更や用途転換、iii 大規模改修や建替えによる施設存廃の選択にあたって行政サービスや施設機能等の見直し等が必要である。

ロ．目指すべき姿

現在及び次世代の市民が、安全な公共施設で安心して利用できるように、ファシリティマネジメントの3つの柱（「日常管理」「保全整備」「資産管理」）を総合的に実施して、市民や地域ニーズの変化に対応しながら、公共施設の役割を将来にわたって持続的に発揮していく。

i 安全安心な公共施設群の形成

適切な施設管理による長寿命化の促進や環境負荷の軽減を図る。また、老朽化が進展した公共施設の改修・設備更新・建替えや「神戸市耐震改修促進計画」に基づく耐震化対策等を実施する。

ii 資産としての公共施設の有効活用

神戸市行政評価条例や建築関連法令等に基づいて公共施設のあり方・必要性や規模、機能転換・複合化、余裕空間の活用等を検討し、全庁的な視点で公共施設の有効活用を推進する。これらを実現していくために、統一した判断指標の導入、進捗管理及び中長期的視点からの再整備時期の設定等により、意思決定の迅速化・市民との共有を図り、行政施策及び資産活用の実現性を高める柔軟で機動的な行政システムとして展開していく。

ハ．推進の方向性

ファシリティマネジメント推進の方向として、公共施設が提供する行政サービスの持続性を担保するための3つの柱を定めている。

- i 「最適な日常管理— 標準的・効率的且つ適正なコストの維持管理による良好な施設機能の確保」

公共施設の各種点検・修理等、日常維持管理作業を効率的に実施することで、施設機能を良好に保って、利用者等第三者に対する被害を防止する。また、標準化・集約化を図ることで個別管理によって生じる管理コストのムダを省く。

- ii 「最適な保全整備— 計画的・効果的な投資による長寿命化の実現と環境への配慮」
中期的視点から計画的・効果的な保全整備を実行し公共施設の設備等を管理していくことで、施設性能の回復やエネルギー効率の向上を図る。また、新たな用途に対応するため公共施設を転用する等長寿命化方策を実践していく。

- iii 「最適な資産管理— 望ましい公共施設のあり方検討、及び統廃合・利活用による最適保有量の実現」

公共施設のあり方や必要性について、市民ニーズや政策適合性、施設性能、費用対効果等の指標によって分野横断的に評価し、公共施設の統廃合や再配置等を計画的に進めて最適な資産保有量を実現していく。

なお、対象となる公共施設は、市営住宅・企業用会計施設・学校園を除く一般営繕施設とし、最適な資産管理における利活用方策の検討対象は全施設とする。

二. 具体的な取組

推進の方向性の考え方に基づき、5か年（平成23年から平成27年度）の具体的な目標や基礎的情報の収集・分析のための施設調査等、各種取組が定められている。

なお、平成28年3月に「神戸市公共施設等総合管理計画」が公表され、今後10か年（平成28年から平成37年度）の全庁的な取組や情報共有、他組織との連携の方針が示されており、「神戸市行財政改革2020」と同総合管理計画に基づき公共施設のファシリティマネジメントが推進されることになっている。

(5) 神戸市のファシリティマネジメントに係る組織体制

平成28年3月の「神戸市行財政改革2020アクションプラン1.1版」において 公共施設等総合管理計画の推進（公共施設等の適正な管理、計画的・効率的な修繕等を行い、安全性

の確保、市民サービスの向上、長寿命化等によるコスト削減を図る)については、行財政局の所管となっているが、実際にはそれぞれの公共施設を所有する部署がそれぞれ行うことになっている。

① 現状の施設の保守修繕の業務フロー

<図表2-10> 保守修繕の業務フロー

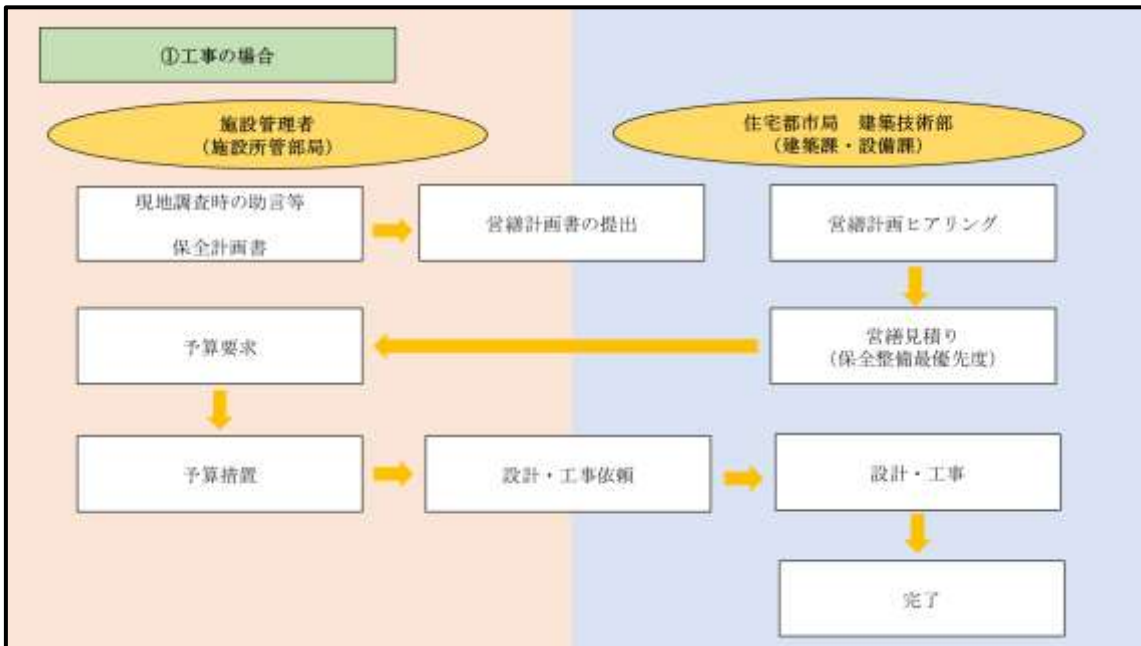
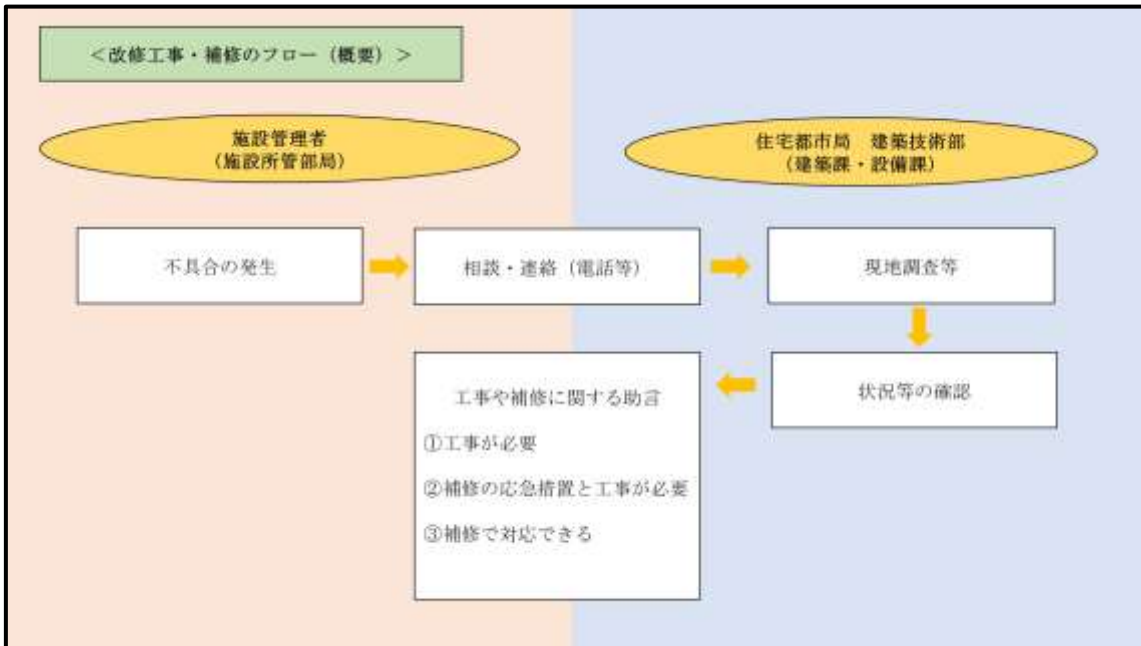
①	施設管理課	日常点検・法定点検の実施
②	施設管理課	①の結果把握した不具合について、小修繕の実施
③	施設管理課	②で対応できない不具合について住宅都市局への相談連絡を実施
④	住宅都市局	現地調査もしくは不具合箇所の写真にて状況を確認し、以下の分類で助言を実施。 ア：工事が必要、イ：補修の応急措置・工事が必要、ウ：補修で対応可、エ：経過観察 以下、工事が必要なケースのフロー
⑤	施設管理課	保全計画や施設利用者の意見、④の助言等に基づき営繕計画書を住宅都市局に提出 営繕計画についてヒアリング
⑥	住宅都市局	営繕見積と保全整備優先度を施設管理課に提供する。 ※優先度の考え方は後述
⑦	施設管理課	予算要求を実施
⑧	施設管理課	予算措置が行われたものについて、住宅都市局へ設計・工事依頼を行う
⑨	住宅都市局	設計、工事、完了確認を実施

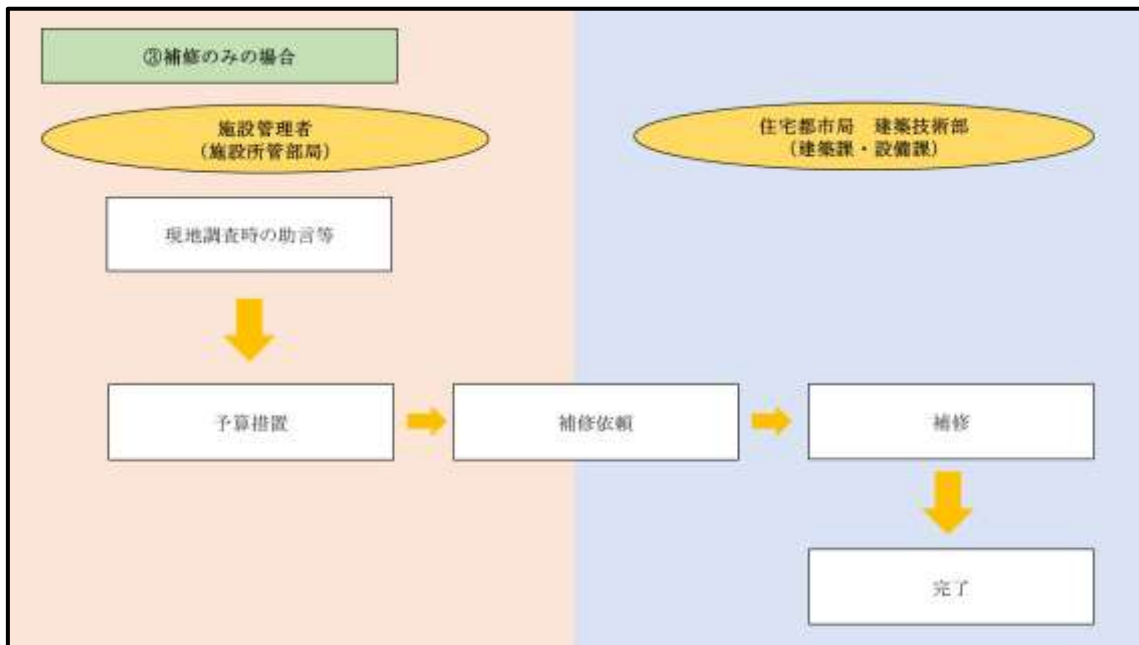
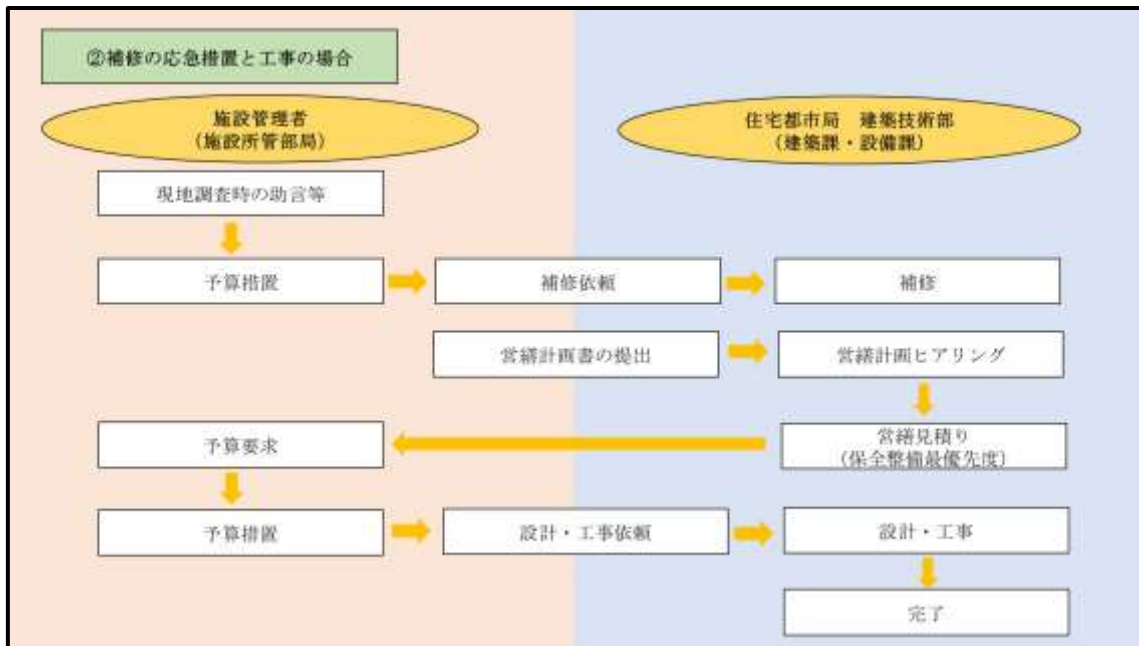
イ：補修の応急措置・工事が必要なケースは、応急措置について施設管理者の補修予算から予算措置をし、補修対応を行う。なお、住宅都市局は依頼に応じて技術支援や修繕等を行う。応急補修後の工事はアと同じフローで処理をする。

ウ：補修で対応可のケースは施設管理者の補修予算から予算措置をし、補修対応を行う。
この場合も、住宅都市局は依頼に応じて技術支援や修繕等を行う。

上記を図表化すると以下のとおりである。

<図表2-11> 保守修繕の業務フロー図





② 保全整備優先度の考え方

住宅都市局では、営繕計画書に対する意見「保全整備優先度の提案」において、以下のような優先度を示している。当該優先度はハード面を技術的観点から評価したもので、ソフト面（各事業の政策的な重要度・優先度）は考慮していないと明記されている。

なお、判定の際には工事履歴も合わせて確認し、工事实績がない等、重大な不具合が発生する前に予防保全として必要と考えられる営繕計画書については、優先度を上げるようにしている。

<図表2-12>優先度判定マトリクス

緊急度 (劣化度)	高	C	B	A
	中	D	C	B
	低	E	E	D
		低	中	高
	重要度			

イ. 緊急度の判定基準

緊急度	内容
高	緊急を要する (例) 主要構造部の障害が著しい、緊急補強が必要 ・ 常時執務・通行箇所、部材の剥離等で人身事故が起こる ・ 漏水のうち、執務室、電気室への漏水で部分補修が不可能なもの ・ 法律等で改善が要求されているもの ・ 設備等で老朽化が著しく故障が頻発しているもの ・ 耐久性の限界で性能に対する期待ができないもの
中	至急実施すべきである (例) 常時執務・通行箇所でないが、部材の剥離がおこる ・ 漏水のうち、執務室、電気室以外への漏水で部分補修が不可能なもの、豪雨時に執務室、電気室への漏水がおこるもの ・ 設備等で故障が頻発する状況でないが耐用年数を大きく超過しているもの、故障時に供給側の理由等で、取替部品がないもので修繕が不可能なもの ・ 設備等で劣化が進行し、性能が衰えつつあるもの ・ その他
低	上記に当てはまらないもの

ロ. 重要度の判断基準

重要度	内容
高	最重要部位（予防保全対象部位等） (例) 主要構造物、人命に係る設備等、損傷が人命に影響する部位 ・ 施設全体の供給施設のうち重要なもの、法規制上必要なもの、支障が発すると施設全体の運営が不可能になる部位 ・ テナント貸出部分で支障が生ずると営業が不可能になる部位 ・ その他、以下の予防保全対象部位のうち、重要なもので改修により施設の延命化に大きく寄与するもの ・ 建築部材別 構造躯体、屋上、屋根、外壁等の建築物の外皮部分 ・ 設備部材別 受変電・幹線設備、防災設備、受水槽、ポンプ、給排水幹線設備、昇降設備
中	重要部位 ・ 施設使用上、支障が発すると施設全体の運営は不可能ではないが不都合が生じるもの ・ 施設使用上、快適性を維持するための部位 ・ その他 上記予防対象部位のうち改修により施設の長寿命化に寄与するもの
低	上記以外の部位

③ ファシリティマネジメント予算について

行財政局において、ファシリティマネジメントの観点から平成25年度以降予算を設定している。

当該予算の対象施設は平成23年度「ファシリティマネジメントの推進について基本的な考え方」策定時に、施設カルテ等を作成し把握した「最適化検討施設」(80施設)および、その際に次点となった77施設を基本とし、その後に老朽化が進んできた箇所については、任意に追加している。

予算策定の手順としては、以下のとおりである。

- イ. 対象施設について行財政局管財課から住宅都市局に営繕見積の作成依頼を実施
- ロ. 住宅都市局が各施設管理課に対して行う営繕ヒアリングにオブザーバとして参加
- ハ. 住宅都市局から受領した営繕見積書に基づき、財務課および各局経理に提案を実施。
- ニ. 提案に基づき各局からの予算要求に基づき、予算査定を実施。
- ホ. 予算措置が行われたものについて、各施設管理課が住宅都市局へ設計・工事依頼を行う。

神戸市は、ファシリティマネジメント予算の枠を別途設けることによって、「最適化検討施設」(80施設)および、その際に次点となった77施設の保守修繕等を進めている。

予算策定の手順を示すと図表2-13のとおりである。

<図表2-13>ファシリティマネジメント予算策定手順

	行財政局		住宅都市局	施設管理部局
	管財課 (FM担当)	財務課	建築技術部 (営繕)	
4月			営繕計画書説明会	営繕計画書説明会
5月				営繕計画書作成
6月	FM営繕見積り 作成依頼		FM営繕見積り依頼受領	営繕計画書提出
7月	営繕ヒアリング オブザーバー		営繕ヒアリング	ヒアリング説明
8月			営繕見積書作成と回答	
9月	FM営繕見積書受領			営繕見積書受領
10月	FM提案作成 FM予算案財務課へ提案 各局経理へ提案		保全整備優先度の提案 (FM指定項目記載)	保全整備優先度の 提案受領 FM提案局経理受 領・FM枠の推定 各局内予算査定
11月	予算編成要領送付			予算編成要領受領 予算要求
12月	予算査定			
1月			営繕工事計画照会	
2月	FM予算内示受領	予算案決定 予算内示	営繕工事計画受領 営繕工事打合せ 営繕工事計画表作成	予算内示受領 営繕工事計画回答 営繕工事打合せ
3月				

(注1) 平成25年度予算はファシリティ予算の初年度のため手順が異なる。経年により見直し整理。

(注2) 営繕見積書回答時期は案件により保全整備優先度の提案と前後することがある。

4. 市営住宅の概要

(1) 市営住宅の概要

① 市営住宅の役割

神戸市は、住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、セーフティネットの中核として、真に住宅に困窮する人を対象に、市営住宅を供給している。

市営住宅は、人口減少や高齢入居者の急増、施設の老朽化等様々な課題を抱えており、セーフティネットの役割を果たしつつも、市営住宅の適正管理と有効活用による、より一層の機能充実を図っていくことが求められている。

② 市営住宅の種類

神戸市内には、下表で示している種類の市営住宅がある。それぞれの住宅種類ごとに根拠法令が異なっている。

<図表2-14>市営住宅の種類と根拠法令

種類	根拠法令	定義・目的
公営住宅 (借上げ公営住宅含む)	公営住宅法	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
改良住宅	住宅地区改良法または小集落地区等改良事業制度要綱	不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
厚生年金住宅	神戸市厚生年金住宅条例	神戸市が厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、これを事業主に使用させることにより厚生年金保険及び船員保険の被保険者である当該従業員の住宅を確保し、並びに当該住宅の有効利用を図ることにより市民生活の安定に寄与し、もって市民の福祉の増進を図ることを目的とする。
特別市営住宅	地域特別賃貸住宅制度要綱または特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。
第3種住宅	神戸市営住宅条例	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
都市再生住宅	住宅市街地総合整備事業制度要綱	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、地域の居住機能の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 都市再生住宅は、住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づく事業の施行に伴って住宅等を失うことにより住宅等に困窮すると認められる者を入居させるための住宅をいう。

③ 管理戸数（種類別）

平成27年度末時点で神戸市が管理する市営住宅戸数は下表のとおりである。

なお改良住宅は、住宅地区改良法あるいは小集落地区等改良事業制度要綱に基づき、一定要件を満たす改良地区で供給されるものであり、指定された地区の大半が番町（長田区）と宇治川（中央区）、新生田川（中央区）であったため、他区に比べて多くなっている。

<図表2-15>市営住宅の区別の種類別管理戸数

市 営 住 宅								
区別	種 類 別							
	横計	公営住宅	借上公営住宅	改良住宅	厚生年金住宅	特別市営住宅	第3種住宅	都市再生住宅
東灘区	4,006	3,540	110	89	—	100	167	—
灘 区	2,942	1,822	181	114	—	—	12	813
中央区	5,253	1,721	389	2,060	—	152	—	931
兵庫区	4,761	2,517	856	521	112	185	—	570
北 区	6,530	5,903	80	20	297	45	185	—
長田区	7,417	2,927	899	2,385	—	—	—	1,206
須磨区	8,401	7,459	422	100	60	—	20	340
垂水区	7,262	6,259	—	49	776	144	34	—
西 区	4,593	3,547	—	372	590	84	—	—
合計	51,165	35,695	2,937	5,710	1,835	710	418	3,860

④ 市営住宅の管理部局の各役割

市営住宅に係る業務は、住宅都市局が担当している。住宅都市局は、以下の所管課から構成され、主な業務分掌は以下のとおりである。

<図表2-16>市営住宅に係る業務分掌

	市営住宅に係る主な業務
住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅全般に関する調整 ・市営住宅の建築、大規模修繕等に関する補助申請に係る事務手続き
住宅整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の建築及び工事の施工に係る事務手続き ・市営住宅等のマネジメントに係る調査及び計画 ・市営住宅等のマネジメントに係る入居者の調整
住宅建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の建築工事、保守及び修繕の調査、見積り、設計、監督、検査及び評価
住宅管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の管理に係る調査及び計画 ・市営住宅に係る入居者の募集及び選考

(2) 市営住宅のマネジメント

① 市営住宅のマネジメント計画

神戸市では、現在第2次市営住宅マネジメント計画（対象年度平成23年～平成32年度）に基づき、市営住宅の再編・改修等の取組を進めている。これは「計画的な再編・改善による良質なストックの形成」及び「新たな運営による良好なコミュニティの形成」を基本目標として、平成12年2月に策定された「市営住宅マネジメント計画（第1次計画）」を引き継ぐ形で策定されたものである。

② マネジメント計画の基本方針

第2次市営住宅マネジメント計画の基本方針は以下の3つである。

イ。「できるだけ長く使う」ことを基本とする一方、改修・更新時期を迎える住宅の改修・建替・廃止をバランスよく行う。

- 耐震改修促進計画で定めた、計画期間中（平成 32 年度まで）100%の耐震化率の達成を目指す
- 長期活用する住宅は、バリアフリー化や居住性向上等、計画的改修による建物の長寿命化を図る。
- 老朽化した住宅や耐震改修が困難な住宅棟は、年度毎の事業量の平準化を図り、再編を進める。
- 地域の特性・ニーズに対応した再編や、福祉活動拠点等と連携した住宅ストックの有効活用を進める。

ロ．高度成長期の大量ストックの更新時期と震災時の需要増に対応した借上住宅の返還時期を迎え、将来を見据えた管理戸数の円滑な縮減を図る。

- 更新時期を迎える住宅の中には、役割を終えつつある厚生年金住宅等も相当数含まれ、効率性や将来の必要性等も検討しながら、建替・廃止・改修等を組み合わせて対応していく。
- 借上住宅が順次契約期間満了を迎えるため、入居者の住み替えや所有者への返還を進める。
- 一定の募集規模を維持するとともに、被災者世帯の減少に合わせた、震災前水準への収束を意識し、第 2 次市営住宅マネジメント計画策定時の管理戸数約 53,000 戸から 46,000 戸程度への円滑な縮減を図る。

ハ．将来にわたり、住宅セーフティネットにおける役割を果たすため、マネジメント計画を通じた健全会計の確保を図る。

- 厳選して建替を行うことにより、毎年度、市債償還額より市債発行額を少なくする。
- 国費の導入と余剰地の売却により、建設事業費を確保する。
- 管理事業費では、借上住宅の計画的返還による借上料の縮減や指定管理者制度の導入等による効率化を図る。

- これらの取組を通じ、計画期間終了時には、収支不足に対する一般財源からの実質繰入額を解消する。

③ マネジメント計画の具体的手法

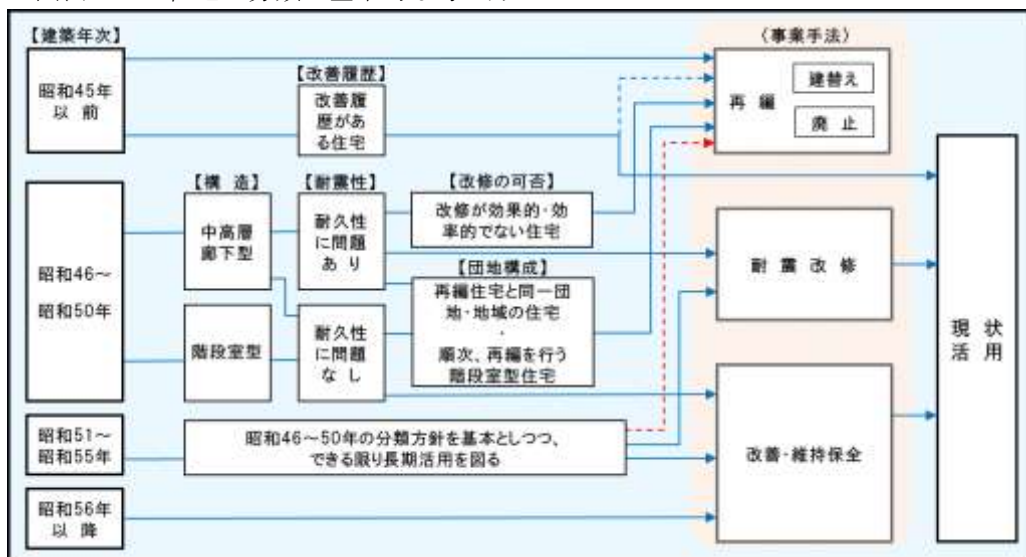
イ. できるだけ長く使うための具体的手法

- 耐震性の低い住宅棟を優先し、計画的に耐震改修を実施する。
- 長期活用を図る住宅へのエレベーターや風呂の設置等、バリアフリー化や居住性向上を図る。
- 適切な維持・保全のため、予防保全的に外壁や屋上防水の改修等を計画的に実施する。

ロ. 将来を見据えた再編の実施

- 住宅の分類の基本的な考え方に従い、再編・耐震改修等に取り組む。

<図表2-17>住宅の分類の基本的な考え方



(第2次市営住宅マネジメント計画を元に作成)

- 再編にあたっては、敷地条件等を勘案し、引き続き当該地域で維持する必要がある住宅については建替等により必要戸数を確保する。
- 建替等により、十分な戸数が建設できない、集約が可能である等、建替が効果的・効率的でない住宅については廃止する。
- 改修が効果的・効率的でない住宅は、以下の考え方によって、判定しているとのことである。

- ◇ 敷地条件から適切な補強方法がない。(補強スペースがない、工事車両が入れない等)
- ◇ 耐用年数に比べて改修費用が高額である。
- ◇ 住戸内の補強により、使用できなくなる住戸が多数発生する。
- ◇ 設備の老朽化やエレベーター未設置、住戸面積が狭い等、今後 20 年以上の使用が見込めない。

ハ. 返還時期を迎える借上住宅への円滑な対応

入居者の意向を踏まえた住み替えや、所有者と早い段階から協議を進め、借上住宅の円滑な返還を進めていく。

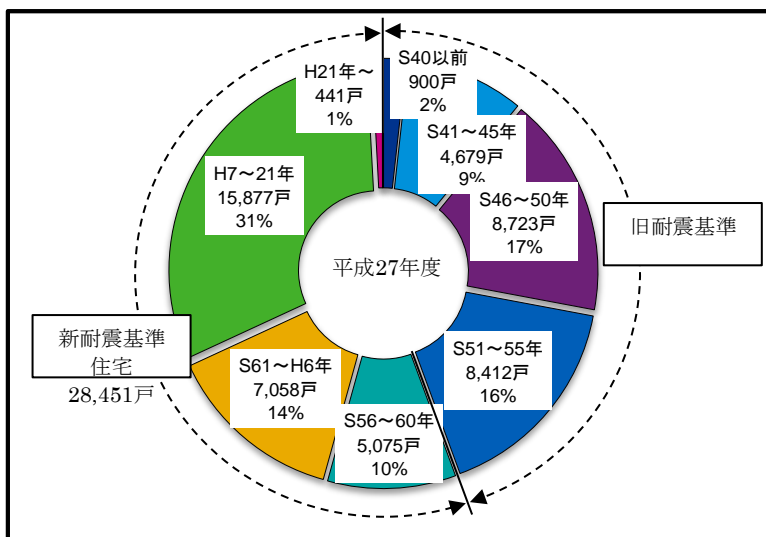
ニ. 高齢化等を踏まえた団地の再生とまちづくりへの展開

大規模団地の再編によって生み出される余剰地において、多様な住宅や高齢者支援・子育て支援のための施設の導入等、事業者等との連携により、地域の特性やニーズに対応した活用を図る。

④ 市営住宅のストックの状況

イ. 経年の状況

市営住宅の建設時からの経過年数の状況は以下のとおりであり、昭和55年以前に供給された旧耐震基準による住戸が依然として半数近くを占める状況である。



<図表2-18> 市営住宅の経過年数別耐震基準の状況

ロ. 管理戸数

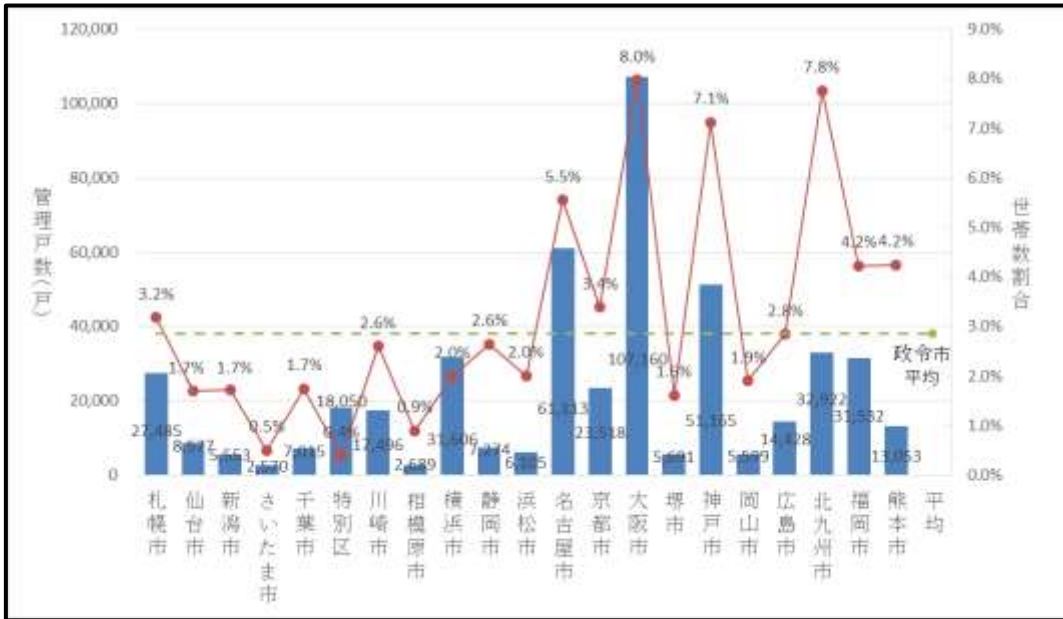
管理戸数は平成27年度末で、422団地、51,165戸の住宅を管理しており、入居戸数は41,621戸、入居者数は75,410人となっている。平成23年度から平成27年度の管理戸数の推移は下表のとおりである。

<図表2-19> 過去5年間の管理戸数の推移

区分	年度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	
全戸数計		52,489	52,220	52,162	51,893	51,165	
内訳	公営住宅	39,907	39,698	39,630	39,338	38,632	
	一般	[38,774]	[38,615]	[38,572]	[38,601]	[37,895]	
	本市建設	(35,266)	(35,139)	(35,159)	(35,429)	(34,958)	
	民間借上	(1,495)	(1,495)	(1,476)	(1,438)	(1,333)	
	都市機構借上	(1,754)	(1,722)	(1,678)	(1,480)	(1,350)	
	公社借上	(259)	(259)	(259)	(254)	(254)	
	地域改善	[1,133]	[1,083]	[1,058]	[737]	[737]	
	第3種住宅	215	379	390	416	418	
	改良住宅	5,732	5,732	5,732	5,732	5,710	
	一般	[385]	[385]	[385]	[385]	[385]	
	地域改善	[5,347]	[5,347]	[5,347]	[5,347]	[5,325]	
	厚生年金住宅	2,059	1,835	1,835	1,835	1,835	
	特別市営住宅	710	710	710	710	710	
	都市再生住宅	旧従前居住者用住宅	3,091	3,091	3,090	3,087	3,085
		本市建設	[2,858]	[2,858]	[2,858]	[2,858]	[2,858]
		民間借上	[31]	[31]	[30]	[30]	[29]
		都市機構借上	[202]	[202]	[202]	[199]	[198]
旧再開発住宅		496	496	496	496	496	
旧コミュニティ住宅	279	279	279	279	279		
※平成22年度から「従前居住者用住宅」、「再開発住宅」及び「コミュニティ住宅」を「都市再生住宅」に名称変更している。							
(神戸市提供資料)							

管理戸数の政令市比較は以下のとおりである。

<図表2-20>管理戸数の政令市比較



ハ. 県営住宅等との連携

県営住宅との推移は以下のとおり。

<図表2-21>過去5年間の市営住宅と神戸市内の県営住宅・UR賃貸住宅の管理戸数推移

	市営	県営	UR賃貸	合計
平成23年度末	52,489	15,939	31,609	100,037
平成24年度末	52,220	15,794	31,609	99,623
平成25年度末	52,162	15,178	31,608	98,948
平成26年度末	51,893	15,488	31,508	98,889
平成27年度末	51,165	15,361	31,486	98,012

ニ. 厚生年金住宅

第2次市営住宅マネジメント計画作成時には、中小企業の従業員の住宅事情改善のために建設された厚生年金住宅が8団地、2,179戸あったが、新規契約が当時から少なく過去5年間の推移も以下のとおりである。

<図表2-22>過去5年間の神戸市内の厚生年金住宅の管理戸数推移

	管理戸数(戸)	入居世帯数
平成23年度末	2,059	195
平成24年度末	1,835	167
平成25年度末	1,835	155
平成26年度末	1,835	133
平成27年度末	1,835	113

(注) なお、平成27年度末管理戸数には、第2次市営住宅マネジメント計画で整理等に着手済み888戸、着手予定270戸を含んでおり、管理戸数の減少が見込まれている。

ホ. 募集の状況

i 募集の種類

市営住宅における募集の種類には、定時募集と常時募集がある。

(a) 定時募集

市内全区の空家を対象に、定期的（平成27年度は5月、10月）に実施される募集である。

募集は、HP及び市広報紙（区役所設置、各戸配布）で告知されている。

<図表2-23> 募集住宅の種類

一般住宅	市営住宅への入居資格を満たす者は誰でも入居可能。 抽選で入居者を決定する。
特定目的住宅	高齢者世帯、障がい者世帯等、申込できる世帯を神戸市が限定した住宅。抽選で入居者を決定する。
ポイント方式住宅	市営住宅への入居資格を満たす者は誰でも申込可能。 「収入状況」「世帯状況」等の項目の住宅困窮状況を点数化し、点数の高い応募者上位3名を抽出して抽選が行われる。

(b) 常時募集

定時募集で申込のなかった住宅について、神戸すまいまちづくり公社の窓口にて、先着順で申込を受け付けている。

ii 一般募集の応募倍率

一般募集の各区別応募倍率は、下表のとおりであり、2桁台（東灘区～長田区）と1桁台（須磨～西区）と地域格差が顕著である。

これは市街地の特定の団地に人気が集まる一方で、郊外地の団地には応募が少ないことが考えられる。また兵庫区や長田区等借上住宅が多い地域においては、その返還に向けて住戸を確保しなければならず、募集戸数が少ないことも要因に挙げられる。

<図表2-24>一般募集の区別応募倍率（平成27年度）

	5月+10月		
	募集戸数	応募者数	倍率
東灘区	23	434	18.9
灘区	26	1,126	43.3
中央区	22	1,518	69.0
兵庫区	8	748	93.5
長田区	13	493	37.9
須磨区	190	718	3.8
垂水区	169	254	1.5
北区	47	79	1.7
西区	59	190	3.2
全市	557	5,560	10.0

iii 一般募集の辞退率

募集時には下表のとおり、一定の辞退者が発生している。

<図表2-25>一般募集の辞退率

	募集戸数	応募者数	倍率	辞退者	辞退率
平成21年5月	358	8,546	23.9	56	15.6%
平成21年10月	374	7,862	21.0	59	15.8%
平成22年5月	388	8,055	20.8	31	8.0%
平成22年10月	367	7,334	20.0	48	13.1%
平成23年5月	216	5,243	24.3	59	27.3%
平成23年10月	306	5,698	18.6	67	21.9%
平成24年5月	234	4,796	20.5	46	19.7%
平成24年10月	192	4,190	21.8	25	13.0%
平成25年5月	159	3,749	23.6	44	27.7%
平成25年10月	168	2,914	17.3	35	20.8%
平成26年5月	150	3,278	21.9	31	20.7%
平成26年10月	220	2,413	11.0	35	15.9%
平成27年5月	280	2,748	9.8	48	17.1%
平成27年10月	277	2,812	10.2	41	14.8%

へ. 空室の状況

i 空室の発生状況

平成28年6月末時点では、神戸市で管理している市営住宅51,165戸のうち、空室が9,860戸となっており、空室率は19.3%である。

ただし、募集停止住戸3,866戸と事業予約住戸（入居待ち、事故物件、住宅変更のための確保住宅等）3,712戸を除くと、空室は2,282戸となり、その空室率は4.4%である。

なお事業予約住戸の内訳は、政策空家：1,284戸、入居待ち：1,010戸、事故物件：809戸、

目的外使用：319戸、その他：290戸である。

ii 空室有効利用の必要性

一般募集の応募状況をみると、応募数は募集戸数を上回っている一方で、応募が全くない住戸が募集戸数の約4割発生している。これは立地条件や設備が良い住宅に人気が集中している状況を示すものと考えられる。

<図表2-26>一般募集の応募状況（平成27年度）

	募集戸数	倍率	倍率50倍以上 住戸数	応募なし 住戸数
5月+10月募集	557	10.0	25	209

神戸市が管理する422団地のうち、空室数上位10団地（平成27年度末時点）について、その原因を調査したところ、建替事業中による募集停止団地を除くと、「駅から遠い」「エレベーター・風呂がない」「建物の老朽化が進んでいる」等の理由であった。

このような団地について、事業を存続させるのであれば、ソフト面からその団地の魅力を上げることで空室数を減少させる一方で、空室の有効利用を進める必要がある。

iii 市営住宅の目的外使用

空室の有効利用として、目的外使用が挙げられる。市営住宅は、住宅に困窮する市民に住居を提供することが目的であるため、それ以外の使用には国土交通大臣の承認が必要となる（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条」）。

神戸市での目的外使用事例として、グループホーム事業や高齢者自立支援拠点「あんしんすこやかルーム」等がある。

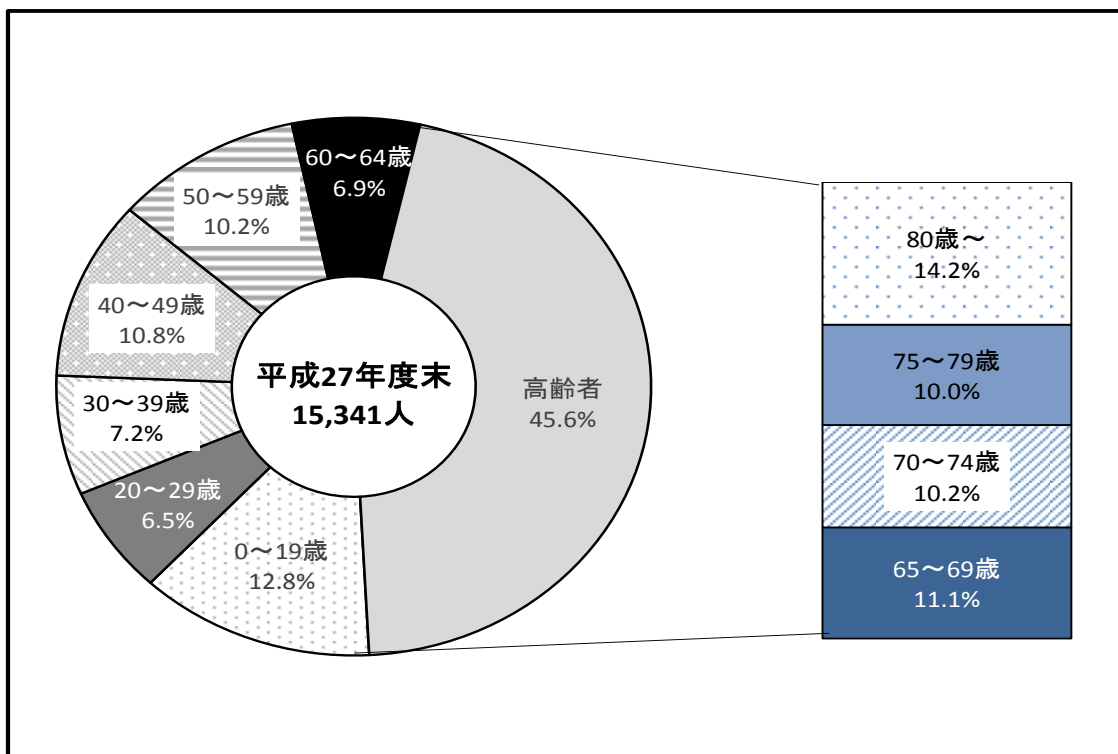
ト. 入居者の状況

i 入居者の高齢化

平成27年度末時点で、市営住宅には、75,410人（入居戸数41,621戸）が入居している。入居者の年齢構成は下表のとおりであり、高齢者（65歳以上）の割合が45.5%と高い。これは日本全体で進んでいる高齢化に加え、市営住宅における単身者の入居資格が高齢者等に限定されていることや震災後に被災高齢者のための受け皿住宅として役割を果たしたためと考えられる。

市営住宅における高齢者率は年々増加しており、神戸市ではこれに対応するため、福祉施策との連携による取組やバリアフリー化の推進が必要と考えている。

<図表2-27>入居者の年齢構成（平成27年度末）



(神戸市提供資料加工)

<図表2-28>市営住宅における高齢化率・高齢単身世帯率の推移



(神戸市提供資料加工)

ii 事故物件について

市営住宅において事故物件（住人の病死、自殺等）が発生した場合は、一時募集を停止（一律1年）した後、募集再開住宅として募集をしている。なお募集再開住宅は、応募者に誓約書（死亡事故等が発生した住宅であることへの了解、及び入居後もそのことを理由に住宅交換の申請や異議を申し立てない旨の誓約書）の提出を求めている。

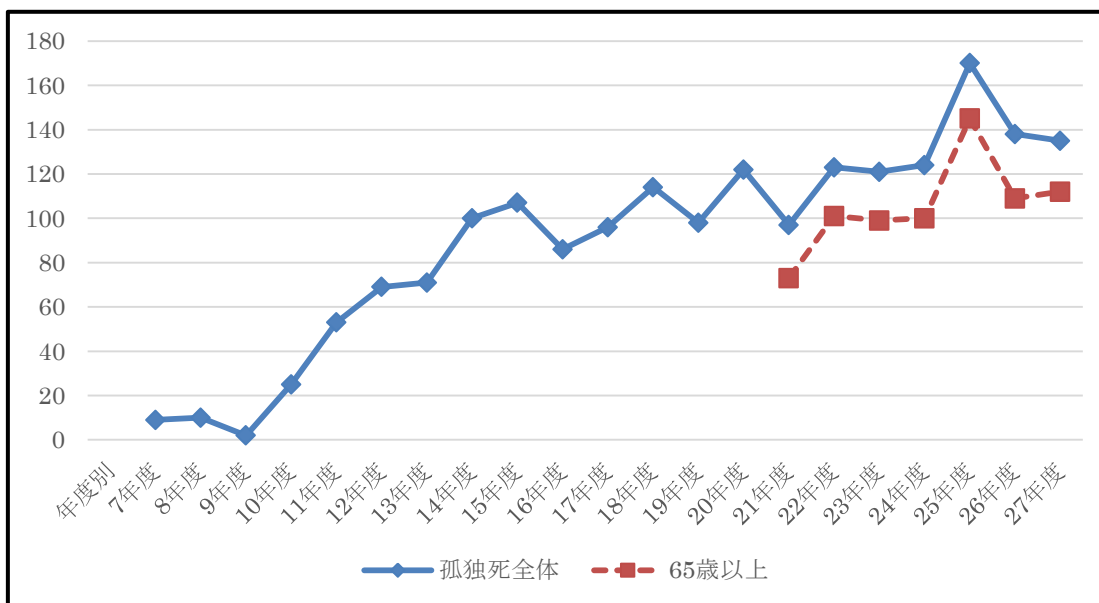
そのため事故物件が発生すると機会損失が発生し、当該物件の応募率低下、市営住宅全体のイメージ毀損にもつながる恐れがある。倫理的な側面だけでなく、施設の価値を毀損させないという観点からも防がれるべきものである。

iii 市営住宅入居者の孤独死と見守り

住宅都市局では、「一人暮らしの名義人が誰にも看取られずに、住戸内で死亡した場合」に発見までの経過日数・年齢に関係なく、“孤独死”として情報を集計している。

特に市営住宅入居者の高齢化により、高齢者（65歳以上）の孤独死件数は増加傾向にある。

<図表2-29>市営住宅における孤独死件数の推移



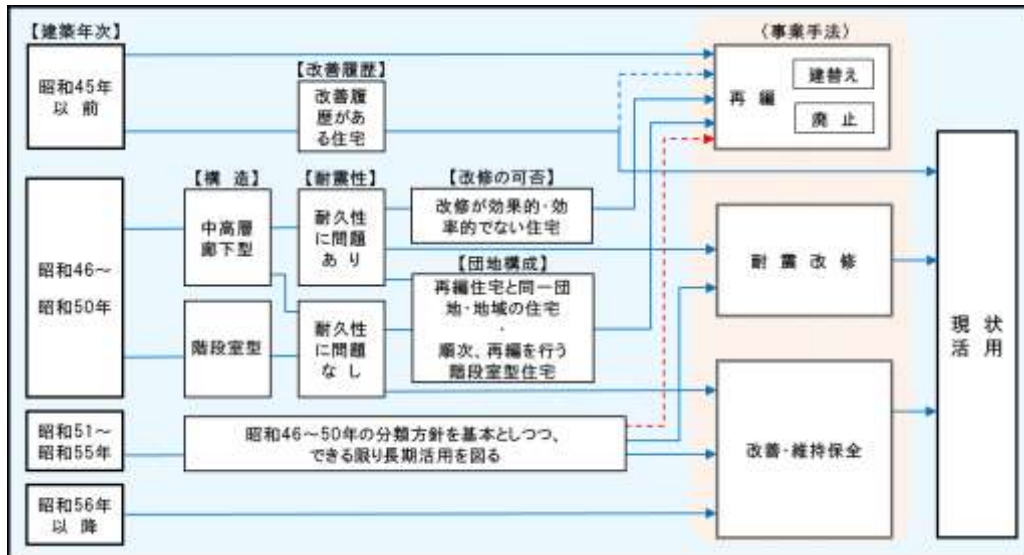
(注) 実線は孤独死全体、破線は65歳以上。平成20年以前の年齢別データはない。
(神戸市提供データ加工)

事故物件については、自殺等の神戸市の努力によっても防止が困難なケースはあるが、高齢者の孤独死については、見守り活動や地域コミュニティの活性化により防げる余地があると考えられる。

⑤ 市営住宅マネジメント計画の今後の方針

下記（再掲）の住宅分類の基本的な考え方にに基づき、再編（建替または廃止）、耐震改修、改善・維持保全を進めていくこととなる。老朽化する設備と高齢化する入居者、限られた予算、借上社宅の契約期間満了等、種々の問題もあり、第1期実施計画は、未完了の部分が存在しており、第2期実施計画に引き継がれている。

<図表2-30>住宅の分類の基本的な考え方



（第2次市営住宅マネジメント計画を元に作成）

また、4団地については、耐震化については問題がないものの、第2期実施計画で検討を開始すると分類されている。

⑥ 市営住宅の個別問題と地域福祉ネットワーク

各市営住宅において発生する個別問題（ゴミ、買出し等）を解決するためには、自治会や行政（市、区）、警察、病院等複数関係者が連携、協力することが重要となる。

この点、各区社会福祉協議会は、下表の役割を果たすことを目的とした地域福祉ネットワークを複数配置しており、神戸市は社会福祉協議会に対し委託料を支払っている。地域福祉ネットワークには、市営住宅における個別問題においても、各関係者の取りまとめ役となり、地域で支え合う仕組みづくりに導くことが期待される。

<図表2-31>地域福祉ネットワークの概要

役割	地域の関係者や専門機関等のつなぎ役になり、それらのネットワークを活かしたニーズの把握をはじめ、専門機関、関係者、地域住民等の総合力で、地域の課題解決に向けた支援を行うことにより、地域で支え合う仕組みづくりを進める。
----	---

人数・配置等	平成27年度 9名（各区社協に1名） 平成28年度 20名（各区2名＋北神・北須磨）
選任方法	次の要件を満たす人材を選任している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会や福祉施設、地域包括支援センター等において、地域福祉の実践経験のある者（概ね2年以上の経験を有する者） ・ 社会福祉士、介護支援専門員、3科目主事を除く社会福祉主事任用資格のいずれかの資格を有する者
予算	地域福祉ネットワークカー人件費及び活動費相当 平成27年度： 66,065千円 平成28年度： 135,614千円

(3) 市営住宅の指定管理者制度

① 指定管理者の導入

指定管理者制度とは、地方自治法第244条の2に基づき、地方公共団体が設置する公の施設の管理を委託する制度である。

神戸市は、平成22年度より、民間のノウハウ活用による「さらなる市民サービスの向上」と「効率的な管理運営」を図るため、全ての市営住宅について、指定管理者制度への移行を行っている。

② 指定管理者の業務

主な業務についての神戸市と指定管理者の分担は下表のとおりである。

<図表2-32>神戸市と指定管理者の業務分担

業務種別	市の業務	指定管理者の業務
家賃関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃等の決定 ・ 滞納による住宅明渡し請求 ・ 家賃等の還付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃算定及び減免に関すること ・ 高額所得者等への対策に関すること ・ 家賃等の収納管理に関すること ・ 滞納整理に関すること
募集業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の募集（シティハイツ及び地域改善住宅を除く） ・ 入居者の募集方法・入居資格の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ シティハイツの募集 ・ 地域改善住宅の募集
入居・退去業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居に関する許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居に関すること ・ 退去に関すること
一般管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居に関する承認 ・ 入居承継に係る承認 ・ 管理人の委嘱・解嘱 ・ 不適正入居者への住宅明渡し請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望、苦情、相談の処理及び報告 ・ 迷惑行為等の不適正入居者に対する調査、指導及び報告 ・ 入居者の事故、事件等の緊急時の対応 ・ 特定目的住宅資格喪失入居者への対応 ・ 各種申請に係る承認事務等 ・ 住宅自治会、住宅管理人に関する事務、共益費に関する事務 ・ 分室業務に関すること

業務種別	市の業務	指定管理者の業務
敷地・施設 維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・計画修繕 ・行政財産使用許可 ・模様替え等申請に係る承認 ・施設の設置に関する争訟 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般・緊急修繕 ・空家修繕 ・保守管理点検等の業務 ・敷地管理業務等 ・防火管理業務 ・駐車場管理業務等
その他の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務に関する個人情報の開示、訂正等の請求及び官公署からの照会への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書及び収支予算書の作成 ・月次報告書及び四半期総括書の作成 ・事故報告書その他報告書の作成 ・事業実績報告書の作成 ・神戸市等関係機関との連絡調整 ・その他日常業務の調整 ・市営住宅敷地内の駐車場管理業務についての調整、協議

③ 指定管理者の選定

神戸市は、公募により指定管理者を選定しており、平成27年度末時点では、平成25年度の公募により選定された下記の2社が管理を行っている。

<図表2-33> 市営住宅の指定管理者

	指定管理者	管理地区	団地数	棟数	管理戸数
1	日本管財（株）	東灘区	49	76	4,006
		灘区	38	51	2,942
		中央区	35	76	5,253
		兵庫区	64	102	4,761
		長田区	98	159	7,417
		計	284	464	24,379
2	神鋼不動産ジークレフサー ビス（株）	須磨区	41	213	8,401
		垂水区	48	208	7,262
		北区	27	197	6,530
		西区	22	151	4,593
		計	138	769	26,786
	合計		422	1,233	51,165

また神戸市は、指定管理事業者の管理地域を平成22年度では市内を4つの地域と特別市営住宅に分けていたが、平成26年度からは2つの地域に集約している。これは、神戸市として集約することで以下のメリットがあると判断したためである。

<図表2-34> 指定管理地域の集約メリット

(1) 入居者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性向上（分室以外に2箇所以上の拠点事務所の設置を義務付け） ・ 入居者サービスの平準化を図りやすい（指定管理者間のバラツキの解消） ・ 事務処理が効率化され、余ったマンパワーを入居者サービスに振り向ける体制強化（高齢者等の見回り及び迷惑行為者に対するより一層の指導、苦情処理対応の迅速化等） ・ 選定時に一つのエリアに複数が申し込む可能性が高いことにより、良い事業者を選定でき、入居者サービスの向上に繋がる。 ・ 財務能力があり、規模も大きい事業者が参入しやすくなり、撤退、倒産等のリスクが少なくなることで、入居者の混乱を避けられる。
(2) 事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケールメリットを図ることで、神戸市の委託費が抑えられる。 ・ 空家修繕、一般修繕、緊急修繕とも、まとめて発注することが可能となり指定管理者のコスト削減が図れる。 ・ 指定管理者への指示、命令が徹底しやすい。 ・ システムの簡素化が図れる。 ・ （マネジメント等）所管またがりの移転が少なくなり、システム制限の影響の減少とともに事務効率化が図られる。

④ 指定管理料の推移

指定管理料の推移は下表のとおり。

<図表2-35> 指定管理料の推移

(単位：千円)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
日本管財（株） 〔東灘・灘・中央区〕	788,000	801,000	848,000	-	-
(株)ウェイズ オリックス・ファシリティーズ（株）グループ〔兵庫・長田区〕	768,000	754,000	823,000	-	-
(株)東急コミュニティー 〔須磨・北区〕	900,000	894,000	918,000	-	-
神鋼不動産ジークレフサービス（株） 〔垂水・西区〕	873,000	816,000	835,000	-	-
大阪ガスセキュリティサービス（株） 〔特別市営住宅〕	73,000	74,000	68,000	-	-
日本管財（株） 〔東灘・灘・中央・兵庫・長田区〕	-	-	-	1,610,000	1,770,000
神鋼不動産ジークレフサービス（株） 〔須磨・北・垂水・西区〕	-	-	-	1,818,000	2,006,000
合計	3,402,000	3,339,000	3,492,000	3,428,000	3,776,000
管理戸数（戸）	52,489	52,220	52,160	51,893	51,165

⑤ 市営住宅のソフト面の検討

市営住宅のファシリティマネジメントの検討に際しては、その適正管理と有効活用による機能充実が重要である。そのため、施設性能を指すハード面（主に住宅都市局の所管事務）と同様に、管理戸数の方針や入居者の状況に応じた施策を実施するソフト面（高齢入居者に対し、主に保健福祉局の所管事務）の充実が重要な要素となる。したがって、包括外部監査として市営住宅のハード面とともに、ソフト面を同時に検討し、市民の利益に資する運営がなされているかどうかについて検討を行った。

⑥ 監査対象として市営山の街住宅（以下「山の街」という。）を選定した理由について

神戸市においては、昭和50年代以前に建設された市営住宅が半数以上になっている。また、震災で失われた住宅の早期復興のために、復興住宅の建設や借上住宅による手当を行った結果、市営住宅の管理戸数が政令都市の中でも、住宅戸数に占める割合が最も高い水準となっている。

さらに入居者の高齢化は相当程度高い状況になっているが、今後ますます上昇が予想され、区別地域における人口の集中が市営住宅の入居率にもそのまま当てはまる状況となっている。

以上のような状況の中、市営住宅において、耐震、修繕、遊休状態等のハード面と空室、事故物件、高齢者の孤独死、高齢者の見守りといったソフト面が問題として顕在化してきている。

このような状況下について、包括外部監査として、郊外の老朽化し、かつ、入居者の高齢化が進む大規模団地において、住宅都市局と保健福祉局の連携すべき課題が顕在化している問題を象徴する市営住宅として山の街を選定した。これは、以下の理由による。

- 全ての市営住宅を対象にするには範囲が広すぎる
- 事業未着手という状況で、方向性が決まっておらず、検討を始めた段階である
- 管理棟数 31 棟、管理戸数 1,120 戸であり、大規模である
- 入居戸数 682 戸で入居率は 60.9%（＝空室率 39.1%）と高くない
- 65 歳以上の高齢者が入居者に占める割合が 61.0%と高い

5. 監査の対象とした施設の概要

<図表2-36> 監査の対象とした施設一覧

No.	監査対象施設	対象部局	設置年	視察	第3章記載頁
1	中央図書館	教育委員会事務局	1号館 昭和55年 2号館 平成9年	○	P. 102
2	各区図書館	教育委員会事務局	東灘 平成25年 須磨 昭和56年	(注2)	
3	中央体育館	教育委員会事務局	昭和40年	○	P. 88
4	各区体育館	教育委員会事務局	須磨 昭和48年 東灘 平成元年	(注3)	P. 92
5	神戸市総合教育センター	教育委員会事務局	平成2年	○	P. 120
6	婦人会館	教育委員会事務局	昭和44年	○	P. 115
7	生涯学習支援センター (コムスタこうべ)	教育委員会事務局	平成2年 建物は昭和50年	○	P. 111
8	神戸市立博物館	教育委員会事務局	昭和55年 昭和57年	○	P. 69
9	小磯記念美術館	教育委員会事務局	平成4年	○	
10	神戸ゆかりの美術館	教育委員会事務局	平成19年 建物は平成9年	○	
11	王子スポーツセンター	教育委員会事務局	昭和53年	○	P. 84
12	ポートアイランドスポーツセンター	教育委員会事務局	昭和56年	-	P. 81
13	神戸ポートアイランドホール	教育委員会事務局	昭和59年	-	P. 78
14	国際会議場・展示場	経済観光局	会議場 昭和56年 展示場 1号館 昭和55年 2号館 平成3年 3号館 平成18年	○	P. 171
15	産業振興センター	経済観光局	平成5年	○	P. 178
16	神戸ファッション美術館	経済観光局	平成9年	○	P. 181
17	しあわせの村	建設局・保健福祉局	平成元年	○	P. 151
18	北神戸田園スポーツ公園	建設局	平成14年	○	P. 148
19	神戸総合運動公園	建設局	平成5年	○	P. 145
20	北須磨文化センター	建設局	昭和57年	○	P. 155
21	地域福祉センター	保健福祉局(注1)	狩口台 平成5年 建物は昭和51年	(注4)	P. 163
22	勤労会館	市民参画推進局	昭和55年	-	P. 124
23	勤労市民センター	市民参画推進局	六甲道 昭和48年	(注5)	P. 127
24	区民センター	市民参画推進局	須磨 昭和56年	(注6)	P. 134
25	神戸文化ホール	市民参画推進局	昭和48年	-	P. 122
26	神戸市健康づくりセンター	保健福祉局	平成9年	○	P. 159
27	市営山の街住宅	住宅都市局	昭和42年	○	P. 55

(注1) 平成28年度から市民参画推進局へ移管されている。

以下では、視察について、一部施設を抽出し実施した施設の施設名を記載している。

(注2) 須磨図書館、東灘図書館

(注3) 須磨体育館、東灘体育館

(注4) 竜が台地域福祉センター、湊山地域福祉センター、北野地域福祉センター、狩口台地域福祉センター

(注5) 六甲道勤労市民センター

(注6) 須磨区民センター

第3章 監査の結果及び意見

「第1章4. (1) 監査の要点」に記載した要点による監査の結果として「指摘」が3件あった。

なお、一部改善を求めるものを「指摘」として記載し、その他「指摘」には該当しないが改善が望ましいものを「意見」として103件記載する。

「指摘」・・・事務の執行において①関係法令、規則及び諸規程に違反と判断したもの、
②3E(有効性・効率性・経済性)の観点から著しく合理性に欠けると認められ改善を求めるもの。

1. 神戸市のファシリティマネジメント全般について

(1) 行財政局

① 神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランに関するPDCAサイクル【意見1】

平成23年3月に策定された「ファシリティマネジメントの推進について 基本的な考え方」(以下、「FMの基本的考え方」)で定義されている庁舎等一般施設に含まれる公共施設については、神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランにおいて、公共施設等総合管理計画の推進は行財政局の所管となっているが、実際にはそれぞれの公共施設を所管する部署が主体となって検討し、PDCAサイクルについても公共施設を所管する部署がそれぞれ行うこととされている。

その結果、全庁横断的に神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランに定められている「公共施設等総合管理計画の推進」の達成に向けた具体的な計画は無く、PDCA管理は行われていない。

神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランを達成するために、全庁横断的で具体的な計画を策定し、PDCA管理を行う必要がある。

また、PDCAサイクルを運用していくにはそのためには、計画の進捗状況を全庁的な視点から俯瞰する役割を担う部署が必要であるが、公共施設等総合管理計画の推進を所管している行財政局では、その役割を担っておらず他部局においてもそのような役割を担っている部署は無い。行財政局では、各所管局もしくは関連部局が「公共施設等総合管理計画の推進」の達成に向けた具体的な計画を立案しPDCA管理を行っているとの見解であるが、神

神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランを実効性のあるものとするためには、神戸市として計画の進捗状況を全庁的な視点から俯瞰する役割果たす部局を決める必要がある。

② 施設総量削減目標における具体的計画【意見2】

神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランにおいて一般施設を30年で10%削減する及び施設使用年数を65年に延長する方針を掲げている（図表3-1）。当該方針の実現に向けた取組を確認したところ、行財政局では、個別に事務事業の見直しや政策会議で都度検討を重ね積み上げることにより、30年間で10%の削減の目標を達成できるとの見解である。

行財政局の取り組みにおいては、各部局での具体的な削減目標の内訳や、30年間での目標達成に向けたマイルストーンの設定はされておらず、30年後に目標達成するための具体的な進捗管理が行われていないと判断せざるを得ない状況である。神戸市行財政改革2020およびそのアクションプランを実効性のあるものとするには、適切に進捗状況を把握し、PDCA管理を行う必要がある。

<図表3-1> 平成28年3月神戸市行財政改革2020におけるファシリティマネジメント関連目標

財政運営の指針4 公有財産の適正管理
4-1 施設の複合化や統廃合による公共施設の最適配置、最適な資産管理
◇課題認識 ～中略～
◇取組みの方向性 ・なお、公共建築物については、トータルコストを踏まえて、以下の3点を柱として進めていく。 ～中略～ ②長寿命化の推進：施設使用年数を65年に延長する。 ③施設総量の低減：施設の統廃合や複合化・集約化、再配置などを計画的に進めながら、 施設保有量の低減（平成23年度を基準に「30年間で10%の削減」）を図る。

（出典：平成28年3月神戸市行財政改革2020）

③ 「FMの基本的考え方」及び「最適化検討施設」(80施設)の取扱い【意見3】

平成23年3月に外部公表された「FMの基本的考え方」の中で、資産の最適な保全整備を実現するための具体的な方策として、施設性能を評価した「施設カルテ」を作成し、施設性能に課題があると評価された公共施設について、改善状況などを進行管理することが記載されている。

＜図表3-2＞平成23年3月 ファシリティマネジメントの具体的なアプローチ

具体的なアプローチ

- ① 施設カルテにより公共施設の不具合を確認し、健全度（劣化状況）をはかる
(公共施設の利用環境に対する安全性や持続的な施設運営の確保に重要な影響を与える基幹的な建築部位・設備について、種類別に劣化・機能不全等の不具合を、評価項目ごとに一定のルールにより定量的に評価する)
- ② 施設性能評価による保全整備優先度の設定
(全庁的に同一基準により公共施設の現況を把握し評価する)
- ③ 効果的な保全整備状況を測定・評価するため改善状況等を点検によって確認・検証して進行管理をする
(施設カルテ等によって施設性能に課題があると評価された公共施設について、改善状況などを進行管理する)

(出典：平成23年3月 FMの基本的考え方)

これに基づき、神戸市では施設カルテを作成し、施設性能に課題があるとされた施設を「最適化検討施設」(80施設)として取りまとめている。

公共施設の施設性能の評価については、以下のような方法で行われている。

公共施設のハード面の現状について、「施設カルテ」を作成し、(i)健全度(ii)耐震性能(iii)防災安全性(iv)法適合性(v)環境保全性(vi)バリアフリーという、6つの安全性指標を全庁的な同一基準として、当該指標についてA, B, Cの3段階評価を行い点数化し、施設ごとの合計額を算出する。

<図表3-3> 施設性能評価指標の判定区分別配点表

判定区分表	区分	健全度							耐震性能	法適合性	防災安全性	環境安全性	バリアフリー	判定区分の考え方
		建築	電気	機械	0	0	0	0						
		▲10	▲5	▲5	▲30	▲8	▲3	▲3						
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	健全度の場合 A 改修等の必要性がない程度の健全な状態 B いずれ改修等が必要なため点検等により状態を監視する C 改修等の必要性が高い状態 耐震性能の場合→倒壊又は倒壊危険性が A 低い、B ある、C 高い 法適合性の場合→建築基準法に A 適合、B 対策が比較的容易、C 対策困難 など	
B	▲10	▲5	▲5	▲30	▲8	▲3	▲3	▲3	▲3	▲3	▲3			
C	▲20	▲10	▲10	▲35	▲15	▲5	(▲10)	▲5	▲5	▲5	▲5	▲5		

(出典：平成23年3月 FMの基本的考え方)

上表に基づき点数化されたものについて、施設ごとの合計額を算出した結果は下表のような形で集計される。

<図表3-4> 施設性能評価に基づく整備優先順位表の例

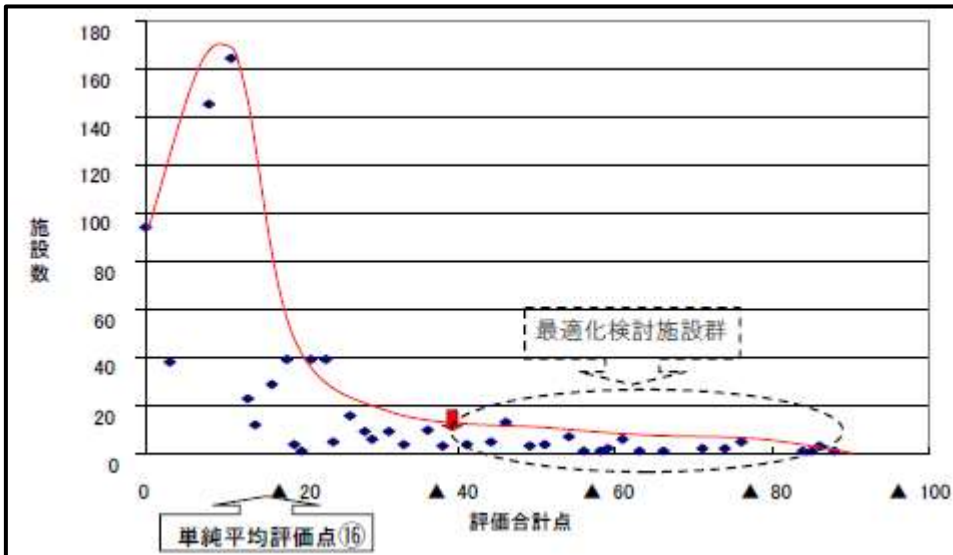
整備優先順位	調査年月	施設名	建築年	延床面積(千㎡)	建築	電気	機械	耐震性能	法適合性	防災安全性	環境安全性	バリアフリー	合計
1	H21.9	〇〇センター	1973年	2	B	C	C	C	B	A		—	▲ 73
2	H21.11	〇〇公民館	1969年	2	B	C	C	C	B	A		—	▲ 73
3	H21.10	〇〇庁舎	1977年	10	C	B	A	C	B	A		B	▲ 71
4	H21.10	〇〇センター	1969年	12	C	C	C	B	B	A		B	▲ 69
5	H21.11	〇〇体育館	1933年	3	C	B	C	B	C	A		—	▲ 68
6	H21.7	〇〇庁舎	1965年	4	B	B	A	C	C	A		B	▲ 68
7	H21.10	〇〇センター	1978年	9	C	C	B	B	B	A		C	▲ 66
8	H21.9	〇〇公民館	1973年	6	C	B	B	B	B	C		B	▲ 69
9	H21.11	〇〇庁舎	1979年	1	C	C	B	B	B	A		—	▲ 61
10	H21.9	〇〇センター	1977年	2	C	B	C	B	B	A		—	▲ 61
...

(出典：平成23年3月 FMの基本的考え方)

合計点は、0点を望ましい状態と設定し、マイナス合計値（100点中）が大きいほど施設性能が損なわれている状態として評価している。

行財政局では、平成22年度に実施した評価時には、図表3-5のとおり、評価対象施設892施設の平均評価点▲16点の2.5倍となる▲40点を超過する施設群を施設性能が低いと判定している。

<図表3-5> 評価合計点ごとの施設数分布



(出典：平成23年3月 FMの基本的考え方)

当該評価の結果、施設性能が低い（▲40点を超過）ため施設の改修等に相当なコストが必要となると考えられるので、施設・機能のニーズ等を勘案して、廃止・縮小を含めた施設のあり方の検討が必要な施設（望ましい公共施設のあり方を検討する必要がある最適化検討施設）として、80施設が特定されている。

また、神戸市では、施設性能評価に加えて有効性活用度評価（公共関与の必要性評価）も合わせて実施することによりファシリティマネジメントの推進を図ることを想定している。

有効性活用度評価としては、施設全体が有効活用されているかを評価するために、利用者一人あたりのコスト（一般財源相当額）、1㎡あたりのコスト（一般財源相当額）、1利用者あたりの施設面積など、施設用途に応じた、パフォーマンス指標と有効活用度を測定するパラメーター等を設定する。また、低未利用施設や余裕空間の再編再構築の検討、施設規模に対応した施設管理コストの負担、施設保有期間に対応したコスト配分を前提としたライフサイクルコストの算出などを行う。これらを通して、ベストプラクティスの分析と横展開の検討を行い、行政コストとサービスレベルの妥当性等についても確認する。さらに、行政が将来に亘って施設を保有する必要性・ニーズはあるか、現在の利用状況及び将来のニーズはどうか、適切な施設管理や効率的な長期利用形態によって資産として有効活用が図れているかなどの観点、事務事業評価や資産評価等をふまえて総合的に検討を行うことが想定されている。

平成23年度の評価時には、有効活用度の評価は、「施設面積1㎡あたりのコスト（一般財源相当額）」と「利用者一人あたりの施設面積」の2つの指標で実施している。

施設性能が低いとされた80施設のうち、施設性能と有効活用度が低い施設として9施設が特定されている。

行財政局は、評価結果を受けて、以下の内容を平成22年11月8日の局長会議資料として提示し、行財政局と各局室区でファシリティマネジメントを推進することになっている。

当該通知の記載では、行財政局は、利活用や施設整備に関する全庁横断的な調整を行い、施設再編および再構築の計画・管理等を行うという役割を担うこととなっている。

<図表3-6> 局長会議資料「神戸市ファシリティマネジメントの推進について」一部抜粋

イ. 目的

個別公共施設に係るコスト削減や機能改善を積み重ね（個別最適）ながら、将来の時間軸を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点（全体最適）から、長期的に負担軽減を図るため、全市的な視点による維持管理経費の低減、最適配置と利活用等の施設再編を行うファシリティマネジメントを推進していくことを目的としている。

ロ. 背景

これまでに人口増加や経済成長にあわせて整備拡充をしてきた公共施設群が、続々と大規模改修や建替え時期（築40年前後）を迎え、維持管理及び保全整備コストの増加が避けられない状況になってきている。

ハ. 現状

保有床面積は、約824万㎡（平成22年3月31日現在）で、一貫して増加してきている。また、19指定都市間で比較すると、保有総床面積で4番目に、人口あたり床面積で3番目に多くなっている。

ニ. 5ヵ年（平成23年度から27年度）の具体的な目標

- ・日常的な維持管理コストの削減（平成27年度時点で5%削減）
- ・長寿命化の推進（築後平均使用年数を65年に設定し、ライフサイクルコストを削減）

・段階的な施設総量の低減（中長期的な視点から保有床面積を30年間で10%低減）

ホ. 取組み

行財政局は、施設性能、利用状況、資産価値など統一的な指標に基づいて、全庁横断的な視点で施設の現況を調査し評価する。施設評価情報等をもとに、資産・運営上の検討を要する「最適化検討施設」を抽出し、各局室区に提示する。

各局室区は提示内容に基づいて個別公共施設に係る施設管理コストの縮減、統廃合や再配置などの検討を行う。

行財政局は、利活用や施設整備に関する全庁横断的な調整を行い、施設再編および再構築の計画・管理等を行う。

しかしながら、「最適化検討施設」（80施設）については、「FMの基本的考え方」に基づき、全庁横断的な視点で施設の現況を調査して評価を実施しているが、行財政局では、前述の局長会議資料において役割を担うとされていたはずの、その後の進捗管理を行っていない。

行財政局では、施設管理課がケーススタディを行い80施設以降についても、その手法に倣って保全整備・資産管理に努めるよう要請したものであり、適切に進捗状況を把握し、PDCA管理を行うのは施設管理課であるという見解であったとのことである。

施設管理課では実施事業の状況によっては、ファシリティマネジメントの観点からの保全整備・資産管理が適切に行われなかった可能性があるため、当該進捗については、行財政局において適切に進捗状況を把握し、PDCA管理を行う必要がある。

ただ、上記施設には複数の所管部局が関係するものが含まれており、例えば、郊外大規模団地の山の街は、山の街住宅全体を管理する住宅都市局では当該団地自体の再編（建替え・廃止）は第3次市営住宅マネジメント計画（平成33年）以降に検討されている。

しかし、それに先行して、平成26年から閉鎖していた同団地内の保育所・児童館（こども家庭局）、及び生活福祉センター（保健福祉局）が「最適化検討施設（80施設）」に含まれていたことから、同団地全体を所管する住宅都市局との協議が無いままに取壊予算100百万円が平成28年度予算編成で承認されているが、全庁横断的なファシリティマネジメントの視点として疑問がある。

④ 施設カルテの更新と「FMの基本的考え方」の浸透について【意見4】

「最適化検討施設」(80施設)については、「FMの基本的考え方」に基づくケースを選定したにすぎず、その基礎資料となった施設カルテについては、当該選定の目的にのみ使えるものであり、日常管理に耐えうる調査はできていないとのことである。

ただし、当該施設カルテについては、施設保全の優先度を図るために設定した視点や点数化を行うという手法については、今後のファシリティマネジメントを進めるにあたっては有用であると考えられる。

行財政局では、各所管局もしくは関連部局が「公共施設等総合管理計画の推進」の達成に向けた施設管理を行っているとの見解であるが、ファシリティマネジメントの推進の観点からは、施設管理課からの詳細な情報提供を受けるなど相互に協力することで、改めて施設カルテを更新し、取りまとめた結果を、行財政局管財課から施設管理課に対して詳細に、かつ、日常業務に落とし込める形で情報提供を行う必要がある。

また、当該施設カルテにはソフト面での判断基準、例えば将来を含めた利用者数・利用率・一人当たりの神戸市負担額の増減見込みといった項目も合わせて織込む必要がある。

なお、住宅都市局建築技術部から示されている「保全整備優先度」との整合性に留意する必要がある。

⑤ 行財政局管財課、住宅都市局、施設管理課の連携について【意見5】

行財政局管財課は、住宅都市局が施設管理課に対して実施する営繕ヒアリングの一部に同席することにより、予算面での助言を行っている。

日常業務におけるファシリティマネジメントの実行、つまり、「FMの基本的考え方」で示されている3つの柱のうちの「最適な日常管理」と「最適な保全整備」を実現していくには、技術面と財政面が連動していることが求められるため、可能な限り営繕ヒアリングに同席するべきである。

現状、管財課には、技術職1名の配置となっており、営繕ヒアリングの同席は限られた件数しかできず、人員の増強などによる対応が必要となる。

また、財政面を理解している技術職については、今後のファシリティマネジメント実行には必要不可欠であるため、住宅都市局との人材交流も推進することが望ましい。

⑥ ファシリティマネジメントの推進（最適な資産管理の実現）に向けた取り組みの推進【意見6】

「FMの基本的考え方」で示されている3つの柱に「最適な資産管理」が掲げられている。ここでいう「最適な資産管理」は、望ましい公共施設の在り方の検討および統廃合・利活用による最適保有量の実現を意味しているが、個々の施設管理部局のみの判断では部分最適しか達成できないと考えられるため、「最適な資産管理」を実現するためには、全庁的な視点から俯瞰する役割を果たす部局を決める、もしくは、在り方の検討および統廃合・利活用が必要な施設群ごとにプロジェクトチームを立ち上げ、その結果を取りまとめ、具体的な計画に落とし込む等によりファシリティマネジメントの推進（最適な資産管理の実現）を行っていく必要がある。

⑦ 公共施設の補修工事の一括発注の仕組みの検討について【意見7】

神戸市行財政改革2020では、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するとされており、複数施設の同内容の修繕については、所管を超えて横断的に、地域ごとにまとめて発注するなどにより、効率化とコスト削減、市内経済の活性化に資する旨が取り組みの方向性として示されているが、行財政局では当該記載の実現に向けた取り組みを行っていないとのことであった。

複数施設の同内容の修繕の情報を収集する方法、修繕工事の内容、実施時期の調整を行うプロセス、発注・工事施工の管理等、一括発注の仕組みを構築するなど、神戸市行財政改革2020の実現に向けた取り組みに着手する必要がある。

⑧ ファシリティマネジメント予算編成時の優先度について【意見8】

先に述べたとおり、ファシリティマネジメント予算の対象施設は平成23年度「FMの基本的考え方」策定時に、施設カルテなどを作成し把握した「最適化検討施設」（80施設）および、その際に次点となった77施設を基本とし、その後に老朽化が進んできた箇所については、任意に追加しているが、予算査定の際に優先度を図る明確な指標は用意されておらず、予算査定結果とファシリティマネジメント上の必要性の明確な整合性が確認できなかった。

神戸市としてファシリティマネジメントを実施していくにあたっては、当該予算査定に際して建築物（ハード面）の保全整備優先度と、政策的な重要度・優先度（ソフト面）の両面

からの検討が必要である。ハード面では次の保全整備優先度が住宅都市局建築技術部から「保全整備優先度」として一定の目安が示されているが、ソフト面での判断基準が示めされておらず、例えば将来を含めた利用者数・利用率・一人あたりの市負担額の増減見込みといった客観数値での尺度が必要である。

<図表3-7>優先度判定マトリクス (<図表2-12>の再掲)

緊急度 (劣化度)	高	C	B	A
	中	D	C	B
	低	E	E	D
		低	中	高
	重要度			

以下、判定基準の説明も合わせて再掲する。

イ. 緊急度の判定基準

緊急度	内容
高	緊急を要する (例) 主要構造部の障害が著しい、緊急補強が必要 ・常時執務・通行箇所で、部材の剥離等で人身事故が起こる ・漏水のうち、執務室、電気室への漏水で部分補修が不可能なもの ・法律等で改善が要求されているもの ・設備等で老朽化が著しく故障が頻発しているもの ・耐久性の限界で性能に対する期待ができないもの
中	至急実施すべきである (例) 常時執務・通行箇所でないが、部材の剥離がおこる ・漏水のうち、執務室、電気室以外への漏水で部分補修が不可能なもの、豪雨時に執務室、電気室への漏水がおこるもの ・設備等で故障が頻発する状況でないが耐用年数を大きく超過しているもの、故障時に供給側の理由等で、取替部品がないもので修繕が不可能なもの ・設備等で劣化が進行し、性能が衰えつつあるもの ・その他
低	上記に当てはまらないもの

ロ. 重要度の判断基準

重要度	内容
高	<p>最重要部位（予防保全対象部位等）</p> <p>（例）主要構造物、人命に係る設備等、損傷が人命に影響する部位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の供給施設のうち重要なもの、法規制上必要なもの、支障が発すると施設全体の運営が不可能になる部位 ・テナント貸出部分で支障が生ずると営業が不可能になる部位 ・その他、以下の予防保全対象部位のうち、重要なもので改修により施設の延命化に大きく寄与するもの ・建築部材別 構造躯体、屋上、屋根、外壁等の建築物の外皮部分 ・設備部材別 受変電・幹線設備、防災設備、受水槽、ポンプ、給排水幹線設備、昇降設備
中	<p>重要部位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設使用上、支障が発すると施設全体の運営は不可能ではないが不都合が生じるもの ・施設使用上、快適性を維持するための部位 ・その他 上記予防対象部位のうち改修により施設の長寿命化に寄与するもの
低	上記以外の部位

(2) 住宅都市局建築技術部

① 住宅都市局が施設管理課に行った助言のうち営繕計画書が提出されなかった案件の
管理手法の確立【意見9】

施設管理課が営繕計画書を提出しない場合、保全整備優先度を付与する対象から漏れる業務フローになっていることから、住宅都市局が助言した段階で優先度を施設管理課へ伝達し、助言した工事や補修についての営繕計画書の提出の有無を確認し、未提出であれば、施設管理課に対して取り組み状況を報告させることができるような権限を明示的に付与すべきである。

また、喫緊の課題として市民利用施設の特定吊り天井(200㎡以上)の耐震化については、住宅都市局建築技術部で、その設計を取りまとめ、実施計画を作成している。しかし、各施設の所管部局及び行財政局との予算調整が未了で、具体的な工事の実施年度が決定していない。これら市民利用施設に対してはファシリティマネジメントの観点より、市民の安心・安全の観点から実施期限を明確にする必要があり、このような全市的に対応すべき課題についても、その工事の実施の検討状況について報告させる権限を明示的に付与すべきである。

〈図表3-8〉 特定吊り天井の施設数

(単位：施設数)

所管部局	ホール	体育館
市民参画推進局	8	2
保健福祉局	1	-
経済観光局	3	-
建設局	-	2
教育委員会	-	2
合計	12	6

加えて、施設管理課では助言を受けた段階での優先度に、施設管理課が考えるソフト面（各事業の政策的な重要度・優先度）の優先度を掛け合わせた資料を全市統一の形で作成する必要がある。

② 技術的視点の専門知識を非専門である施設管理担当者への伝達【意見10】

住宅都市局が行っている優先度の通知について、施設管理担当者への伝達が部局ごとに方針が異なっており、また、優先度の結果のみが伝達されている場合もあり、技術的視点が十分に伝達されていない恐れがあるなど、優先度づけの根拠について、浸透が不十分であるので、施設管理担当者に適切に伝わるよう優先度の伝達方針を定めるよう各部局へ働きかけるとともに、平易な言葉で優先度づけの根拠を伝達する等より浸透を図ることが望ましい。

また、指定管理制度を導入している施設については、指定管理者に対しても浸透を図ることが望ましい。

③ 予防修繕の適切な時期についての目安の明示【意見11】

施設管理課では保全計画を独自に作成している場合もあるが、多くは保全計画を持っていない状況であるので、技術的視点から予防修繕の適切な時期についての目安を示すことが有用である。

④ 維持・補修の増加に合わせた組織体制の構築【意見12】

維持補修に関しては、金額の多寡にかかわらず、住宅都市局における対応には違いが生じない。今後、維持・補修の件数は大幅に増加することが見込まれるため、人員体制を強化する必要がある。

⑤ 住宅都市局が現場訪問対応する必要のない相談案件の減少に向けた取り組み【意見13】

住宅都市局が現場に赴き対応した案件の中では、施設管理課で十分対応可能な案件が少なからずあるとのことである。当該案件については施設管理課での認識不足が要因であることから、市有施設の安全点検マニュアルを活用し、施設管理課で十分対応可能な案件についてのさらなる周知を図るとともに、当該マニュアルに記載されていない事象が頻出している場合には、その内容を当マニュアルに織り込むなどさらなる充実を図ることが、住宅都市局が現場訪問対応する必要のない相談案件の減少につながると考えられる。

当該取り組みによって生まれた時間を本来業務に充てることで、維持・補修の増加に合わせた組織体制構築に一助になると考えられる。

⑥ 今後の建築施設におけるLCC（ライフサイクルコスト）の観点の織込み【意見14】

施設建築時には、保全計画の策定を行うとともに、維持補修の容易性が確保され、維持補修コストが低減されるように、①建物の形状の選択、②部材の選択、③設備配置、④配管の設置場所の検討等を実施し、調達時に追加コストが発生する特注品・外国製品などの使用を控える等の対応が必要である。また、建築物については、解体時のコストや他の施設への転用の容易性なども検討しておく必要がある。

2. 住宅都市局所管施設について

(1) 市営住宅のハード面の課題

① 市営住宅の耐震性の状況について【意見15】

イ. 全体の耐震性

第2次市営住宅マネジメント計画を立てた平成22年6月時点と平成27年度末の耐震性の対応状況については以下のとおりである。

<図表3-9> 市営住宅の耐震対応状況（平成22年6月・平成27年度末）

	平成22年6月		平成27年度末		増減	
	管理棟数	管理戸数	管理棟数	管理戸数	管理棟数	管理戸数
耐震性に問題なし	473	14,345	473	15,814	-	1,469
耐震性に問題あり	152	10,210	95	6,613	△57	△3,597
新耐震基準	640	28,314	650	28,535	10	221
解体予定	5	199	9	203	4	4
合計	1,270	53,068	1,227	51,165	△43	△1,903

平成27年度末において、耐震未対応が95棟、6,613戸ある。対応済み戸数は全51,165戸数の87.1%であり、神戸市耐震改修促進計画で設定した平成27年度末時点92%耐震化の目標を下回っている。この原因としては、「地元調整に時間がかかる」等の理由であり、さらに、現在でも4住宅、8棟、544戸については、計画も未定の状況である。大震災を経験した政令指定都市として、管理する市営住宅の耐震化については、一刻も早く対応をすべきであり、人員の補強を含めた対策により、第2次市営住宅マネジメント計画終了年度である平成32年度までに、事業説明会が開催（＝事業着手）できるようにスケジュールを立てる必要があると考える。

<図表3-10> 他都市の耐震改修工事の進捗状況

	耐震改修工事	進捗状況
大阪市	実施中（～H37）	90%（H27年度末） 国の目標どおり
京都市	実施中（～H32）	73.4%（H28.10末） 年度毎の目標はない。
横浜市	完了（H27）	100%
福岡市	実施中（～H37）	94%（H27年度末） 予定どおり

ロ. 山の街住宅の耐震性について

山の街住宅については、中層かつ壁式構造階段室タイプの市営住宅において、過去の耐震診断の際に、壁量が足りており耐震性があることを確認している。

② 市営住宅の建替事業について【意見16】

平成27年度末の時点で建替予定の市営住宅は、153棟、5,350戸である。第2次市営住宅マネジメント計画の第1期の建替を行う住宅の計画と実績は、計画対象が13団地、165棟5,968戸に対して、実績（事業着手ベース）が10団地、108棟、3,663戸にとどまっている。

＜図表3-11＞ 第2次市営住宅マネジメント計画第1期における建替の進捗状況
(平成27年度末時点)

●：完了、○：事業着手済

	住宅名	建設年度	管理戸数	建設戸数	状況	備考
事業完了	唐櫃20～24	S41	200	99	●	H25年度完成
	外浜西	S47	72	65	●	H25年度完成
	古川①②	S45	272	154	●	H26年度完成
	多聞・多聞台	S38～40	324	99	●	H23年度完成
	計 4団地 20棟		868	417		
事業着手・ 工事中	本山第一②⑤	S46	102	110	○	H28/11完成
	旭が丘	S38～42	294	-	○	H28/7完成
	高丸⑤～⑨	S36～37	132	60		
	計 3団地 17棟		528	170		
事業着手・ 工事中	御崎西①②	S47	92	-	○	H27/6事業着手
	唐櫃3～19・25～28 唐櫃台	S40～42	759	-	○	H25/9事業着手
	桜の宮43～60	S44～47	640	450	○	H26/7事業着手
	東多聞台3～18・ 22～34	S42～48	776	425	○	H27/10事業着手
	計 4団地 71棟		2,267	875		
事業未着 手・計画変 更	深江南①②	S50	275	-	※	建替を組み合わせに変更
	新生田川④～⑥	S36	72	-	※	地元調整に時間 がかかった。
	唐櫃29～36	S41・42	191	-	※	
	桜の宮1～42	S44～47	1,659	-	※	
	日吉①②	S43	108	-	※	
計 5団地 57棟		2,305	-			

※第2期実施計画に位置づけ

※重複する団地は除いて合計13団地

実績が計画どおりに進んでいない主たる原因は、仮移転先・住替先としての必要な空き住戸が不足しており、事業着手までに空き住戸を確保する時間を要するため等であると神戸市担当者より聴取しているが、建替をする場合には周辺の住宅需要も相応にあることが想定されることから、引き続き計画の進捗は想定どおりに行かない可能性がある。

ここで、平成25年度から平成27年度の市営住宅の返還理由・区別理由別内訳を確認したところ、返還理由として高齢化による「老人ホーム等への転居」・「死亡」（孤独死を含む）が高い割合を示している。

<図表3-12> 平成25年度から平成27年度の市営住宅の返還理由・区別理由別内訳

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1. 住宅購入	164	163	186
2. 親族と同居	256	226	258
3. 別の賃貸住宅入居等	670	735	793
①民間・公団住宅入居	297	300	344
②別の公営住宅入居	66	66	70
③老人ホーム等への入所 (A)	259	322	324
④強制執行	48	47	55
4. 名義人死亡 (B)	787	688	701
5. その他	113	49	38
6. 厚生年金住宅	8	9	14
合計	1,998	1,870	1,990
上記 (A) + (B) = (C)	1,046	1,010	1,025
(C)の全体に占める割合	52.4%	54.0%	51.5%

(指定管理者報告より監査人が集計)

このように入居者の高齢化が進んでいる状況下においては、建替事業の推進を強力に進め、入居者に可能な限り長く、より快適な住宅環境を提供すべきと考える。

③ 市営住宅の修繕の状況

イ. 市営住宅の修繕の概略

神戸市における修繕の種類と内容は以下のとおりである。

<図表3-13> 修繕の種類と内容

区分	定義	修繕（工事）内容	意思決定部署
大規模修繕	計画修繕のうち、工事内容、工事費、工事期間等が多大なる修繕	耐震改修、外壁改修等	住宅建設課
計画修繕	建物の状況を勘案し、計画的に行う修繕	エレベーター改修、住宅用火災報知器設置、外壁改修等	住宅建設課
小規模修繕	緊急、一般修繕	壊れた施設の修繕、剪定等の敷地管理	指定管理者
空家・退去修繕	入居予定住宅の修繕	壁紙等の張替	住宅管理課

また、市営住宅の修繕金額の推移は以下のとおりである。

<図表3-14>市営住宅の種類別修繕費推移

(単位：千円)

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
大規模修繕/計画修繕	予算	6,564,335	5,125,304	6,638,442
	実積	3,247,640	3,155,947	3,968,018
小規模修繕	予算	889,082	868,600	866,995
	実積	793,071	718,369	805,288
空家・退去修繕(注)		886,438	845,026	1,185,381

(注) 空家・退去修繕は、実費払ではなく、協定書で定めた単価で支払されるため、神戸市の支払額

ここで、大規模修繕の予算執行率が平成25年度49%、平成26年度62%、平成27年度60%にとどまっているが、これは国費の負担が申請の半分にとどまったためであり、予定していたものが実行されなかったわけではない。

ロ. 大規模修繕とマネジメント計画との整合性について

マネジメント計画の対象とされている市営住宅に対し、平成27年度実施済・平成28年度・平成29年度に予定されている大規模修繕工事の整合性を確認したところ、重複あるいは廃止予定で大規模修繕等が予定されている等の不整合はなかった。

ハ. 山の街の修繕について【意見17】

山の街については、大規模修繕については近年行われていない。

一般修繕と空家修繕の推移は以下のとおりである。

<図表3-15>山の街住宅における一般修繕と空家修繕の推移

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
一般修繕	金額	8,064	11,564
	件数	216件	212件
空家修繕	金額	19,021	19,434
	件数	47件	44件

(注1) 一般修繕については1件1,000千円を超える修繕はないとのことである。

(注2) 平成25年度以前は指定管理者が異なり、山の街のみの修繕金額について把握していないとのことであった。(この点については、「(5)市営住宅のソフト面の課題 ⑨指定管理料の団地別把握【意見28】」参照)

空家修繕について、山の街を視察した際に、エレベーターがついていない住宅において、通常人気がないと考えられる高層階(4階)が改修されていたが、空家であった。また、当該部屋は常時募集対象になっていなかった。

そこで、平成27年度末の山の街の空家438戸のうち、修繕済戸数を調査したところ、50

戸が修繕済であった（神戸市集計、かつ、修繕済か否かについてはデータが残っている平成26年度（空家27戸/修繕47戸）、平成27年度（空家23戸/修繕44戸）に空家修繕実施分）。

ここで、指定管理者への支給額については、指定管理者応募要項にて、一件あたりの空家修繕が、一律565千円と定められていることから、過去2年間で、28,250千円（565千円×50戸）が支払われていたが、その投資効果が出ていなかったこととなる。

これについて、平成27年度の指定管理者からの報告では、修繕実績が全体で637,622千円（1,061件）にのぼるが、その中に、一部使用見込がない非効率な支出が生じていた可能性が高い。空家改修の意思決定プロセスについて問題があったと考える。

ただし、当該プロセスについては平成28年度から、労務費の高騰等の理由で一件あたりの指定管理者への支払額を引き上げる際に改善され、「入居応募があり、入居が決定した部屋についてのみ改修する方法」に変更されている。したがって、今後、投資が非効率に実施される状態は改善されている。しかし、当該変更に係る意思決定プロセスについて、経緯・意志決定者等が確認できる文書が残っていなかった。事後的な検証可能性確保のため、重要な決定に関しては、その経緯・意思決定プロセスを文書化することが必要である。

④ 市営住宅の再編(建替または、廃止)の進め方について<ハード>【意見18】

第2次市営住宅マネジメント計画において、神戸市の市営住宅は（1）耐震、（2）建替等の他に、廃止も考慮しながら計画的に修繕が実施されているが、そのスピードは必ずしも計画どおりにいっていない。例えば、桜の宮のように民間手法（PFI）を用いた事例では、平成22年6月の建替アナウンス（＝計画着手）から完了予定の平成32年まで約10年の歳月がかかると見込まれている。桜の宮に類似し、施設の老朽化と入居者の高齢化する山の街は、交通アクセス及び傾斜道路等の条件が悪く、民間手法（PFI）による事業化は困難と考えられる。入居者の高齢化を考慮すると、当該団地の再編判断を早め、高齢者福祉の観点を合わせた対策を急ぐ必要がある。

山の街と同様に、老朽化し、空室率が高く、入居者の高齢化が進んでいる郊外大規模団地等に対しては、外部コンサルタントに調査を依頼する等により再編判断を早期に実施し、廃止の方向とされる団地に対しては、高齢者福祉の観点から1～2階への移住促進や、グループホームの改装、大学生の受入れ、さらには撤去棟の敷地売却による若年層戸建ての導入等の検討が望まれる。

<図表3-16> 空室率と高齢化率が高い団地の募集の状況

(抽出基準：管理戸数200戸以上、高齢化率45%超、空室率20%超) ※平成28年6月末時点

住宅名称	管理戸数	空室戸数	空室率	高齢化率	平成28年8月募集	募集状況等
桜の宮	2,299	1,040	45.2%	54.8%	×	建替による募集停止
唐櫃	683	438	64.1%	63.3%	×	建替による募集停止
山の街	1,120	438	39.1%	61.0%	○	第3次マネジメント計画への位置づけを予定している。
東多聞台	776	411	53.0%	51.2%	×	建替による募集停止
押部谷	770	354	46.0%	48.7%	○	第3次マネジメント計画への位置づけを予定している。
旭が丘	294	270	91.8%	57.9%	×	建替による募集停止
ひよどり台	605	163	26.9%	49.7%	○	第3次マネジメント計画への位置づけを予定している。
下山手	331	147	44.4%	47.7%	×	1号棟：建替 2号棟：廃止（付帯施設については1号棟と合わせて建替） 4号棟：建替 募集停止
本御崎	327	72	22.0%	61.7%	×	耐震改修による募集停止
フレール須磨たかとり	243	67	27.6%	57.0%	×	返還期限到来による募集停止
深江南	275	61	22.2%	64.2%	×	耐震改修による募集停止
重池	260	60	23.1%	54.0%	×	事業未着手・耐震・建替・廃止を組み合わせ検討 募集停止

⑤ 市営住宅の遊休地の状況について

廃止等された市営住宅の跡地の利活用について検証したところ、販売可能なものは随時販売して資金化しているとのことであり、現在残っている遊休地は権利関係の整理や競売の入札が見込めない場所等の遊休として保有する正当な理由があるものであった。

⑥ 借上住宅について【意見19】

第2次市営住宅マネジメント計画を立てた平成22年6月時点において、震災後に被災者に対する受け皿住宅として、民間等から借上げた「借上住宅」は107団地3,805戸あった。平成27年度末時点の契約満了年度別借上戸数との推移比較は以下のとおりである。

<図表3-17>平成27年度末時点の契約満了年度別借上戸数の推移

	平成22年6月時点		平成27年度末		増減	
	団地数	管理戸数	団地数	管理戸数	団地数	管理戸数
平成27年度	1	158	(注2) 1	43	-	△115
平成28年度	2	145	2	92	-	△53
平成29年度	30	675	30	579	-	△96
平成30年度	51	1,409	50	1,122	△1	△287
平成31年度	20	1,131	18	1,019	△2	△112
平成32年度	3	180	3	180	-	-
平成33年度	1	10	1	10	-	-
平成35年度	1	97	1	97	-	-
合計	(注1) 109	3,805	104	3,142	△5	△663

(注1) 同一敷地内に契約満了年度が異なる住棟がある住宅のため、図表上の団地数が109団地となっている。

(注2) 平成27年度における返還期日に残った43戸のうち、40戸は完全予約制により、住替先を予約（空き住戸が発生するまで、最長5年間の移転期限猶予がある。）した世帯と入居継続要件に該当し、入居継続の申込があった世帯。残りの3戸については、訴訟問題に発展している。

上表のとおり、平成27年度において、契約満了した1団地、管理戸数158戸のうち、43戸が返還期日後も継続借上状態となっている。神戸市はこれまで、平成24年度（平成25年1月～3月）に借上市営住宅懇談会を行い、契約満了の2年前から入居者と協議を進めているとのことで、返還割合は72.8%まで達している。しかし、円満に契約解除（移転、または、移転予約）に至らなかった事例も生じている。主たる要因としては、震災時の混乱の中で緊急的に提供を受け、入居されたものであり、契約上、契約期間が明確に定められていなかったことが考えられる。契約期間未明記の契約は、把握しているものとしては約16%とのことであるが、必要に応じてさらなる早期の対応が必要と考える。

⑦ 市営住宅の目標管理戸数について【意見20】

平成27年度末の管理戸数は51,165戸ある。第2次市営住宅マネジメント計画 実施計画（第2期）において、平成32年度までに46,000戸程度に縮減する計画となっている。この縮減目標は、人口推計や民間住宅戸数、さらには県営の住宅戸数を考慮しておらず、世帯数に占める市営住宅の割合が平成27年度末時点で7.1%と大阪市、北九州市に次ぐ高さとなっている神戸市の設定する目標値としては効率性の観点から見直しが必要と考える。

また、ここで、第2次市営住宅マネジメント計画 実施計画（第2期）において、今後5年間で廃止が予定されている戸数が471戸（実施計画第1期から事業継続中の229戸を含む）、耐震改修・建替・廃止を組み合わせ対応する住宅等の実施計画（第1期）から事業継続中の住宅の内、事業手法が廃止と決定した下山手2号棟の52戸、借上住宅のうち平成32年

度までに契約を満了する3,035戸を除いた戸数は47,607戸となり、約1,000戸さらなる縮減が必要である。この点については、担当者によると建替により事業着手と同時に募集停止を行い、入居戸数のみの建設を行うため、第2次市営住宅マネジメント計画 実施計画（第2期）中に事業着手した団地について、事業完了時に、約1,000戸の削減が可能とのことであった。（第1期中の住宅建替による削減戸数は541戸）

(2) 市営住宅のソフト面の課題

① 応募辞退に備える補欠世帯選定数について

応募辞退が発生すると、他に入居を希望する市民がいるにも関わらず、空室となるリスクがある。

この点、神戸市は辞退数を減らすために、募集時に提案する住戸情報（立地、設備等）の充実や応募方法の変更（行政区別から部屋別の応募に）をしており、その結果、辞退率は一定数まで削減できている。

また募集選考時に、補欠人員を1世帯選定し、当選者の辞退が発生した場合は、補欠者が繰上げで当選する仕組みを運用している。

補欠人員は1世帯しか選定していないため、補欠者も辞退した場合等には、その他にも入居を希望する者がいるにも関わらず、空室となってしまう。しかし、平成27年10月募集では、当該理由による空室が9戸発生したが、うち7戸について、平成28年5月の募集で入居が決定しており、事務手数等の観点から、現在の運用が不当ではなく、重要な機会損失にもつながっていないと判断した。

② 大学生への市営住宅の提供【意見21】

神戸市では、空室有効利用の一つとして、平成27年度より、入居者の自治会等地域活動への参加を条件に、「大学生への提供事業」を開始している。

当該事業は、郊外地における市営住宅の空き住戸について、学生と地域住民との交流や実践的な調査研究を行う地域活動の拠点等とする目的として利用する提案があり、開始された。

しかし、当該事業の活用事例は、平成28年10月現在、6住戸となっている。

この点、郊外の大型団地は高齢化率も高く、特に福祉に関連する学部を有する大学にアピールすることで、より有用な空室利用につながると考える。そのため、さらに活用事例

が増えるよう検討されたい。

(応募要件の緩和)

平成28年度からは常時募集の住戸の応募要件が、20歳以上の単身世帯が応募可能となっている。この点、大学生の入居が望まれる団地については、特定目的住宅として、18歳から入居を可能にする等、より窓口を広げることが望ましいと考える。

(認知度の向上)

また、当該制度について、認知度は低いため、各関連大学を通して広く大学生に知らせてもらえるような施策の実行が望まれる。

③ 特定目的住宅への住宅変更について【意見22】

住宅変更については、公営住宅法施行令第5条第3項、神戸市営住宅条例第14条第1項第7号及び住宅変更の基準で定められており、神戸市は、エレベーターのない住宅の入居者で、身体の障害・高齢・病気等のため階段の昇降が困難な場合に、低層階（1～2階）への住宅変更を実施している。

しかし、神戸市が認める住宅変更は、一般住宅から一般住宅への変更のみであり、特定目的住宅については、神戸市が設定した要件を入居者が満たしていなければ、一般住宅から特定目的住宅への変更は認められていない。

ここで山の街は、全31棟のうち30棟にエレベーターがなく、高齢者にとっては昇降が困難な住宅であるが、1階部分の多くが障がい者向け特定住宅（216戸のうち、障がい者向け特定目的住宅が158戸）となっている。そのため高齢者が、高層階から低層階への住宅変更を希望しても、障がい者向け特定目的住宅であることを理由に、住宅変更が認められにくい状況にある。

山の街は、空室率も39%と高く、その立地の悪さと築年の古さから、随時募集をかけても応募がない状況にある（1階部分216戸中、募集中の空室は35戸）。そのような状況で、特定目的住宅という理由で低層階（1～2階）の空室に住宅変更できないことは不合理と考える。

この点、神戸市は、包括外部監査の過程での協議を受け対策が必要と判断し、山の街住宅に限り、高齢者対策のモデル団地として、一般住宅から特定目的住宅への住宅変更を認めることとし、運用を開始している。

当該施策が有効であれば、山の街に類似する他団地での運用も期待される。

④ 部局間の孤独死情報の共有と分析<ソフト>【意見23】

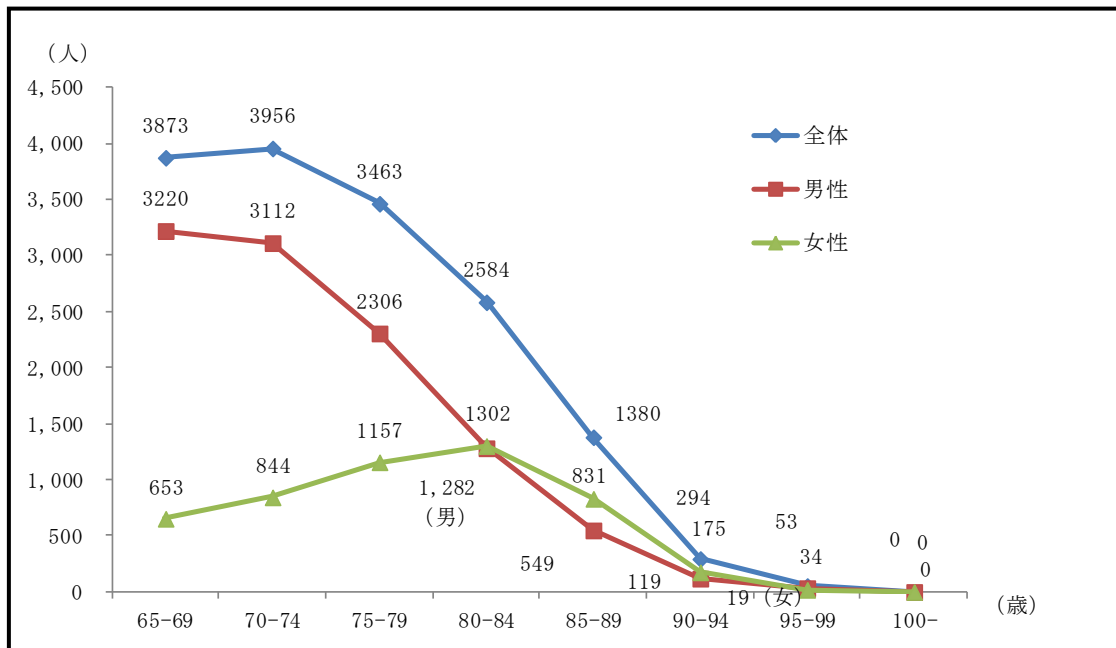
住宅都市局では、「1人暮らしの名義人が誰にも看取られずに、住戸内で死亡」した場合、発見までの経過日数・年齢に関係なく、指定管理者より孤独死の情報を収集している。

しかし、高齢者福祉を担当する保健福祉局に対しては、当該情報は提供されておらず、また保健福祉局が把握した孤独死に関する情報についても、住宅都市局には提供されていない。同じ神戸市部局間においての情報共有がなされておらず、有用な情報が有効活用されていないと考えられる。

関係部局間で情報を共有し、過去の状況（男女別・発見日数・死亡年齢）を分析することで、リスクの特定に資し、高齢者の見守り活動の有効性、効率性を向上させることが期待される。

なお孤独死の分析事例として下記の報告が公表されており、効率的な見守り活動を実施するのに有用と考えられる。

<図表3-18> 年齢階級別の全国高齢者の孤独死数（中位推計）



(出典：平成22年度老人保健健康増進等事業 「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」2011年3月 (株)ニッセイ基礎研究所P23)

⑤ 見守り活動者間の情報非共有【意見24】

市営住宅における高齢者の見守り活動は、指定管理者、地域支え合い推進員、見守り推進員、友愛訪問ボランティア、民生委員、生活援助員LSA（概ね50戸あたりに一人配置）

(以下、「見守者」という。)によって行われている。

ここで山の街における孤独死（平成26年7月～平成28年7月）を調査した結果は、下表のとおりであり、中には65歳以上の見守り対象者で、死亡から発見までに1か月半を要した事例が見受けられた。

<図表3-19>山の街住宅における孤独死状況（平成26年7月～平成28年7月）

年	月	性別	年齢	経過日数	居住期間（年）
26	7	男	92	半日	6
26	11	男	58	不明	12
27	1	男	80	5日	44
27	3	男	85	3日	18
27	4	女	84	1日	6
27	6	男	91	11日～20日	14
27	9	男	70	4日	半年
27	11	女	68	15日	14
27	12	男	43	1か月半	39
28	2	女	86	1日	4
28	3	女	62	不明	14
28	4	男	74	1か月半	2
28	7	女	72	2日	28

前述のとおり多数の見守者がいるにも関わらず、このように発見が遅れる要因の一つに、各見守者の情報非共有が考えられる。各見守者は、それぞれがどのような見守りを実施しているか不明な状況となっており、効率的な見守り活動が阻害されている可能性がある。

各見守者を所管する部署（保健福祉局・住宅都市局・市民参画推進局）が異なっており、また、個人情報保護の観点等検討すべき課題はあるが、高齢者の孤独死防止を図るため、有用な個人情報の共有が望まれる。

⑥ 指定管理者評価による見守り活動【意見25】

神戸市は、指定管理業務の一つとして、65歳以上の高齢者世帯の見回り業務を委託しており、その見回り回数を指定管理者の評価指標の一つにしている。

ここで見回りの回数（努力）は、OUT-PUT（何をしたか）であり、重視されるべきはOUT-COME（成果）と考える。見守り活動のOUT-COME（成果）を評価指標とすることは困難かもしれないが、例えば、特に入居者の高齢化が顕著な大規模団地等においては、65歳以上の孤独死の発生件数の減少や発見平均日数の短縮を指定管理者の努力目標に加えることで、関係諸組織等（民生委員・見守り推進員等）との連携強化、及び情報共有（「高齢者見守り台帳」・「災害時要支援者登録票」）が促進され、結果として、コミュニケーション

の増進や異常状況の早期発見が達成できると考える。

⑦ 指定管理者のアンケートの分析【意見26】

指定管理者の収支と入居者サービスとは相反関係にあることから、入居サービスの向上のため、神戸市は従来から、市営住宅の入居者に対してアンケートを実施し、その結果を指定管理者の評価に反映している。

ここで神戸市はアンケートの結果について、経年比較を行っているが、回答者の属性別分析は行われていない。

例えば、以下の視点での属性別分析は、入居者サービス向上に資すると考えられる。

(団地別分析)

同一の指定管理者であっても、業務担当者が異なれば、そのサービスに差異が生じている可能性がある。団地別分析を実施し、入居者満足度の低い住宅については、改善政策を検討すべきである。

(自治会長、管理人、一般入居者別分析)

アンケートの対象者は、各団地の自治会長及び管理人とランダムに抽出した入居者である。

ここで、自治会長や管理人は、一般の入居者よりも団地に関する情報を多く保有しており、また指定管理者とも接する機会が多いと考えられる。そのため、一般の入居者と区別して、アンケート結果を分析することで、より有用な指標となると考える。

⑧ 指定管理料の見積【意見27】

平成26年度より、神戸市が契約する指定管理者数を5社から2社に変更した理由の一つとして、スケールメリットによるコスト削減を挙げているが、神戸市は、その効果を具体的に試算していない。

また平成25年度の指定管理者募集時の要項において、応募業者に対して示している上限予算は、平成24年度の実績の積み上げとなっている。指定地区集約に伴うスケールメリットによるコスト削減を謳うのであれば、その減額効果を上限予算に織り込むべきである。一方、仮に工事単価の値上げや建物の経年劣化に伴う修繕費の増加等が想定されるならば、その影響も上限予算に反映すべきと考える。

市営住宅に係る指定管理料は、次の年間推移にみるように約35億円にのぼり、前年と同

程度であれば良いという感覚は、その支出額に見合っているか疑問である。

<図表3-20>指定管理料と管理戸数の推移

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料（千円）	3,405,000	3,341,000	3,494,000	3,428,000	3,776,000
管理戸数（戸）	52,489	52,220	52,160	51,893	51,165

⑨ 指定管理料の団地別把握【意見28】

神戸市は、指定管理料について、団地単位でのコストを把握しておらず、年間約35億円もの支出に対し、余りに井勘定である。

この点、神戸市は団地別管理の必要性はないとの見解である。しかし今後、施設の老朽化はより進み、神戸市として住宅管理戸数を減少させる方針である。そのような状況下においては、団地別にコストを認識することは、修繕費の見積や住宅廃止に伴う指定管理料の減額算定時に必要な情報と考えられ、また住宅の将来計画を検討時に資する情報にもなると考えられる。そのため、団地別の修繕費等の収集可能なコストについて、積極的に収集し、適時に比較分析等を実施すべきと考える。

⑩ 地域福祉ネットワーク業務の具体化と客観的評価について【意見29】

地域福祉ネットワークは、関係者や専門機関等のつなぎ役になり、地域の課題解決に向けた支援に取り組んでいるものであり、市営住宅の個別問題（ゴミ、買出し等）の発生時にも、各関係者の取りまとめ役となることが期待される。

しかし地域福祉ネットワークの権限についての定めがなく、また役割が抽象的であるため、具体的な活動成果に基づく評価が行われていない。

そのため現状、地域福祉ネットワークの活動は属人的なものとなっている可能性が否定できず、個人の資質と働きにより、各地区でサービスにバラツキが生じているのではないかと懸念がある。

以下の目的を達成するためにも、少なくとも各担当地域で発生している課題のリストアップ、その対応方針と結果等を一定以上の水準で文書化し、神戸市に対して報告させることを社会福祉協議会に求める必要があると考える。

（目的）

- ・課題の明確化、可視化
- ・スムーズな引継
- ・解決事例の共有化
- ・地域福祉ネットワークの客観的評価

3. 教育委員会事務局の所管施設について

(1) 博物館・小磯記念美術館・神戸ゆかりの美術館

① 施設の概要

イ. 博物館

神戸市立博物館は、神戸市立南蛮美術館と神戸市立考古館が統合し、昭和57年に開館した。「国際文化交流、東西文化の接触と変容」を基本テーマとし、国宝・重要文化財を含む、考古資料、古地図、ガラス工芸、「聖フランシスコ・ザビエル像」や「織田信長像」、などの南蛮美術をはじめとする美術資料、および金山平三や小磯良平ら神戸ゆかりの芸術家の作品等、約7万点を所蔵している。

建物は、昭和10年に横浜正金銀行神戸支店として建設され、戦後は資産を受け継いだ東京銀行の神戸支店として使用された。博物館に転用するにあたり、大規模な増改築が行われ、現在は国の登録有形文化財（建造物）として登録されている。

(博物館の外観)



<図表3-21> 神戸市立博物館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市立博物館	
所在地	神戸市中央区京町24番地	
資産種類	土地	建物
所管課	教育委員会事務局 博物館	教育委員会事務局 博物館
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和55年3月17日	昭和55年3月17日 昭和57年3月15日
面積 (㎡)	3,053.3	10,073.1
公有財産台帳上の価額 (千円)	2,296,378	2,522,757

ロ. 小磯記念美術館

神戸市出身の洋画家、小磯良平の遺族から神戸市に寄贈された2千点以上の作品およびアトリエ・所蔵図書等の展示・保存・調査研究と、氏の画業を顕彰することを目的として平成4年に開館した。館内には3つの展示室のほか、110型大画面でハイビジョン映像を鑑賞できるホールがあり、小磯良平や世界の名画を紹介する映像作品が常時上映されている。

(小磯記念美術館の外観)



<図表3-22> 小磯記念美術館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市立小磯記念美術館	
所在地	神戸市東灘区向洋町中5丁目7番	
資産種類	土地	建物
所管課	建設局 公園部管理課	教育委員会事務局 博物館小磯記念美術館
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	平成4年3月31日	平成4年3月31日
面積 (㎡)	33,041	—
公有財産台帳上の価額 (千円)	(注) 3,666,758	1,500,770

(注) 固定資産評価見込額を記載している。

ハ. 神戸ゆかりの美術館

神戸ゆかりの美術館は、神戸で育まれた芸術文化を広く紹介することを目的として、平成19年3月に神戸ファッション美術館内に開館した。神戸に所縁ある近代から現代の芸術家を主とする神戸市所蔵の作品を展示している。

(神戸ゆかりの美術館の外観等)



<図表3-23> 神戸ゆかりの美術館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸ゆかりの美術館	
所在地	神戸市東灘区向洋町中2丁目9-1	
資産種類	土地	建物
所管課	経済観光局 ファッション産業課	経済観光局 ファッション産業課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	—	—
面積 (㎡)	2,476.47	14,195.05 (うち2,066)
公有財産台帳上の価額 (千円)	—	—

② 来館者数

各施設の来館者数の推移は以下のとおりである。

博物館は、特別展の展覧会内容により来館者数は大きく増減する。なお、平成25年度は、空調工事のため約半年間(4月～9月)休館している。

小磯記念美術館は、平成26年度に空調工事によって3か月間(1月～3月)休館した。入館者数が減少しているが、概ね3万人台で推移している。

神戸ゆかりの美術館は、平成27年度から特別展を導入したことにより、入館者数が増加に転じている。

<図表3-24> 博物館・美術館の来館者数の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
博物館	274,393 (100)	559,145 (203.7)	350,192 (127.6)	464,885 (169.4)	360,839 (131.5)
小磯記念美術館	35,649 (100)	50,290 (141.0)	36,811 (103.2)	25,195 (70.5)	32,889 (92.2)
神戸ゆかりの美術館	20,852 (100)	24,866 (119.2)	20,003 (95.9)	16,544 (79.3)	32,273 (154.7)

(注) () は平成23年度を100とした割合。

③ 収支状況

イ. 博物館

博物館の収支状況は、入館料収入や図録等の販売収入があるため、市の負担額は291,687千円となっており、利用者一人あたりの市の負担額は808.3円となっている。

<図表3-25> 博物館の収支状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	225,384	230,787
	その他収入	—	—
	収入合計	225,384	230,787
支出	人件費	130,860	130,860
	物件費	347,941	341,159
	支出合計	478,801	472,019
減価償却費相当額		50,455	50,455
市負担額		303,872	291,687
利用者数 (人)		464,885	360,839
利用者一人あたり市負担額 (円/人)		653.6	808.3

(注) 直営施設の神戸市職員の人件費については、配置人数に一般職員の一人あたりの給与費(727万円)を乗じた金額を加算している。

ロ. 小磯記念美術館

小磯記念美術館の収支状況は、入館者数が伸びておらず、収入が低位で推移しているため、市の負担額は154,014千円となっており、利用者一人あたりの市の負担額は4,682.8円と非常に高額となっている。

<図表3-26> 小磯記念美術館の収支状況

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	18,346	11,450
	その他収入	—	—
	収入合計	18,346	11,450
支出	人件費	63,129	60,424
	物件費	83,676	75,025
	支出合計	146,805	135,449
減価償却費相当額		30,015	30,015
市負担額		158,474	154,014
利用者数 (人)		25,195	32,889
利用者一人あたり市負担額 (円/人)		6,289.8	4,682.8

(注) 直営施設の神戸市職員の人件費については、配置人数に一般職員の一人あたりの給与費 (727万円) を乗じた金額を加算している。

ハ. 神戸ゆかりの美術館

神戸ゆかりの美術館の収支状況は、同一施設内にある神戸ファッション美術館観覧者への無料サービスを廃止したことに加え、平成27年度から特別展を企画したことなどから、収入が大幅に増加したことにより、市の負担額が114,554千円と前年度比4,856千円の増ではあるが、入館者数が大幅に増加したことから、利用者一人あたりの市の負担額は3,549.5円と前年度から大幅に減少することとなった。

<図表3-27> 神戸ゆかりの美術館の収支状況

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	1,036	11,270
	その他収入	—	—
	収入合計	1,036	11,270
支出	人件費	13,527	19,075
	物件費	74,281	83,823
	支出合計	87,808	102,898
減価償却費相当額		22,926	22,926
市負担額		109,698	114,554
利用者数 (人)		16,544	32,273
利用者一人あたり市負担額 (円/人)		6,630.6	3,549.5

(注) 直営施設の神戸市職員の人件費については、配置人数に一般職員の一人あたりの給与費 (727万円) を乗じた金額を加算している。

④ 各施設の運営評価の状況

神戸市立博物館においては、平成21年度から使命の要点、活動の指針、活動目標と指標を決定し、これにもとづいて自己評価（1次評価）を行い、博物館協議会の各委員が活動内容の各項目を踏まえながら活動目標ごとに4段階の外部評価を行い、必要に応じてコメントが行われている。これらの評価結果については、博物館のホームページにおいて公表されている。

しかし、小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館の運営に関して、博物館と同様の自己評価・外部評価の体制についてヒアリングを行ったが、同様の自己評価・外部評価は行われていないとの回答であった。

⑤ 監査の結果または意見

イ. 小磯記念美術館における神戸市の外郭団体への収蔵品の貸出業務について【意見30】

小磯記念美術館では、神戸市の市内や外郭団体に収蔵品を複数年にわたり貸し出ししている事例がある。このような物品に対して、貸し出しに係る決裁を当初に取り、借用書を取り交わしているが、年度で貸出決裁を更新する、特別貸付の申請を受ける等といった、定期的な確認がなされている証跡は残っていなかった。

貸出が長期になる場合、所在や美術品の品質の確認という目的から、年に一度、借用書の更新など、貸出品について定期的に確認する仕組みの構築が必要である。

なお、神戸市立博物館、神戸ゆかりの美術館では年に一度、借用書の更新等の定期確認が行われているとのことであるので、参考にされたい。

ロ. 小磯記念美術館における設立前に神戸市が寄贈を受けた収蔵品の棚卸について【意見31】

小磯記念美術館では、設立前に神戸市が寄贈を受けた収蔵品については、評価額が付されておらず、仮に鑑定評価などを行った場合に、重要物品に該当する可能性があり、当該収蔵品については、重要物品に準じた管理を実施することが望ましい。

ハ. 重要物品現在高の調査記録の保存について（教育委員会所管の博物館・美術館共通）

【意見32】

神戸市物品会計規則17条1項において、「物品管理者は、その所管に属する物品のうち重要な物品について、前年度における異動及び年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない。」と定められている。

神戸市立博物館・美術館では、収蔵品は、重要物品にかかわらず個別に所定の場所が決まっており、日常業務の中で所蔵品の目視確認を行っているが、目視確認結果の記録が残されておらず、結果として重要物品についての現在高の調査記録が残っていない状況である。

重要物品の現在高の報告義務を果たしていることを事後的に証明するためには、その現在高をどのように調査したかについては、記録を残す必要がある。

ニ. 重要物品の現物確認の網羅性について（教育委員会所管の博物館・美術館共通）

【意見33】

重要物品現在高の調査記録の保存がされていないため、重要物品を含む収蔵品について、網羅的に現物確認を行っていることを確認できる状況ではなかった。

神戸市物品会計規則においては、年度ごとに現物確認を行う必要があるが、重要物品の点数が多く、慎重な取扱いが求められる物品も多いことから、博物館等における現物調査に関しては、一定期間（3年から5年程度の期間）に一巡するように現物確認を行う特例を定めるなど、規則自体の改定と収蔵品の取扱いも考慮した規程の整備についても検討すべきである。

なお、当該事項について、博物館では、平成23年度の包括外部監査においても指摘されており、平成24年6月5日の措置状況報告において、「今後は、神戸市会計規則にそって、毎年度、すべての重要物品の悉皆の調査を行う。新たに、確認のためのチェックリストも作成した。」として措置済みとなっているが、実際には運用されていないことから、早急に実現可能性のある措置方針を作成することが必要である。

ホ. 施設運営のPDCAサイクル（小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館）【意見34】

上記のとおり、小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館については、事業運営に関する自己評価・外部評価の体制が整っていないが、神戸ゆかりの美術館については、教育委員会

に移管されてから、特別展の実施により、入館者数が増加に転じている。

一方で、小磯記念美術館について、入館者数が減少傾向で推移しており、収入金額についても減少傾向をたどっている。

例えば、事業の目標として小磯良平氏およびゆかりの画家の優れた作品を多くの市民に鑑賞してもらうことであれば、目標設定の一つとして、小中学校の児童・生徒に芸術に触れる機会を与える学校連携授業を増やすといった目標を設定することができ、そういった目標・設定を持ってPDCAサイクルが機能するように運営を行うべきである。

したがって、早急に施設の使命に適合した具体的な活動目標と成果指標を策定の上、運営していく体制を構築することが必要である。

へ. 小磯記念美術館における特別展の収支管理について【意見35】

小磯記念美術館における特別展の収支状況については、図表3-28のとおりである。

3年間の特別展8回についてすべて赤字予算であり、そのうち6回については、予算を上回る赤字となっている。特別展については、収支ゼロを目標とすべきものであるが、入場料収入等の歳入が厳しく収支ゼロ予算を見込むことができない状況であるが、歳入予算については、達成に向けた取組を行っていることが必須となるにもかかわらず、すべての特別展で未達成となっており、予算の50%に至っていない特別展が3回もあることから、市民負担を減らすよう更なる努力が必要である。

<図表3-28> 小磯記念美術館における特別展の収支状況

(単位：千円)

		予算	決算	差異
平成25年度	歳入	17,583	9,013	△ 8,569
	歳出	29,270	22,793	△ 6,475
	収支	△ 11,687	△ 13,780	△ 2,094
平成26年度	歳入	17,425	6,765	△ 10,658
	歳出	27,230	26,558	△ 670
	収支	△ 9,805	△ 19,791	△ 9,986
平成27年度	歳入	12,837	6,155	△ 6,679
	歳出	27,386	20,702	△ 6,681
	収支	△ 14,549	△ 14,545	3
3年間合計	歳入	47,845	21,935	△ 25,909
	歳出	83,886	70,056	△ 13,829
	収支	△ 36,041	△ 48,120	△ 12,079

ト. 収蔵品のアーカイブ化について【意見36】

神戸市の博物館・美術館及び中央図書館には貴重な資料として収蔵されているものが多数存在する。その一部については、博物館等で展示されることにより市民の目に触れ、市民に還元されることになるが、貴重な資料については、展示機会も限られることとなる。

中央図書館においては、外国人居留地に関する資料や昭和13年阪神大水害の被災状況を記録した絵巻物・スケッチといった、郷土の歴史を学ぶ上で欠かせない資料も所蔵しているが、劣化が進みつつある状態であったことから、保存・活用を図るため、平成18年度文部科学省「社会教育活性化21世紀プラン」事業としてデジタル化された資料を再構築し、航路図や錦絵、居留地関係資料等ホームページ上で「貴重資料デジタルアーカイブズ」として公開している。

博物館・美術館の設置目的として、芸術的価値、歴史的価値が高い資料をより多くの市民に見てもらおうという側面があることから、収蔵品のデジタルアーカイブ化について推進していくことが望ましい。

神戸市立博物館では、これまで「名品撰」として館蔵資料約240件をホームページ上で公開してきた上に、「Google Art Project」への参加により、高精細画像約130件が加わり、日本でも有数の公開数と品質をもつデジタルアーカイブとなっている。さらに、「文化遺産オンライン」を活用した大量の所蔵資料の情報公開に向けても準備を進めており、積極的な推進が図られている。

しかし、当該業務については、効率化の観点から各館が単独で行うのではなく、神戸市の博物館・美術館・図書館が一体となって、推進していくことが望まれる。

チ. 県立美術館との連携について【意見37】

小磯記念美術館は、小磯良平氏の作品を中心とした展示を行っているが、近隣の兵庫県立美術館においても、同様に小磯良平氏の作品を多数所蔵しており常設展示が行われている。

所蔵品の貸し借りの状況は以下のとおりであり、小磯良平氏の作品の借入が少ない状況である。他の美術館が所蔵している小磯良平氏の作品の展示を頻繁に行うなど、来館者を増やすための施策を実施していくことが望まれる。

<図表3-29> 小磯記念美術館からの貸出の状況

(単位：点)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
兵庫県立美術館	—	1	—	2	—
神戸ゆかりの美術館	—	—	5	—	—
その他	14	51	4	40	2
合計	14	52	9	42	2

<図表3-30> 他の美術館等からの借入（小磯良平氏の作品）の状況

(単位：点)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
兵庫県立美術館	—	16	—	—	—
その他	4	68	—	—	1
合計	4	84	—	—	1

(2) 神戸ポートアイランドホール

① 施設の概要

神戸ポートアイランドホールは、国際級室内陸上競技会開催可能なアリーナを有する施設である。アリーナの最大収容人数は8千人であり、スポーツ以外に、音楽コンサート、国際会議、入学式など様々なイベントに活用されている。

<図表3-31> 神戸ポートアイランドホールの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸ポートアイランドホール	
所在地	中央区港島中町6丁目12-2	
資産種類	土地	建物
所管課	教育委員会事務局 スポーツ体育課	教育委員会事務局 スポーツ体育課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和58年3月17日	昭和59年8月20日
面積 (㎡)	10,286.86	13,325
公有財産台帳上の価額 (千円)	1,429,874	(注) 1,514,064

(注) 固定資産評価見込額を記載している。

② 利用状況

神戸ポートアイランドホールは、興行、スポーツイベント、集会・式典などに利用されているが、興行の割合が大きい状態が続いている（平成27年度 開催件数60件のうち、興行件数 37件）。

<図表3-32> 神戸ポートアイランドホールの利用状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用件数（件）	56	54	60
稼働日数（日）	151	151	186
利用率	57.6%	51.2%	69.9%
入場者数（人）	511,920	484,800	594,410

③ 収支状況

神戸ポートアイランドホールは、料金設定が高額な興行の割合が高くなっていることもあり、一定の収益を獲得するに至っており、減価償却費相当額を考慮した場合においても黒字となっている。

<図表3-33> 神戸ポートアイランドホールの収支状況

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	263,943	354,550
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	263,943	354,550
	指定管理料	16,458	18,408
	収入合計	280,401	372,958
支出	人件費	58,529	60,197
	物件費	116,611	148,090
	納付金を除く支出合計	175,140	208,287
	納付金支出	64,762	99,543
	支出合計	239,902	307,830
指定管理者における収支差額		40,499	65,128
減価償却費相当額		30,281	30,281
市負担額		△ 18,022	△ 50,853
利用者数（人）		484,800	594,410
利用者一人あたり市負担額（円／人）		△ 37.1	△ 85.5

④ 指定管理の状況

神戸ポートアイランドホールの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-34>神戸ポートアイランドホールの指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会・株式会社神戸国際会館・株式会社アシックス共同企画	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	16,000	16,458	18,408
	決算額	16,000	16,458	18,408
	差額	—	—	—
市への納付金		72,600	64,762	99,543
利用料金の合計額		271,377	263,943	354,550
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	287,377	280,401	372,958
	支出	258,715	239,902	307,830
	収支差額	28,662	40,499	65,128
＜主な提案内容と達成状況（平成27年度）＞				
	提案内容（目標値など）	達成状況		
利用者数または利用率	利用率 57.3% 利用人数 501,000 人	利用率 69.9% 利用人数 594,410 人		
収入目標額	273,600 千円	354,551 千円		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	A	AA	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 施設関連支出の優先度の整理【意見38】

神戸ポートアイランドホールについては、アマチュアスポーツ・集会・展示会等様々なイベントが誘致されており、平成27年度においては、前年度よりも件数（54→60件）・利用日数（151→186日）共に増加している。

全市的な施設であり、興行の誘致については、大阪城ホール等の類似施設との競争にさらされていることから、一定規模の投資的支出が必要となる。

長寿命化の観点から実施すべき維持修繕に係る支出と、集客施設として行うべき投資的支出の優先度を整理することが必要となる。

ロ. 経済観光局との連携および所管の見直し【意見39】

神戸ポートアイランドホールは、当該地域における重要な集客施設の一つであると考えられる。その一方で、その活用状況に占める興行の割合が多くなっており、当初の取得目的であるスポーツ施設としての位置づけが薄れている状況である。

周辺には経済観光局が所管する国際会議場・国際展示場の施設もあり、現在、経済観光局では、平成32年までは現有施設を使用する方針であるが、コンベンションセンター再整備を検討していることから、神戸ポートアイランドホールの集客を検討するにあたっては、神戸のコンベンションの中核地域である当該地域全体での集客方針との連動が必要となるため、経済観光局との連携が必要不可欠である。

一方で、スポーツ振興を目的の1つとしている施設として、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等のゴールデンスポーツイヤーを迎えるという状況もある。

これらの状況を勘案し、スポーツ体育課が引き続き所管し続けるべき施設かどうかを改めて検討が必要である。

(3) ポートアイランドスポーツセンター

① 施設の概要

ポートアイランドスポーツセンターは、国際競技の開催及び一般市民のレクリエーション施設として建設された。年間を通して利用できる25m温水プールと、夏季シーズンのみ営業する50m競泳プール、飛び込みプール、冬季シーズンのみ営業するスケートリンクがある。スケートリンクではフィギュアスケート・スピードスケート・アイスホッケー等の国際競技ができる。3階には観覧席があり、常設2,500席が設けられている。プールの加温には隣接する港島クリーンセンターの余熱を再利用している。

<図表3-35>ポートアイランドスポーツセンターの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	ポートアイランドスポーツセンター	
所在地	中央区港島中町6丁目12-1	
資産種類	土地	建物
所管課	教育委員会事務局 スポーツ体育課	教育委員会事務局 スポーツ体育課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和55年6月3日	昭和56年1月8日
面積 (㎡)	10,696.75	11,770
公有財産台帳上の価額 (千円)	1,486,848	3,080,507

② 利用状況

ポートアイランドスポーツセンターの利用者数は、大会開催数等により増減するが、50mプール、飛込プールについては、大会開催日が大幅に増加したことにより利用者数も増加しているが、スケート場については、リンク内天井の点検・修繕工事の影響もあり、利用者数が減少している。

＜図表3-36＞ポートアイランドスポーツセンターの利用状況

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
50m プール	42,420	36,425	46,234
25mプール	42,955	41,103	56,456
飛込プール	29,849	26,876	33,748
スケート場	101,806	88,245	82,017
合計	217,030	192,649	218,455

③ 収支状況

ポートアイランドスポーツセンターの収支状況は以下のとおりである。

＜図表3-37＞ポートアイランドスポーツセンターの収支状況

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	91,967	96,472
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	91,967	96,472
	指定管理料	144,154	144,595
	収入合計	236,121	241,067
支出	人件費	93,197	93,333
	物件費	136,606	144,762
	支出合計	229,803	238,095
指定管理者における収支差額		6,318	2,972
減価償却費相当額		61,610	61,610
市負担額		205,764	206,205
利用者数 (人)		192,649	218,455
利用者一人あたり市負担額 (円/人)		1,068.0	943.9

④ 指定管理の状況

ポートアイランドスポーツセンターの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-38>ポートアイランドスポーツセンターの指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会・株式会社加藤商会・株式会社アシックス共同企画	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				(単位：千円)
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	138,149	144,154	144,595
	決算額	138,149	144,154	144,595
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		107,728	91,967	96,472
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	243,809	236,206	241,067
	支出	229,049	229,803	238,095
	収支差額	14,760	6,403	2,972
＜主な提案内容と達成状況（平成27年度）＞				
	提案内容（目標値など）	達成状況		
利用者数または利用率	利用者数（観覧者含む） 258,000人(平成29年度最終目標)	利用者数（観覧者含む） 287,787人		
収入目標額	91,000千円	96,472千円		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	AA	AA	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 優先度の整理【意見40】

ポートアイランドスポーツセンターは水泳会場としては国際大会、国体を開催できる施設ではないが、全市的な施設として国内・県内・市内競技団体の大会に使用されるとのことである。施設に対して支出できる予算が限られているため、長寿命化の観点から実施すべき維持修繕に係る支出と、集客施設として行うべき投資的支出の優先度を整理することが必要となる。

(4) 王子スポーツセンター

① 施設の概要

王子スポーツセンターは、本格的なスポーツから日頃の健康づくりまで、幅広い一般市民のレクリエーション施設として利用されている。

主競技場、身体障害者体育館、剣道場、柔道場、会議室、トレーニング室を備えた体育館のほか、屋外にはバレーボール兼テニスコート、王子スタジアム、王子プールが整備されている。なお、王子スタジアム（陸上競技場）は、3千人の観客席および人工芝が整備され、アメリカンフットボールや陸上競技などに利用されている。

(王子スポーツセンター陸上競技場)



<図表3-39>王子スポーツセンター（体育館）の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	王子スポーツセンター	
所在地	灘区青谷町1丁目1-1	
資産種類	土地	建物（体育館）
所管課	建設局 公園部管理課	教育委員会事務局 スポーツ体育課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和61年3月15日 (換地処分)	昭和53年9月10日
面積（㎡）	43,748	7,193
公有財産台帳上の価額（千円）	9,974,544	1,341,420

② 利用状況

王子スポーツセンターの利用率、利用者数は以下のとおりである。

体育館施設については、90%を超える利用率となっているが、特定目的の施設については、60%前後の利用率となっている。

＜図表3-40＞王子スポーツセンターの利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
主競技場（体育館）	93.0%	85,633	91.4%	85,633	93.1%	96,036
身障者体育館	91.6%	32,724	91.3%	32,724	94.8%	36,144
トレーニング室	—	16,209	—	16,209	—	21,019
剣道場	77.6%	31,094	78.0%	31,094	59.1%	23,260
柔道場	61.4%	21,778	61.2%	21,778	64.9%	25,556
陸上競技場	63.7%	112,558	64.3%	112,558	66.6%	122,780
補助競技場	2.1%	3,350	1.8%	3,350	2.9%	5,120
バレー兼テニスコート	65.6%	31,270	65.6%	32,529	71.7%	33,220
プール	—	39,090	—	33,384	—	36,659
合計	—	373,706	—	376,542	—	399,794

③ 収支状況

王子スポーツセンターの収支状況は以下のとおりである。利用率が高いことから、一定の使用料収入があるため、利用者一人あたりの市負担額は292.1円に抑えられている。

＜図表3-41＞王子スポーツセンターの収支状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	65,166	69,879
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	65,166	69,879
	指定管理料	154,255	154,664
	収入合計	219,421	224,544
支出	人件費	72,440	70,773
	物件費	80,604	82,308
	支出合計	153,044	153,081
指定管理者における収支差額		1,211	1,583
減価償却費相当額		30,501	30,501
市負担額		119,589	115,286
利用者数（人）		373,192	394,674
利用者一人あたり市負担額（円／人）		320.4	292.1

(平成27年度の施設毎の収支状況)

	利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり市負担額 (円)
主競技場(体育館)	93.1%	96,036	16,436	24,705	8,268	86.1
身障者体育館	94.8%	36,144	5,062	8,025	2,962	81.9
トレーニング室	—	21,019	9,102	2,521	△ 6,581	△ 313.1
剣道場	59.1%	23,260	2,489	8,117	5,628	241.9
柔道場	64.9%	25,556	2,905	9,331	6,426	251.4
陸上競技場	66.6%	122,780	17,502	65,604	48,102	391.7
バレー兼テニスコート	71.7%	33,220	5,599	25,311	19,711	593.3
プール	—	36,659	10,781	41,548	30,767	839.2
合計	—	394,674	69,879	185,165	115,286	292.1

(注) 補助競技場は、団体貸出が行われていない時は、一般に無料開放されているため、上記集計の対象外とした。

各施設の費用は、王子スポーツセンター全体の費用を面積で按分している。

④ 指定管理の状況

王子スポーツセンターの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-42>王子スポーツセンターの指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会・株式会社加藤商会・株式会社アシックス共同企画	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	170,972	154,255	154,664
	決算額	170,972	154,255	154,664
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		66,309	65,166	69,879
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	170,972	154,255	154,664
	支出	154,915	153,044	153,081
	収支差額	16,057	1,211	1,583
＜主な提案内容と達成状況(平成27年度)＞				
	提案内容(目標値など)	達成状況		
利用者数または利用率	(平成29年度最終目標)			
	①利用率94%以上	①利用率 94.0%		
	②利用者数400,000人以上 (観覧者を含む)	②利用者数 421,851人		
	③トレーニング室の利用者数 15,000人以上	③トレーニング室の利用者数 21,019人		
収入目標額	—	—		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	AA	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 施設関連支出の優先度の整理【意見41】

王子スポーツセンターは、神戸市での昭和31年の第11回国民体育大会開催等を目的に設置された総合スポーツ施設であるが、その後、神戸市での昭和60年の夏季ユニバーシアード開催を目的に総合運動公園が新設されたことから、2つの総合運動施設を保有する状況にある。両施設に対して支出できる予算が限られているため、類似施設である総合運動公園の競技場との役割分担を明確にし、長寿命化の観点から実施すべき維持修繕に係る支出と、全市的な市民利用施設として行うべき投資的支出の優先度を整理することが必要となる。

ロ. 王子スポーツセンター体育館の位置づけ【意見42】

王子スポーツセンターに設置されている体育館は昭和53年に設置され、平成24年度に耐震化工事を実施した施設である。建設当初から相当程度の期間が経過している施設である。

体育館については、他の全市的な市民利用施設としての役割を担っているスポーツ施設との関係を整理し、市民の健康増進、介護予防などの観点から、全市的な市民利用体育施設としての必要性を勘案して、施設機能をどのように保全していくかを検討する必要がある。

ハ. 王子スポーツセンターのプールの廃止の検討【意見43】

王子スポーツセンターの各施設の収支状況を見ると、他の施設に比べプールの一人あたり市負担額は839.3円と高くなっている。また、施設についても建設当初から相当程度の期間が経過している施設であることから、大規模修繕の実施可否を判断するにあたっては、その在り方を検討する必要がある。

屋外プールであり利用期間が限定されることや、市の施設でも他の屋内プール施設があることを勘案すると、費用対効果の観点から大規模修繕を実施せず、廃止を検討することが必要である。

ニ. 施設毎の収支管理について【意見44】

王子スポーツセンターは、スタジアム（陸上競技場）、体育館、プール等のスポーツ施設が集まっているが、施設毎の収支管理は行われていない。当該施設については、建設当時の設置目的から環境が大きく変化しており、施設毎に目的が異なっている状況や、今後の施設の改修等の意思決定の判断を適切に行うために、施設毎の収支管理を行っていく必要がある。

ホ. 指定管理者の運営評価について【意見45】

指定管理者からの事業報告書については、王子スポーツセンター全体の利用者数は記載されているが、施設毎の利用者数については、報告書に記載がない。

指定管理者の運営評価において、収入金額が提案目標に入っていないため、評価表において記載されていない。指定管理者の評価について、選定時の提案をそのまま目標として設定していると考えられる。しかし、利用料が発生する施設において収入金額は基本的な項目であり、選定後に協議を行うか、応募要領に提案目標として基本的な項目は目標としておくことが必要である。また、利用者数、利用率については施設全体のみが評価の対象となっているが、王子スポーツセンターは、体育館、陸上競技場、プール等の複合施設であることから、主要な施設毎の収入、利用者数、利用率の目標に対する達成度をもって評価すべきである。

(5) 中央体育館

① 施設の概要

中央体育館は、神戸市の中核体育館として多くの国際級・全国級のスポーツ大会の開催地として利用されているほか、市民体育大会、総合体育大会など市民の競技の場や、スポーツ教室の場としても活用されている。施設内は、固定客席1,863席（車いすスペース8台）を備えた競技場、体育室（2室）、トレーニングルーム、会議室（3室）、授乳室・幼児室、医務室が整備されている。

(中央体育館正面)



<図表3-43> 中央体育館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	中央体育館	
所在地	神戸市中央区楠町4丁目1-1	
資産種類	土地	建物
所管課	建設局 公園部管理課	教育委員会事務局 スポーツ体育課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	平成2年9月27日 (法上の帰属)	昭和40年10月1日
面積 (㎡)	12,898	11,764
公有財産台帳上の価額 (千円)	2,360,334	1,405,850

② 利用状況

中央体育館の利用状況は以下のとおりである。各施設とも、非常に高い利用率で推移している。

<図表3-44> 中央体育館の利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
主競技場	97.7%	112,616	98.9%	112,504	99.1%	110,569
第1体育室	91.5%	45,748	94.1%	50,966	94.6%	55,952
第2体育室	92.6%	32,958	95.9%	38,562	97.3%	41,857
トレーニングルーム	—	38,086	—	43,796	—	44,948
合計	—	229,408	—	245,828	—	253,326

③ 収支状況

中央体育館の収支状況は以下のとおりである。利用率が高いことから、一定の使用料収入があるため、利用者一人あたりの市負担額は488.0円となっている。

<図表3-45> 中央体育館の収支状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	38,538	38,642
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	38,538	38,642
	指定管理料	133,372	134,158
	収入合計	171,910	172,800
支出	人件費	60,614	50,605
	物件費	65,200	65,412
	支出合計	125,814	116,017
指定管理者における収支差額		7,558	18,141
減価償却費相当額		28,117	28,117
市負担額		122,950	123,632
利用者数(人)		245,828	253,326
利用者一人あたり市負担額(円/人)		500.1	488.0

(平成27年度の施設毎の収支状況)

	利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり市負担額 (円)
主競技場	99.1%	110,569	16,232	98,906	82,673	747.7
第1体育室	94.6%	55,952	5,795	31,051	25,256	451.4
第2体育室	97.3%	41,857	3,675	20,126	16,450	393.0
トレーニングルーム	—	44,948	12,938	12,190	△748	△16.6
合計	—	253,326	38,642	162,275	123,632	488.0

(注) 各施設の費用は、中央体育館全体の費用を面積で按分している。

④ 指定管理の状況

中央体育館の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-46> 中央体育館の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会・株式会社アシックス共同企画	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				(単位：千円)
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	146,580	133,372	134,158
	決算額	146,580	133,372	134,158
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		38,331	38,538	38,642
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	146,580	133,372	134,158
	支出	127,366	125,814	116,017
	収支差額	19,214	7,558	18,141
＜主な提案内容と達成状況（平成27年度）＞				
	提案内容（目標値など）	達成状況		
利用者数または利用率	(平成29年度最終目標)			
	①利用率 97.5%以上	①利用率 98.8%		
	②観覧者を含む利用者数 310,000人以上	②観覧者を含む利用者数 326,293人		
	③トレーニングルーム利用者数 38,000人以上	③トレーニングルーム利用者数 44,948人		
収入目標額	—	—		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	AA	AA	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 雨漏りの対策について【意見46】

中央体育館では雨漏りが発生しており、その対策の状況を確認したところ、平成26年度において、高所作業を実施し、枯葉などの堆積による排水管のつまりの除去を行っていた。また、平成27年度の予算要求事務書類を確認したところ、中央体育館の壁面の防水工事が平成27年度の実施が見送られていたが、当該見送りについては、吊り天井改修工事に合わせて実施するためとのことであった。

現在、雨漏りは生じていないとのことであるが、枯葉などの堆積による排水管のつまりについては、定期的な高所作業による清掃が必要となる。予防措置の観点から当該清掃は不可欠となるので、高所作業等が必要な排水管の箇所および、そのつまりが躯体に大きな

影響を及ぼす箇所を特定し、計画的に点検を行うことが有用である。

ロ. 指定管理者の運営評価について【意見47】

指定管理者の運営評価において、収入金額が提案目標に入っていないため、評価表において記載されていない。指定管理者の評価について、選定時の提案をそのまま目標項目として設定していると考えられる。しかし、使用料が発生する施設において収入金額は基本的な項目であり、選定後に協議を行うか、応募要領に提案目標として基本的な項目は、目標としておく必要がある。

(6) 各区設置の体育館

① 施設の概要

各区設置の体育館（東灘、須磨、垂水、西）は、市民の健康増進や、生涯教育のための場を提供する目的で設置されている施設である。施設内は競技場、体育室、トレーニング室（一部）が整備されており、定期的にスポーツ教室が開催されている。

イ. 東灘体育館（視察対象）

(東灘体育館の全景)



<図表3-47> 東灘体育館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	東灘体育館	
所在地	神戸市東灘区魚崎町6丁目332-2	
資産種類	土地	建物
所管課	教育委員会事務局 スポーツ体育課	教育委員会事務局 スポーツ体育課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和51年3月27日	平成1年3月13日
面積 (㎡)	1,878.81	1,416
公有財産台帳上の価額 (千円)	340,065	(注) 67,853

(注) 固定資産評価見込額を記載している。

ロ. 須磨体育館 (視察対象)

(須磨体育館の正面)



<図表3-48> 須磨体育館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	須磨体育館	
所在地	神戸市須磨区中島町1丁目2-2	
資産種類	土地	建物
所管課	建設局 公園部管理課	教育委員会 事務局スポーツ体育課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和55年2月26日 (分筆)	昭和48年6月9日
面積 (㎡)	2,868	1,437
公有財産台帳上の価額 (千円)	415,860	125,499

ハ. 垂水体育館（視察対象外）

<図表3-49> 垂水体育館の施設概要

（平成28年3月31日時点）

資産名	垂水体育館	
所在地	神戸市垂水区旭が丘2丁目66-9	
資産種類	土地	建物
所管課	教育委員会事務局 スポーツ体育課	教育委員会事務局 スポーツ体育課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和52年1月5日	昭和50年4月1日
面積（㎡）	2,016.37	1,423
公有財産台帳上の価額（千円）	207,686	223,463

ニ. 西体育館（視察対象外）

<図表3-50> 西体育館の施設概要

（平成28年3月31日時点）

資産名	西体育館	
所在地	神戸市西区春日台5丁目1-8	
資産種類	土地	建物
所管課	教育委員会事務局 スポーツ体育課	教育委員会事務局 スポーツ体育課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	平成13年3月28日	平成1年3月20日
面積（㎡）	5,002	2,186
公有財産台帳上の価額（千円）	410,674	446,462

② 利用状況

各区設置の体育館の利用状況は以下のとおりである。各施設とも、非常に高い利用率で推移している。

<図表3-51>各区設置の体育館の利用状況

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
東 灘	主競技場	97.9%	35,847	97.8%	46,667	99.3%	50,111
	体育室	94.4%	18,612	94.0%	25,280	94.6%	25,701
	トレーニング ルーム	—	5,339	—	7,103	—	8,972
	合計	—	59,798	—	79,050	—	84,784
須 磨	主競技場	96.2%	32,820	96.4%	45,365	98.1%	42,895
	体育室	81.7%	10,987	84.5%	17,107	88.2%	17,448
	合計	—	43,807	—	62,472	—	60,343
垂 水	主競技場	94.3%	35,572	92.4%	47,422	95.4%	48,411
	第1体育室	94.9%	22,416	95.1%	30,229	95.9%	32,326
	第2体育室	97.2%	8,434	94.7%	10,933	95.6%	11,446
	合計	—	66,422	—	88,584	—	92,183
西	主競技場	95.0%	76,463	96.3%	78,473	97.3%	83,098
	体育室	92.9%	29,604	94.9%	26,473	94.6%	28,603
	トレーニング ルーム	—	9,663	—	10,192	—	10,711
	合計	—	115,730	—	115,138	—	122,412

③ 収支状況

各区設置の体育館の収支状況は以下のとおりである。各施設とも、非常に高い利用率であるため、利用者一人あたり市負担額は300円～400円台となっているが、利用者が少ない須磨体育館については、592.1円と負担額が大きくなっている。

<図表3-52>各区設置の体育館の収支状況

(単位：千円)

		東灘体育館		須磨体育館	
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	8,864	9,469	5,812	6,118
	その他収入	—	—	—	—
	指定管理料を除く収入合計	8,864	9,469	5,812	6,118
	指定管理料	41,949	41,949	39,128	39,343
	収入合計	50,813	51,418	44,940	45,461
支出	人件費	28,338	30,005	24,785	25,251
	物件費	14,616	14,067	13,601	14,637
	支出合計	42,954	44,072	38,386	39,888
指定管理者における収支差額		△ 1,005	△ 2,123	742	△ 545
減価償却費相当額		1,357	1,357	2,509	2,509
市負担額		34,441	33,836	35,826	35,734
利用者数(人)		79,050	84,784	62,472	60,343
利用者一人あたり市負担額(円/人)		435.6	399.0	573.4	592.1

		垂水体育館		西体育館	
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	6,676	6,625	12,404	12,059
	その他収入	—	—	—	—
	指定管理料を除く収入合計	6,676	6,625	12,404	12,059
	指定管理料	39,078	39,078	40,985	40,985
	収入合計	45,754	45,703	53,389	53,044
支出	人件費	28,861	27,813	28,586	30,722
	物件費	10,115	11,882	16,534	12,927
	支出合計	38,976	39,695	45,120	43,649
指定管理者における収支差額		102	△ 617	△ 4,135	△ 2,664
減価償却費相当額		4,469	4,469	8,929	8,929
市負担額		36,870	36,921	37,509	37,854
利用者数(人)		88,584	92,183	115,138	122,412
利用者一人あたり市負担額(円/人)		416.2	400.5	325.7	309.2

(平成27年度の施設毎の収支状況)

		利用率	利用者数	収入	費用	市負担額	利用者一人あたり市負担額
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(円)
東灘	主競技場	99.3%	50,111	4,497	28,243	23,745	473.8
	体育室	94.6%	25,701	1,870	11,297	9,427	366.7
	トレーニングルーム	—	8,972	3,101	3,765	664	74.0
	合計	—	84,784	9,469	43,306	33,836	399.0
須磨	主競技場	98.1%	42,895	4,648	30,549	25,900	603.8
	体育室	88.2%	17,448	1,469	11,303	9,833	563.6
	合計	—	60,343	6,118	41,852	35,734	592.1
垂水	主競技場	95.4%	48,411	4,156	27,994	23,837	492.4
	第1体育室	95.9%	32,326	1,673	10,886	9,213	285.0
	第2体育室	95.6%	11,446	795	4,665	3,870	338.2
	合計	—	92,183	6,625	43,547	36,921	400.5
西	主競技場	97.3%	83,098	6,711	38,199	31,488	378.9
	体育室	94.6%	28,603	1,638	9,011	7,372	257.8
	トレーニングルーム	—	10,711	3,710	2,703	△ 1,006	△ 94.0
	合計	—	122,412	12,059	49,914	37,854	309.2

(注) 各施設の費用は、各体育館全体の費用を面積で按分している。

④ 指定管理の状況

各区設置の体育館の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-53>各区設置の体育館の指定管理の状況

イ. 東灘体育館

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会・公益財団法人神戸YMCA・株式会社アシックス共同企画	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	46,791	41,949	41,949
	決算額	46,791	41,949	41,949
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		6,622	8,864	9,469
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	46,791	41,949	41,949
	支出	48,414	42,954	44,072
	収支差額	△ 1,623	△ 1,005	△ 2,123
＜主な提案内容と達成状況（平成27年度）＞				
	提案内容（目標値など）	達成状況		
利用者数または利用率	(平成29年度最終目標)			
	①利用率 97% (競技場+体育室)	①利用率 98.1% (競技場+体育室)		
	②利用者数 81,000人	②利用者数 84,784人		
	③トレーニング室利用者数 8,100人	③トレーニング室利用者数 8,972人		
収入目標額	—	—		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	AA	AA	

ロ. 須磨体育館

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会・公益財団法人神戸YMCA・株式会社アシックス共同企画	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	43,820	39,343	39,343
	決算額	43,820	39,128	39,343
	差額	—	215	—
利用料金の合計額		3,826	5,812	6,118
利用料金の帰属先		市	市	市

指定管理業務の 収支	収入	43,820	39,128	39,343
	支出	43,163	38,386	39,888
	収支差額	657	742	△ 545
<主な提案内容と達成状況（平成27年度）>				
	提案内容（目標値など）		達成状況	
利用者数または 利用率	（平成29年度最終目標）			
	①利用率 94.5%（競技場+体育室）		①利用率 95.6%（競技場+体育室）	
	②利用者数 63,000人		②利用者数 60,343人	
収入目標額	-		-	
<選定評価委員会の評価>				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	AA	AA	

ハ. 垂水体育館

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会・公益財団法人神戸YMCA・株式会社アシックス共同企画		共同事業体の有無	有
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況>（単位：千円）				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	44,269	39,078	39,078
	決算額	44,269	39,078	39,078
	差額	-	-	-
利用料金の合計額		4,961	6,676	6,625
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の 収支	収入	44,269	39,078	39,078
	支出	43,830	38,976	39,695
	収支差額	439	102	△ 617
<主な提案内容と達成状況（平成27年度）>				
	提案内容（目標値など）		達成状況	
利用者数または 利用率	（平成29年度最終目標）			
	①利用率 95.5%（競技場+第1・2体育室）		①利用率 95.5%（競技場+第1・第2体育室）	
	②利用者数 90,000人		②利用者数 92,183人	
収入目標額	-		-	
<選定評価委員会の評価>				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	AA	AA	

二. 西体育館

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会・公益財団法人神戸YMCA・株式会社アシックス共同企画	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	41,280	40,985	40,985
	決算額	39,970	40,985	40,985
	差額	1,310	—	—
利用料金の合計額		11,051	12,404	12,059
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	39,999	40,985	40,985
	支出	37,846	45,120	43,649
	収支差額	2,153	△ 4,135	△ 2,664
＜主な提案内容と達成状況（平成27年度）＞				
	提案内容（目標値など）	達成状況		
利用者数または利用率	(平成29年度最終目標)			
	①利用率	96%	①利用率	96.9%
	②利用者数	123,000人	②利用人数	126,674人
	③会議室稼働率	30%	③会議室	24.9%
	④トレーニング室利用者数	10,000人以上	④トレーニング室利用者数	10,711人
収入目標額	—	—		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	AA	AA	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 各区の体育館の施設管理について【意見48】

各区の体育館については、いずれも高い利用率を維持しているが、設立後20年以上経過している状況である。

耐震化工事は終了しているものの、設備面でも老朽化の問題があるなど、利用者の熱中症対策等の観点から対策を講じなければならない課題も存在している。

他の全市的な市民利用施設としての役割を担っているスポーツ施設との関係で、市民の健康増進、介護予防などの観点から区単位の体育施設の必要性を勘案して、施設機能をどのように保全していくかを検討する必要がある。

ロ. 各区の体育館、勤労市民センター、北須磨文化センターの体育施設の施設保全の一体管理について【意見49】

前述の施設機能の保全を検討するにあたっては、勤労市民センター・北須磨文化センターにも同様の体育施設が設置されていることから、1区1体育施設を維持することが政策的に望ましいと判断するのであれば、施設機能の保全について、一体的に検討することが望ましい。

ハ. 勤労市民センターとの事業実施面での連携について【意見50】

前述のとおり、勤労市民センターにも体育施設が存在しており、スポーツ体育課が所管している各区設置の体育館と類似のサービスを提供している。

定期的な連絡などにより、ヒヤリハット事例などの情報を共有することが望ましい。

ニ. 施設利用料の設定について【意見51】

各区の体育館施設については、いずれも高い利用率を維持しているが、その運営には、指定管理料として一定の税金が投入されている。施設利用料を設定するうえで、平日・休日の別、午前・午後・夜間の別の利用状況に応じた設定を検討し、税金の投入を抑制することが可能と思われるが、その検討が行われていない。施設利用料は各施設の収入として重要であり、その金額の決定については、受益者負担のあり方、他の同種施設の料金との公平性等を勘案すべきであるが、利用率が高い施設については、収入の増加に向けた施策を検討することが望まれる。

ホ. 指定管理者の運営評価について【意見52】

すべての体育館の指定管理者の運営評価において、収入金額が提案目標に入っていないため、評価表において記載されていない。指定管理者の評価について、選定時の提案をそのまま目標として設定していると考えられる。しかし、利用料が発生する施設において収入金額は基本的な項目であり、選定後に協議を行うか、応募要領に提案目標として基本的な項目は目標としておくことが必要である。

(7) 図書館

① 施設の概要

神戸市立図書館は、中央図書館と各区の地域図書館・分館により構成された図書館システムとして運営されている。神戸市立図書館全体として、平成27年度末時点で2,036千冊の蔵書を保有している。また、図書館カードは神戸市立図書館全館共通で利用することができ、本の返却や予約図書の受取りについても全館で対応されている。

以下、視察対象となった地域図書館の概要を掲載している。

イ. 中央図書館

中央図書館は、神戸市の核となる図書館として明治44年に開館され、専門図書・雑誌・新聞を含む広範な資料の収集や網羅的な郷土資料の収集を図ることで、市民の資料要求に応えるとともに、レファレンスサービスにより市民からの調査・相談にも応じている。中央図書館では、平成27年度末時点で987千冊の蔵書を保有している。

(中央図書館の正面)



<図表3-54> 中央図書館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	中央図書館	
所在地	神戸市中央区楠町7-2-1 大倉山公園内	
資産種類	土地	建物（事業資産）
所管課	建設局公園部管理課	教育委員会事務局 中央図書館
財産区分	—	行政財産
取得日	—	(1号館) 昭和55年7月30日 (2号館) 平成9年3月31日
面積（㎡）	9,048	(1号館) 7,586 (2号館) 1,429
公有財産台帳上の価額（千円）	—	(1号館) 1,911,672 (2号館) 280,369

ロ. 東灘図書館

東灘図書館は、神戸市地域図書館の中で最も早い昭和49年2月に岡本で開館し、平成25年9月に旧東灘区役所跡に移転開館している。

移転前の専有面積は地域図書館の中で最も狭かったが、移転後の専有面積は地域図書館の中で最も広くなり、蔵書は平成27年度末時点で市内の地域図書館の中で最も多い、126千冊を保有している。当図書館では、授乳室、視覚障害者等のための対面朗読室が整備されており、また、親子読書コーナー（カーペットコーナー）や、おはなし会を開催する「おはなしの部屋」、郷土資料を集めた「東灘コーナー」、2階には無線LANを整備した閲覧コーナー、多目的室が設けられている。

(東灘図書館の全景)



<図表3-55> 東灘図書館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	東灘図書館	
所在地	神戸市東灘区住吉東町2-3-40	
資産種類	土地	建物
所管課	—	教育委員会事務局 中央図書館
財産区分	—	行政財産
取得日	—	平成25年8月30日
面積 (㎡)	—	2,126
公有財産台帳上の価額 (千円)	—	674,513

ハ. 須磨図書館

須磨図書館は、昭和56年に神戸市で8番目の図書館として区民センター内に開館している。近隣には消防署、体育館等の公共施設がある。平成27年度末時点で、一般書・児童書を中心に、86千冊の蔵書を保有している。毎月第2土曜日は、ストーリーテリングなどのおはなし会、第1・第3金曜日、第4土曜日は、絵本読み聞かせや紙芝居・手遊びなどのおはなし会が開催されている。

(須磨図書館の入口【須磨区民センター1階】)



<図表3-56> 須磨図書館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	須磨図書館	
所在地	須磨区中島1-2-3 須磨区民センター1階	
資産種類	土地	建物
所管課	建設局 公園部管理課 (下中島公園敷地内)	教育委員会事務局 中央図書館
財産区分	—	行政財産
取得日	—	昭和56年7月25日
面積 (㎡)	—	762
公有財産台帳上の価額 (千円)	—	136,867

② 蔵書の状況

各図書館の蔵書の状況は以下のとおりである。広範な資料の収集等を行っている中央図書館や新しく開設・移転した図書館については大きく増加しており。その他の地域図書館については、利用者のニーズを勘案し、入替をおこなっていることから、大きな増減とはなっていない。

<図表3-57>各図書館の蔵書数の推移

(単位：冊数)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	増減率①	増減率②
中央	865,850	876,141	884,164	961,890	975,768	986,995	14.0%	12.7%
自動車	55,530	54,859	54,549	55,454	55,683	57,400	3.4%	4.6%
東灘	93,509	100,111	103,156	112,794	120,016	126,372	35.1%	26.2%
灘	108,421	102,675	102,707	103,464	99,364	98,913	△ 8.8%	△ 3.7%
三宮	75,476	78,054	79,060	77,695	78,019	81,576	8.1%	4.5%
兵庫	100,039	101,407	103,280	103,466	102,835	104,880	4.8%	3.4%
北	82,486	84,852	85,330	85,341	86,218	86,798	5.2%	2.3%
北神	91,379	93,506	96,775	99,336	100,558	101,716	11.3%	8.8%
新長田	101,449	103,874	106,335	104,886	102,493	103,403	1.9%	△ 0.5%
須磨	83,924	83,943	86,679	87,634	84,035	85,838	2.3%	2.3%
垂水	96,211	96,025	94,882	93,635	97,799	97,485	1.3%	1.5%
西	110,221	105,962	104,924	103,816	102,678	104,502	△ 5.2%	△ 1.4%
合計	1,864,495	1,881,409	1,901,841	1,989,411	2,005,466	2,035,878	9.2%	8.2%

(注) 増減率①は平成22年度から平成27年度の増減率、増減率②は平成24年度から平成27年度の増減率を示す。

③ 利用実績の状況

中央図書館及び地域図書館における貸出人数と貸出数の推移は以下のとおりである。平成24年度との比較において、平成25年9月に新築移転した東灘図書館が大幅増加、神戸市の中心である三宮地区にある三宮図書館、西図書館が横ばいである以外は、減少傾向となっている。貸出冊数は、一人あたりの貸出冊数が減っているため減少している。

<図表3-58>各図書館の貸出人数の推移

(単位：人)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	増減率①	増減率②
中央	268,682	266,580	255,089	185,857	229,122	234,028	△12.9%	△8.3%
自動車	24,604	22,901	21,231	20,455	20,060	20,502	△16.7%	△3.4%
東灘	213,422	217,322	213,755	264,498	306,206	314,724	47.5%	47.2%
灘	271,889	275,290	263,485	246,913	228,396	239,530	△12.1%	△9.1%
三宮	223,094	223,520	233,494	235,410	229,807	239,177	7.2%	2.4%
兵庫	129,898	132,625	128,255	129,265	123,344	121,660	△6.3%	△5.1%
北	109,972	110,108	108,386	105,652	86,555	98,594	△10.3%	△9.0%
北神	119,398	121,292	119,182	117,377	115,861	114,630	△4.0%	△3.8%
新長田	105,131	104,810	102,694	101,947	98,192	97,162	△7.6%	△5.4%
須磨	111,801	113,407	106,503	101,729	100,452	101,644	△9.1%	△4.6%
垂水	254,876	253,251	248,390	238,983	236,416	244,247	△4.2%	△1.7%
西	279,275	285,132	280,740	267,872	266,739	281,088	0.6%	0.1%
SP	—	—	—	4,750	15,804	22,180	—	—
合計	2,112,042	2,126,238	2,081,204	2,020,708	2,056,954	2,129,166	0.8%	2.3%

(注1) 増減率①は平成22年度から平成27年度の増減率、増減率②は平成24年度から平成27年度の増減率を示す。

(注2) 中央図書館：平成25年12月～平成26年3月、耐震化工事のため部分休館（この間、予約図書の受け取りのみ）

北図書館：平成26年9月～12月、耐震化工事のため休館（この間、予約図書の受け取りのみ）

<図表3-59>各図書館の貸出冊数の推移

(単位：冊数)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	増減率①	増減率②
中央	971,426	951,630	901,133	644,043	799,181	815,825	△16.0%	△9.5%
自動車	127,942	116,973	105,749	97,712	95,538	93,131	△27.2%	△11.9%
東灘	644,051	652,537	644,570	815,411	964,864	1,001,418	55.5%	55.4%
灘	907,536	896,801	845,603	775,996	706,640	712,315	△21.5%	△15.8%
三宮	590,753	588,784	603,990	605,453	571,167	590,782	0.0%	2.2%
兵庫	388,616	393,365	379,320	384,519	360,453	354,318	△8.8%	△6.6%
北	406,898	405,749	392,200	379,734	296,045	345,230	△15.2%	△12.0%
北神	444,950	446,372	440,425	431,714	422,538	413,695	△7.0%	△6.1%
新長田	361,241	356,155	342,697	337,972	324,223	318,313	△11.9%	△7.1%
須磨	425,763	420,773	395,840	376,153	371,157	369,996	△13.1%	△6.5%
垂水	813,378	794,174	775,534	745,929	737,205	743,170	△8.6%	△4.2%
西	952,694	954,917	933,694	891,516	893,224	915,671	△3.9%	△1.9%
SP	—	—	—	10,918	36,217	53,451	—	—
合計	7,035,248	6,978,230	6,760,775	6,497,070	6,578,452	6,727,315	△4.4%	△0.5%

(注1) 増減率①は平成22年度から平成27年度の増減率、増減率②は平成24年度から平成27年度の増減率を示す。

(注2) 中央図書館：平成25年12月～平成26年3月、耐震化工事のため部分休館（この間、予約図書の受け取りのみ）

北図書館：平成26年9月～12月、耐震化工事のため休館（この間、予約図書の受け取りのみ）

④ 市民満足度調査について

市民満足度調査（「図書館ご利用の皆様へのアンケート」）の「読みたい本があるか」「図書館は調べものに役立つか」の項目、平成22年度からの推移は図表3-60のとおりである。

<図表3-60>市民満足度調査（一部項目）の推移

イ。「読みたい本があるか」の項目

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	増減①	増減②
中央	71.6%	75.0%	72.4%	69.1%	76.8%	71.1%	△0.5%	△1.3%
東灘	52.9%	46.2%	39.9%	33.7%	50.5%	53.9%	1.0%	14.0%
灘	54.7%	55.8%	44.2%	44.0%	47.1%	49.4%	△5.3%	5.2%
三宮	54.3%	45.9%	37.7%	39.6%	45.1%	43.7%	△10.6%	6.0%
兵庫	64.3%	60.4%	51.3%	49.9%	52.0%	53.6%	△10.7%	2.3%
北	50.3%	49.8%	34.5%	35.9%	44.3%	48.8%	△1.5%	14.3%
北神	55.4%	53.9%	39.0%	45.4%	46.6%	50.4%	△5.0%	11.4%
新長田	60.7%	62.7%	46.6%	47.6%	47.0%	49.9%	△10.8%	3.3%
須磨	54.8%	57.6%	44.5%	42.4%	47.8%	52.7%	△2.1%	8.2%
垂水	53.1%	50.8%	38.1%	39.3%	41.6%	45.9%	△7.2%	7.8%
西	51.0%	52.1%	43.1%	41.2%	48.3%	48.9%	△2.1%	5.8%
全館	57.4%	56.5%	45.5%	45.0%	50.5%	52.6%	△4.8%	7.1%

(注1) 増減率①は平成22年度から平成27年度の増減率、増減率②は平成24年度から平成27年度の増減率を示す。

(注2) 網掛けは満足層（平成23年度までの「満足 5」「やや満足 4」、平成24年度以降の5段階評価の

[5][4) が50%未満を表す。

ロ. 「図書館は調べものに役立つか」の項目

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	増減①	増減②
中央	71.1%	70.0%	62.8%	59.0%	64.2%	59.7%	△11.4%	△3.1%
東灘	47.2%	40.0%	27.6%	28.8%	34.2%	36.1%	△11.1%	8.5%
灘	51.4%	48.7%	32.6%	31.0%	34.2%	33.5%	△17.9%	0.9%
三宮	48.6%	41.5%	29.7%	29.9%	30.4%	28.8%	△19.8%	△0.9%
兵庫	62.0%	58.0%	41.6%	36.9%	40.0%	39.3%	△22.7%	△2.3%
北	49.7%	44.4%	29.2%	30.3%	32.9%	36.8%	△12.9%	7.6%
北神	59.3%	52.1%	36.1%	36.6%	36.3%	40.2%	△19.1%	4.1%
新長田	59.5%	55.4%	37.0%	36.3%	38.8%	35.4%	△24.1%	△1.6%
須磨	54.2%	51.6%	34.6%	33.0%	32.2%	38.0%	△16.2%	3.4%
垂水	49.4%	46.2%	29.9%	30.3%	31.1%	31.1%	△18.3%	1.2%
西	48.2%	44.2%	31.3%	30.9%	34.2%	28.9%	△19.3%	△2.4%
全館	55.0%	51.0%	36.3%	35.3%	37.7%	37.8%	△17.2%	1.5%

(注1) 増減率①は平成22年度から平成27年度の増減率、増減率②は平成24年度から平成27年度の増減率を示す。

(注2) 網掛けは満足層（平成23年度までの「満足 5」「やや満足 4」、平成24年度以降の5段階評価の[5][4) が40%未満を表す。

「読みたい本があるか」の項目の満足層（平成23年度までの「満足 5」「やや満足 4」、平成24年度以降の5段階評価の[5][4) の割合について、平成22年度との比較において東灘図書館以外で低下している。これは、平成24年度において、アンケートの回答選択肢を変更したため大きく減少しているとのことであるが、平成27年度の調査での満足層の割合が50%未満の館が6館となっている。

また、「図書館は調べものに役立つか」の項目の満足層の割合について、平成22年度との比較においてすべて図書館で低下している。これも、アンケートの回答選択肢の変更による影響があるとのことであるが、北図書館北神分室を除く地域図書館における満足層の割合が40%未満であり、30%未満の館も2館存在する。

⑤ 監査結果または意見

イ. 各区図書館の施設管理について

各区の図書館については、以下のような所有等の形態になっている。

<図表3-61>各図書館の所有形態一覧

図書館名	所有等の形態
北神分館	賃貸借
三宮、兵庫、北、新長田、須磨、西	勤労会館、勤労市民センター、市営住宅（シティハイツキャナルタウン、細田住宅）、区民センターと併設
灘、垂水	都市再開発法に基づいた建物を区分所有
東灘	民間施設を区分所有

東灘図書館に関しては、当該建物の一部が公共施設であるため、中長期の視点から施設管理を行う必要がある。

中央図書館では、施設の管理について主導する立場にないが、神戸市の他部局の所管施設のスペースを利用している場合には、他部局の保全計画が図書館の運営上問題を生じないものとなっているか所管部局と連携を図る必要がある。

灘図書館、垂水図書館の都市再開発法に基づいた建物を区分所有している場合には、当該建物の一部が公共施設であるため、管理組合が適切な修繕計画を有しているか、また、それが適切に実行されているかを確認する必要がある。

ロ. 地域図書館のファシリティマネジメントについて【意見53】

FMの基本的考え方では、一部の地域図書館について、「施設性能評価が低く施設整備方策を検討するにあたって、優先的に資産・運営上の検討を要する「最適化検討施設」として、望ましい施設のあり方や利用形態等を検討し、再生（改修・設備更新等）や建替えによる施設機能の維持、統廃合、移転・廃止に伴う転用や施設解体、売却・貸付などの将来シナリオを検討していく施設」に区分掲載されている。ファシリティマネジメントという観点からは、施設の老朽度等のハード面に加えて、公共図書館の果たすべき役割と客観的指標に基づく事業面における評価に応じて、その対応を検討する必要がある。特に、近時のインターネットの普及に伴う書籍のネット通販や検索機能の高度化等、公共図書館を取り巻く環境の変化を見据え、公共図書館の果たすべき役割を再度整理し、図書館の老朽化対策を検討する必要がある。

ハ. 図書館の運営評価について【意見54】

上記③④の状況に対する対応について、以下の点の取り組みが十分でないと考えられる。

i 市民満足度調査の分析について

市民満足度調査の主要項目の結果については、上記④に示している。一方で、各図書館の評価は、満足度を5段階評価した平均点で行ったうえで、前年度評価と比較は行っているが、単なる趨勢分析に止まり図書館の本来のサービスに係る評価が行われていない。

また、例えば「読みたい本があるか」「図書館は調べものに役立つか」の項目について満足層の割合が減少しているにもかかわらず、平均点では増加している事例もあり、満足度の低下状況が過小に評価されている。

市民満足度調査については、単に前年度比較を行うのみならず、本来的なサービスに関する項目については、複数年度の趨勢分析を行うことや、平均点での評価ではなく、満足層の増減など、増減が適切に表示される指標を用いるべきである。

<図表3-62>市民満足度評価 満足層と平均点の比較における逆転例

「読みたい本があるか」

	満足層の割合			満足度評価の平均点		
	平成24年度	平成27年度	増減	平成24年度	平成27年度	増減
中央	72.4%	71.1%	△1.3%	4.05	4.13	0.08

「図書館は調べものに役立つか」

	満足層の割合			満足度評価の平均点		
	平成24年度	平成27年度	増減	平成24年度	平成27年度	増減
兵庫	41.6%	39.3%	△2.3%	3.51	3.53	0.02

ii 蔵書の貸出実績の分析について

蔵書の貸出実績について、予約件数が多い蔵書の抽出は行っているが、館毎、蔵書分類毎の分析は実施されていない。図書館システムとしてそのような統計システムが実装されていないということだが、神戸市は、市街地、ニュータウン、郊外地域や、高齢化率が高い地域、子育て世代が増加している地域など、地域ごとのに特性が異なっており、館別、蔵書分類別の分析は今後の図書館運営を計画するうえでのデータとなるものであることから、貸出実績を分析できる体制を構築することが必要である。

iii 指定管理者の運営評価について

地域図書館の指定管理者の評価は、実施提案項目の実施状況と満足度調査の結果とに基づいて行われている。しかし、満足度の評価については、各項目の平均点の比較は考慮されているものの、総合評価の平均点の前年比較が対象となっており、地域図書館の本来的な設置目的に対する適切な評価が行われていない状況である。

地域図書館の指定管理者の評価について、総合評価の平均点ではなく、各項目の満足層の増減について分析・評価することが必要である。

また、その他の提案事項については、開催回数といったアウトプット指標ではなく、開催した事項の満足度といったアウトカム指標を用いて評価する体制が望まれる。

図書館の本来的のニーズである「読みたい本があるか」、「図書館は調べものに役立つか」の満足層の比率が大幅に低下している状況であり、上記 i ～ iii の取り組みについて、分析が不足している感は否めない。図書館運営のPDCAサイクルや3E(有効性・効率性・経済性)の観点から、来館者ニーズ等のより詳細な分析を行い、満足度の維持・向上に取り組むべきである。

二. 図書館システムの更新について【意見55】

図書館システムについては、当時先進的な取組として神戸市がプログラムの著作権を持つ独自システムとして構築された。当該システムについては、神戸市外国語大学、神戸市看護大学の蔵書についても合わせて管理対象となっている。

独自システムの維持やアップデートには、一般的に最小限のカスタマイズで導入されている公共図書館向けパッケージシステムに比してコストがかかるとされているので、次期システムの導入時には、公共図書館向けのパッケージシステムが活用できないか、神戸市外国語大学、神戸市看護大学との連携が費用対効果で有効な管理方法なのかを検討することが有用である。

また、図書館予算として、図書情報ネットワークの委託料として88,803千円を計上しているが、システム構築から相当の時間が経過していることから、パッケージ機能の向上等を考慮し、より来館者ニーズを把握・分析できるシステム再構築の検討が望まれる。

(8) 神戸市生涯学習支援センター(コミスタこうべ)

① 施設の概要

神戸市生涯学習支援センターは、市民講師やボランティア団体等の人材育成とその活用を基本に、「市民がつくる生涯学習」の広がりや深まりを図ることを運営指針とし、一般的に「コミスタこうべ」の愛称で呼ばれている。当センターは旧吾妻小学校の建物を転用した経緯から、会議室や多目的室の他、体育館や工作室、調理室が整備されており、料理教室や健康づくりなど、様々な講座が開かれている。

(神戸市生涯学習支援センターの正面)



<図表3-63>神戸市生涯学習支援センター(コムスタこうべ)の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市生涯学習支援センター	
所在地	神戸市中央区吾妻通4丁目1-6	
資産種類	土地	建物
所管課	教育委員会事務局 社会教育部生涯学習課	教育委員会事務局 社会教育部生涯学習課
財産区分	行政	行政
取得日	平成11年9月1日	昭和50年9月17日 昭和52年3月31日
面積 (㎡)	5,684.00	10,474.00
公有財産台帳上の価額 (千円)	1,062,908	1,677,308

② 利用状況

神戸市生涯学習支援センター(コムスタこうべ)の貸室の利用状況は以下のとおりである。体育施設については、80%近い利用率となっているものの、特定教室については、30%台の利用率となっている。

<図表3-64>神戸市生涯学習支援センター(コムスタこうべ)の利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
ホール	—	—	—	—	—	—
会議室	57.1%	125,576	60.0%	128,816	59.1%	135,304
特定教室	32.8%	36,786	32.1%	35,599	33.3%	35,405
体育施設	70.1%	57,801	75.5%	61,261	79.2%	73,616
合計	—	220,163	—	225,676	—	244,325

③ 収支状況

神戸市生涯学習支援センター(コミスタこうべ)の収支状況は以下のとおりである。施設の特徴として、使用料収入が得られる貸室事業は付随的な事業であるため、収入は少ないが、「市民がつくる生涯学習」の拠点として多くの人に利用されているため、一人あたりの市負担額は350.0円となっている。

＜図表3-65＞神戸市生涯学習支援センター(コミスタこうべ)の収支状況

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	15,854	15,851
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	15,854	15,851
	指定管理料	115,605	114,741
	収入合計	131,459	130,592
支出	人件費	31,957	34,060
	物件費	72,201	70,549
	支出合計	104,158	104,609
指定管理者における収支差額		11,447	10,132
減価償却費相当額		33,546	33,546
市負担額		133,297	132,436
利用者数 (人)		365,783	378,294
利用者一人あたり市負担額 (円/人)		364.4	350.0

④ 指定管理の状況

神戸市生涯学習支援センター(コミスタこうべ)の指定管理の状況は以下のとおりである。

＜図表3-66＞神戸市生涯学習支援センター(コミスタこうべ)の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市スポーツ教育協会	共同事業体の有無	無	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞			(単位：千円)	
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指定管理料	協定締結額	123,281	115,605	114,741
	決算額	123,281	115,605	114,741
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		15,652	15,854	15,851
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	123,181	115,605	114,741
	支出	95,138	104,158	104,609
	収支差額	18,132	11,447	10,132

＜主な提案内容と達成状況（平成 27 年度）＞			
	提案内容（目標値など）		達成状況
利用者数または利用率	（指定管理期間中の目標） 利用者数 37.5万人		378,294 人
収入目標額	—		—
＜選定評価委員会の評価＞			
管理運営に対する総合評価	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	AA	AA	AA

⑤ 監査の結果または意見

イ. グラウンドの管理について【意見56】

神戸市生涯学習支援センターのグラウンドの一部は、都市公園法上の公園に該当する敷地であるが、教育委員会事務局が適切、効率的に管理している。

現状の利用方法は排他的、独占的な使用ではないが、公園の土地を一部利用している状況であるため、法的な義務はないが、公園管理者との間で管理協定書を締結するなどの手続きを行うことが望ましい。

ロ. 市民講師登録制度の運営について【意見57】

生涯学習支援センターの主な運営業務の一つに、豊富な経験・知識・優れた技能のある市民を、講師として登録し地域団体などに紹介する生涯学習市民講師登録制度の運営があるが、その評価については、指定管理者の提案にある市民講師派遣件数の達成度で行われている。

しかし、登録は行っているものの、一度も派遣されていない講師も存在している。市民講師派遣を活発に行っていくためには、派遣した講師の満足度の向上、派遣回数が高い登録分野の講師の派遣回数を向上させるなど市民ニーズを意識した評価指標を設けることが望まれる。

ハ. 指定管理者の運営評価について【意見58】

生涯学習支援センターは、生涯学習支援事業として、学習情報の提供、学習活動への支援、人材の育成と活用、学習機会の提供、学習・発表の場の提供、生涯学習ネットワークの推進を行っている。学習・発表の場の提供の一環として会議室等の貸室業務を行っている。

指定管理者の提案目標については、貸室を含めた施設の利用者数、学習相談の件数、市

民講師の派遣件数となっているが、貸室の利用率が向上すれば、収入金額の増加も見込まれるため、指定管理者の評価に関する目標設定については、貸室の利用率や収入金額目標など適切な目標設定を行い、達成度を評価することが望まれる。

(9) 婦人会館

① 施設の概要

神戸市の婦人の文化・教養を高め、社会的地位の向上のために、昭和32年に開設され、昭和44年に全面改修し、現在に至っている。婦人会館では、婦人の地位向上を目的とした学習機会の提供を行うとともに貸館業務行っている。

(婦人会館の全景)



<図表3-67> 婦人会館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市立婦人会館 (神戸市立総合福祉センターの4階・5階の一部)	
所在地	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	
資産種類	土地	建物
所管課	保健福祉局 総務部計画調整課 (神戸市立総合福祉センター)	保健福祉局 総務部計画調整課 (神戸市立総合福祉センター) 教育委員会事務局 社会教育部生涯学習課 (神戸市立婦人会館)
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	—	昭和44年10月31日
面積 (㎡)	4,213.63	12,424.84 (うち1,445.00)
公有財産台帳上の価額 (千円)	737,094 (総合福祉センター)	223,650 (H27年3月31日現在:総合福祉センター)

② 利用状況

婦人会館の貸室の利用状況は以下のとおりである。利用率については、他の貸館施設と同程度であるが、貸室の規模が小さいため、利用者数は多くない状況である。また、平成25年度以降利用者が減少しているが、これは、26年11月以降、耐震補強工事が行われているためである。

<図表3-68> 婦人会館の利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
会議室	56.0%	86,452	56.0%	67,982	51.9%	59,861

③ 収支状況

婦人会館の収支状況は以下のとおりである。

施設の規模が小さいことから市負担額が抑制されているため、利用者一人あたりの市負担額も200円前後となっている。

<図表3-69> 婦人会館の収支状況

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	5,503	4,622
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	5,503	4,622
	指定管理料	17,013	17,013
	収入合計	22,516	21,635
支出	人件費	13,884	12,745
	物件費	3,128	4,279
	支出合計	17,013	17,024
指定管理者における収支差額		—	△ 11
減価償却費相当額		950	950
市負担額		12,460	13,341
利用者数 (人)		69,184	61,256
利用者一人あたり市負担額 (円/人)		180.1	217.8

④ 指定管理の状況

婦人会館の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-70> 婦人会館の指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	神戸市立婦人会館管理運営共同事業体	共同事業体の有無	有	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況>				(単位：千円)
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指定管理料	協定締結額	16,540	17,013	17,013
	決算額	16,540	17,013	17,013
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		6,995	5,503	4,622
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	16,540	17,013	17,013
	支出	16,540	17,013	17,024
	収支差額	—	—	△ 11
<主な提案内容と達成状況 (平成 27 年度) >				
提案内容 (目標値など)			達成状況	
利用者数または利用率	学習機会の提供として年間599単位の講座を開催		講座開催数 520 単位	
収入目標額	—		—	
<選定評価委員会の評価>				
管理運営に対する総合評価	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果または意見

イ. 貸館業務について【意見59】

婦人会館の貸室の利用料金と利用率について他の貸室施設（勤労市民センター、区民センター）と比較した。他の施設と比較してところ、低料金の設定となっている。料金改定は過去に行われているが、開館当初の料金設定の根拠資料が保存されていないため、料金設定の妥当性について検証できなかった。

貸館業務を行っている施設であり、使用料収入は重要な項目ではあるが、婦人会館は婦人の生涯に亘る学習の場として、全ての世代の、勤労婦人も家庭婦人も、あらゆる婦人が学び、集い、交流し、情報交換することにより、婦人の社会的地位を向上させて、地域や社会で男性と同等の責任と役割を担い、判断し行動できる社会を構築していくための社会教育施設であり、受益者負担の考え方を踏まえた金額設定は馴染まないとの見解であった。

しかし、貸館部分については、広く一般市民の利用が可能な施設であることから、施設の使用料収入については、受益者負担の考え方を踏まえた金額設定を行い、市民に対して説明する責任がある。

<図表3-71>他の区民センターと婦人会館の利用料金の比較表

(単位：円)

		定員	午前	午後	夜間
北神区民センター	第1会議室	20	1,800	2,300	2,100
	第3会議室	20	1,700	2,300	2,000
	第5会議室	20	1,700	2,200	2,000
須磨区民センター	第5会議室	20	1,800	2,400	2,100
西区民センター	第5会議室	20	1,800	2,500	2,200
	第6会議室	20	2,100	2,700	2,400
婦人会館	小会議室	20	1,000	1,300	1,700

ロ. 相談業務について【意見60】

婦人会館では、消費相談、子育てに関する悩みや介護など福祉サービスについての相談活動とともに、「何でも相談」を行っており、実績は平成26年度が25件、平成27年度が26件である(いずれも電話相談)。婦人会館における相談業務であり、想定される利用者は女性であるが、隣接する男女共同参画センターが女性カウンセラーなど専門職を活用して実施している「女性のための相談室」の平成27年度の面談相談682件、一般電話相談1,960件と比較して著しく件数が少ない。これは婦人会館の相談業務は事務局スタッフによる身近な総合相談窓口であることなどによると考えられるが、婦人会館における相談業務のあり方については検討することが望まれる。

ハ. 指定管理者の運営評価について【意見61】

婦人会館の業務として、貸館業務、講座の実施、相談業務を行っているが、指定管理者の評価における目標の設定は、講座事業の開催数のみとなっており、各業務に適合した目標と評価指標に基づく評価を行うことが必要である。例えば、貸館業務における評価指標には利用率や収入金額等を設定することが考えられる。

ニ. 大規模改修工事後の施設のあり方について【意見 62】

婦人会館を含む総合福祉センターは、平成26年11月から耐震補強を含む大規模改修工事を行っている。このうち、婦人会館に係る補修費は、確定していない部分を含めて361,168千円となっている。神戸市は「FMの基本的考え方」において築後使用年数を65年としていることから、65年到達までの期間である18.5年とすると年間19,522千円の減価償却相当額の増加となり、実質的な一人あたり市負担額が217.8円から536.5円に増加する。この大規模改修工事は神戸市として大きな負担であるが、婦人会館部分については、改修前の状況での使用が前提となっており、施設のあり方について検討されていないとのことであった。今後、各施設において、大規模改修工事が発生することが見込まれるが、改修後の実質的な負担額を考慮し、施設のあり方を検討することが望まれる。

<図表3-72>改修工事費用を考慮した婦人会館の収支状況

(単位：千円)

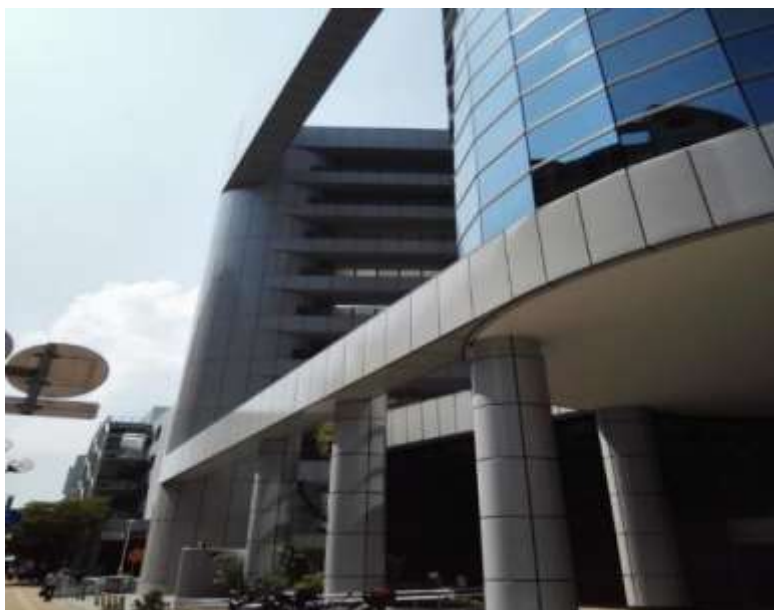
		改修工事考慮前	改修工事考慮後
収入	使用料収入	4,622	4,622
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	4,622	4,622
	指定管理料	17,013	17,013
	収入合計	21,635	21,635
支出	人件費	12,745	12,745
	物件費	4,279	4,279
	支出合計	17,024	17,024
指定管理者における収支差額		△ 11	△ 11
減価償却費相当額		950	20,473
市負担額		13,341	32,864
利用者数(人)		61,256	61,256
利用者一人あたり市負担額(円/人)		217.8	536.5

(10) 総合教育センター

① 施設の概要

総合教育センターは、平成2年8月に神戸の教職員の研修・研究場所として開設した。当センターはハーバーランド内の占有地に位置し、鉄骨鉄筋コンクリート造の地下1階地上10階建てで、研修室、会議室、事務局などのほか、9階部分にはギャラリー、10階部分には403人収容可能なホールが整備されている。

(総合教育センターの正面)



<図表3-73>神戸市総合教育センターの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市総合教育センター	
所在地	神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号	
資産種類	土地	建物
所管課	教育委員会事務局 指導部総合教育センター	教育委員会事務局 指導部総合教育センター
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	平成5年1月28日 (換地処分)	平成2年6月20日
面積 (㎡)	1987.83	11,446
公有財産台帳上の価額 (千円)	636,105	3,105,283

② 利用状況

神戸市総合教育センターのホール、研修室は神戸市立学校の教職員が利用する施設であるが、他の施設と同様に利用率、利用者数の推移を示すと以下のとおりとなり、季節的な変動はあるものの、年間延べ140千人の利用がある。

<図表3-74>神戸市総合教育センターの利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
ホール	35.2%	52,014	37.2%	56,907	39.9%	55,850
研修室	40.1%	90,329	40.2%	91,821	42.4%	92,330
合計	—	142,343	—	148,728	—	148,180

③ 収支状況（参考）

神戸市総合教育センターは、神戸市立学校の教職員の施設であるが、参考として収支状況、利用者一人あたり市負担額を計算すると以下のとおりとなる。

<図表3-75>神戸市総合教育センターの収支状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	758	302
	その他収入	384	388
	収入合計	1,142	690
支出	人件費	89,503	82,050
	物件費	60,599	60,136
	支出合計	150,103	142,186
減価償却費相当額		30,904	30,904
市負担額		179,865	172,400
利用者数（人）		148,728	148,180
利用者一人あたり市負担額（円／人）		1,209.4	1,163.5

(注) 直営施設の神戸市職員の人件費については、配置人数に一般職員の一人あたりの給与費（727万円）を乗じた金額を加算している。なお、施設管理に係る費用を把握する目的のため、総合教育センターに配置された人員のうち、事務職員及び技術職員のみ対象としている。

④ 監査の結果または意見

イ. ライフサイクルコスト(LCC)の最小化を意識した建築設計について【意見63】

総合教育センターは平成27年12月から外壁塗装改修工事を実施しており、その仮設計画を基に、10階部分に位置する「意匠梁」への外部足場費用を算出すると、設計金額ベースは約785万円（税抜）、請負金額ベースでは約714万円（税抜）となり、請負工事費に対する割合では全体の5.7%に相当するとのことである。

当該工事費は意匠梁がなければ生じなかった追加コストであるといえ、当初建設時にライフサイクルコストを意識した建築設計を行っていれば回避できたものであると思慮する。

神戸市において今後建設される構造物については、ライフサイクルコストの最小化を意識した建築設計がなされることが望ましい。

4. 市民参画推進局の所管施設について

(1) 神戸文化ホール

① 施設の概要

神戸文化ホールは、音楽を中心とした多目的大ホール（収容人数2,043人）と演劇を中心とした多目的中ホール（収容人数 904人）のほかリハーサル室、多目的室等を備えた公共ホールである。

自主公演として、音楽・演劇・バレエなどの幅広いジャンルの質の高い舞台芸術を市民に提供しているとともに、市民の文化活動の成果発表の舞台として、学校・企業等の発表会・式典などに幅広く利用されている。

<図表3-76> 神戸文化ホールの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸文化ホール	
所在地	神戸市中央区楠町4丁目2番2号	
資産種類	土地	建物
所管課	教育委員会・住宅都市局・建設局	市民参画推進局 文化交流部
財産区分	—	行政財産
取得日	—	昭和48年8月10日
面積 (㎡)	—	18,604
公有財産台帳上の価額 (千円)	—	3,156,890

② 利用状況

神戸文化ホールの利用者数の推移は以下のとおりである。概ね60万人弱の利用者で推移している。

<図表3-77> 神戸文化ホールの利用状況

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
大ホール	82.2% 71.5%	357,187	83.2% 73.0%	371,339	88.5% 78.8%	372,246
中ホール	89.0% 76.8%	160,287	84.7% 74.4%	154,778	86.0% 75.1%	144,636
練習室	95.5% 81.8%	58,947	95.6% 80.5%	60,601	96.6% 81.4%	58,109
合計	—	576,421	—	586,718	—	574,991

(注) 利用率の上段は踏入率、下段は実利用率

③ 収支状況

神戸文化ホールの収支は、以下のとおりである。平成27年度の収支差額は、文化拠点としての強化を目指し、新たに人材を雇用したことによるものである。

<図表3-78> 神戸文化ホールの収支状況

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	180,332	176,824
	その他収入	16,723	18,599
	指定管理料を除く収入合計	197,055	195,424
	指定管理料	127,334	129,815
	収入合計	324,389	325,239
支出	人件費	134,917	157,715
	物件費	183,332	179,760
	支出合計	318,249	337,475
指定管理者における収支差額		6,140	△ 12,237
減価償却費相当額		63,138	63,138
市負担額		190,472	192,953
利用者数(人)		586,718	574,991
利用者一人あたり市負担額(円/人)		324.6	335.6

④ 指定管理の状況

神戸文化ホールの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-79> 神戸文化ホールの指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	神戸市民文化振興財団グループ	共同事業体の有無	有	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況> (単位：千円)				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指定管理料	協定締結額	124,856	127,334	129,814
	決算額	124,856	127,334	129,814
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		162,565	180,332	176,824
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	308,984	324,389	325,238
	支出	300,764	308,796	337,475
	収支差額	8,220	15,593	△12,236
<主な提案内容と達成状況(平成27年度)>				
		提案内容(目標値など)	達成状況	
利用者数または利用率	年間利用者数：55万人		年間利用者数：51.7万人	
	大ホール利用率：80%		大ホール利用率：88.5%	
	中ホール利用率：85%		中ホール利用率：86.0%	
収入目標額	目標額 182,000千円		実績額 176,824千円 (休業補償反映後 179,165千円)	

＜選定評価委員会の評価＞			
管理運営に対する総合評価	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		AA	AA

⑤ 監査の結果または意見

イ. 利用率の把握について【意見64】

神戸文化ホールの利用率について、平成25年度（大ホール 82.2%）と比較して平成27年度（大ホール 88.5%）に増加していたが、その要因は、平成26年度から大ホールロビーで行っているロビーコンサートにおけるロビー利用を含めて利用率を算出していることにあった。

ロビーコンサートは、指定管理者の自主事業として、ホール空き日にロビーを使用した貸館とは異なる形の利用として、平成26年度より始まった新規取組であるが、貸館とは異なる形の利用であり、施設の利用状況の判断を適切に行うためには、ロビーコンサートを含めない利用率の把握が必要である。

(2) 勤労会館

① 施設の概要

勤労会館は、「勤労市民の福祉の増進及び余暇の活用を図ること」を目的に設置され、グループ・団体活動等に対する集会施設の提供、文化・スポーツ等、市民の余暇活動のための講座開催や施設の提供など各種事業を行っている。

＜図表3-80＞ 神戸市勤労会館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市勤労会館	
所在地	中央区雲井通5丁目1番2号	
資産種類	土地	建物
所管課	市民参画推進局 市民生活部勤労市民課	市民参画推進局 市民生活部勤労市民課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	—	昭和55年3月19日
面積 (㎡)	1, 195. 23	11, 395 (うち7, 518)
公有財産台帳上の価額 (千円)	600, 005	1, 207, 741

② 利用状況

神戸市勤労会館の利用状況は以下のとおりである。各沿線の三宮駅から近く、利用者数は多くなっているが、施設の種類毎に分類してみると、体育施設の利用率が高くなっている。

<図表3-81> 神戸市勤労会館の利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
ホール	—	—	—	—	—	—
会議室	66.1%	420,452	68.3%	417,748	70.0%	403,976
特定教室	63.9%	32,412	64.8%	31,674	68.5%	29,451
体育施設	93.7%	32,386	94.3%	30,107	95.7%	30,863
合計	—	485,250	—	479,529	—	464,290

③ 収支状況

勤労会館の収支状況は、一定の使用料収入があるため市の負担額が抑制されている。そのため、利用者一人あたりの市の負担額は70.6円となっている。

施設毎の収支状況は、各沿線の三宮駅から近いいため、利用率は高いものの、体育施設については、面積按分による費用額が大きくなっていることから、利用者一人あたり市負担額が高くなっている。

<図表3-82> 神戸市勤労会館の収支状況

(単位:千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	68,003	69,464
	その他収入	28,842	28,815
	指定管理料を除く収入合計	96,845	98,279
	指定管理料	9,186	8,620
	収入合計	106,031	106,899
支出	人件費	34,627	35,136
	物件費	77,365	73,353
	支出合計	111,991	108,489
指定管理者における収支差額		△ 5,960	△ 1,590
減価償却費相当額		24,155	24,155
市負担額		33,341	32,775
利用者数(人)		479,529	464,290
利用者一人あたり市負担額(円/人)		69.5	70.6

(平成27年度の施設毎の収支状況)

	利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人 あたり市負 担額 (円)
ホール	—	—	—	—	—	—
会議室	70.0%	403,976	85,574	89,327	3,753	9.3
特定教室	68.5%	29,451	6,662	9,088	2,426	82.4
体育施設	95.7%	30,863	6,043	32,639	26,596	861.8
合計	—	464,290	98,279	131,054	32,775	70.6

(注) 各施設の費用は、勤労会館全体の費用を面積で按分している。
利用者一人あたり市負担額欄の網掛けは利用者一人あたり市負担額500円/人以上を表す。

④ 指定管理の状況

神戸市勤労会館の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-83> 神戸市勤労会館の指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸いきいき勤労財団	共同事業体の有無	無	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況> (単位：千円)				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
指定管理料	協定締結額	9,977	9,186	8,620
	決算額	9,977	9,186	8,620
	差額	—	—	—
利用料金の合計額	66,388	68,003	69,464	
利用料金の帰属先	指定管理者	指定管理者	指定管理者	
指定管理業務の 収支	収入	105,546	106,031	106,899
	支出	107,335	111,991	108,488
	収支差額	△ 1,789	△ 5,960	△ 1,589
<主な提案内容と達成状況(平成27年度)>				
	提案内容(目標値など)		達成状況	
利用者数または 利用率	利用件数	17,247件	利用件数 17,627件	
	利用率	71.0%	利用率 71.9%	
収入目標額	利用料収入	71,306千円	69,464千円	
<選定評価委員会の評価>				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	A	AA	AA	

⑤ 監査の結果または意見

イ. 施設利用料の設定について【意見65】

勤労会館の体育施設については、高い利用率を維持しているが、勤労会館の運営費の全てが利用料で賄われておらず、その運営には、指定管理料として神戸市の負担が生じてい

る。施設利用料を設定する上で、平日・休日の別、午前・午後・夜間の別の利用状況に応じた設定を検討し、神戸市の歳出を抑制することが可能と思われるが、その検討が行われていない。

施設利用料は各施設の収入として重要であり、その金額の決定については、受益者負担のあり方、他の同種施設の料金との公平性等を勘案すべきであるが、利用率が高い施設については、収入の増加に向けた施策を検討することが望まれる。

(3) 勤労市民センター

① 施設の概要

勤労市民センターは、勤労市民の福祉増進、余暇の活用を図る目的のために整備されたものである。各センターには、体育施設、会議室、特定教室などが整備されて、区民センターと合わせて、「1区1区民センター」としての役割も果たしている。

<図表3-84> 勤労市民センターの施設概要 (平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市立六甲道勤労市民センター		神戸市立兵庫勤労市民センター	
所在地	神戸市灘区深田町4丁目1番39号		兵庫区羽坂通4丁目1番1号	
資産種類	土地	建物	土地	建物
所管課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課
財産区分	行政財産	行政財産	行政財産	行政財産
取得日	—	昭和48年3月19日	—	昭和48年3月31日
面積 (㎡)	1,157.06	4,519	1,034.34	4,426
公有財産台帳上の価額 (千円)	333,233	1,758,150	238,933	942,140

資産名	神戸市立新長田勤労市民センター		神戸市立新長田勤労市民センター(別館)	
所在地	長田区若松町5丁目5番1号		長田区若松町4丁目2番15号	
資産種類	土地	建物	土地	建物
所管課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課
財産区分	行政財産	行政財産	行政財産	行政財産
取得日	—	昭和48年3月31日	—	平成11年8月27日
面積 (㎡)	470.64	4,426	400.53	2,517
公有財産台帳上の価額 (千円)	142,604	1,717,350	121,361	1,599,177

資産名	神戸市立垂水勤労市民センター	
所在地	垂水区日向1丁目5番1号	
資産種類	土地	建物
所管課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課	市民参画推進局 市民生活部 勤労市民課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	—	平成3年11月20日
面積 (㎡)	1,198.62	4,597
公有財産台帳上の価額 (千円)	163,012	1,659,777

② 視察した勤労市民センターの状況（六甲道勤労市民センター）

（六甲道勤労市民センターの全景）



イ. 建物の状況

視察時に各教室の状況を確認した。その際に雨漏りの痕跡も発見された。

<図表3-85> 六甲道勤労市民センターの視察の状況



③ 利用状況

各勤労市民センターの利用状況は以下のとおりである。

各施設とも、体育施設については、高い利用率となっている一方、特定教室の利用率が低い状況となっている。また、各施設ともJR神戸線の駅から至近距離にあるが、地域により利用率のばらつきがみられる。

<図表3-86> 勤労市民センターの利用状況

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
六甲道	ホール	—	—	—	—	—	—
	会議室	72.3%	113,672	75.7%	111,499	74.1%	111,538
	特定教室	52.4%	84,932	47.6%	83,471	48.4%	82,194
	体育施設	98.5%	36,758	98.6%	37,625	99.2%	40,297
	合計	—	235,362	—	232,595	—	234,029
兵庫	ホール	—	—	—	—	—	—
	会議室	43.6%	103,180	44.1%	117,029	41.5%	80,885
	特定教室	41.8%	55,307	40.7%	54,031	45.6%	88,046
	体育施設	96.9%	49,384	91.8%	44,017	95.5%	41,657
	合計	—	207,871	—	215,077	—	210,588
新長田本館	ホール	—	—	—	—	—	—
	会議室	41.9%	112,668	42.6%	115,944	46.9%	128,027
	特定教室	34.2%	40,376	35.2%	40,522	34.9%	39,217
	体育施設	79.6%	79,655	74.8%	77,398	75.9%	78,390
	合計	—	232,699	—	233,864	—	245,634

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
新長田別館	ホール	41.9%	121,504	41.1%	124,838	41.0%	123,840
	会議室	51.4%	34,225	49.5%	28,315	49.0%	30,604
	特定教室	42.9%	36,426	41.7%	32,334	43.0%	55,217
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	192,155	—	185,487	—	209,661
垂水	ホール	40.3%	105,466	41.6%	98,857	46.6%	108,254
	会議室	65.4%	111,761	69.9%	112,146	72.9%	121,614
	特定教室	42.7%	47,867	44.3%	45,966	46.9%	50,655
	体育施設	99.3%	48,259	94.8%	51,334	97.1%	52,959
	合計	—	313,353	—	308,303	—	333,482

④ 収支状況

各勤労市民センターの収支状況は以下のとおりである。六甲道勤労市民センターと新長田勤労市民センター（別館）について、収支差額がマイナスとなっているが、これは、両センターとも商業施設と合築のため、共益費の負担が大きくなっていることが要因と考えられる。

施設毎の収支状況については、利用率が低い特定教室や、面積按分による費用額が大きくなっている体育施設で、利用者一人あたり市負担額が高くなっている。

<図表3-87> 勤労市民センターの収支状況

(単位：千円)

		六甲道 勤労市民センター		兵庫 勤労市民センター		新長田勤労 市民センター(本館)	
		H26年度	H27年度	H26年度	H27年度	H26年度	H27年度
収入	使用料収入	35,050	35,246	27,933	27,969	34,228	35,166
	その他収入	1,398	1,824	1,022	1,565	2,114	4,052
	指定管理料を除く収入合計	36,448	37,070	28,955	29,534	36,342	39,218
	指定管理料	85,480	85,054	57,952	54,979	61,358	64,096
	収入合計	121,928	122,123	86,907	84,513	97,700	103,314
支出	人件費	28,876	30,870	30,472	31,131	30,443	30,946
	物件費	96,213	93,150	54,333	49,035	59,347	62,514
	支出合計	125,089	124,020	84,805	80,166	89,790	93,460
指定管理者における収支差額		△3,161	△1,896	2,102	4,347	7,910	9,854
減価償却費相当額		35,163	35,163	18,843	18,843	35,163	35,163
市負担額		120,643	120,217	76,795	73,821	96,521	99,259
利用者数(人)		232,595	234,029	215,077	210,588	233,864	245,634
利用者一人あたり市負担額(円/人)		518.7	513.7	357.1	350.5	412.7	404.1

		新長田勤労 市民センター(別館)		垂水 勤労市民センター	
		H26年度	H27年度	H26年度	H27年度
		収入	使用料収入	21,506	21,263
その他収入	948		1,667	1,585	1,773
指定管理料を 除く収入合計	22,454		22,930	42,004	44,661
指定管理料	59,570		60,530	91,948	90,867
収入合計	82,024		83,460	133,952	135,528
支出	人件費	23,209	22,935	31,687	33,080
	物件費	63,965	65,326	102,867	99,416
	支出合計	87,174	88,260	134,554	132,496
指定管理者における 収支差額		△5,150	△4,800	△602	3,032
減価償却費相当額		31,984	31,984	33,196	33,196
市負担額		91,554	92,513	125,143	124,062
利用者数(人)		185,487	209,661	308,303	333,482
利用者一人あたり 市負担額(円/人)		493.6	441.3	405.9	372.0

(注) 指定管理料については、センター毎に計算されていないため、支出合計額比で按分している。

(平成27年度の施設毎の収支状況)

		利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり 市負担額 (円)
六甲道	ホール	—	—	—	—	—	—
	会議室	74.1%	111,538	13,106	43,489	30,382	272.4
	特定教室	48.4%	82,194	19,857	68,956	49,099	597.4
	体育施設	99.2%	40,297	4,107	44,842	40,735	1,010.9
	合計	—	234,029	37,070	157,286	120,217	513.7
兵庫	ホール	—	—	—	—	—	—
	会議室	41.5%	114,154	10,337	29,485	19,148	167.7
	特定教室	45.6%	54,777	7,340	22,185	14,845	271.0
	体育施設	95.5%	41,657	11,985	51,813	39,828	956.1
	合計	—	210,588	29,662	103,483	73,821	350.5
新長田本館	ホール	—	—	—	—	—	—
	会議室	46.9%	128,027	12,608	47,264	34,656	270.7
	特定教室	34.9%	39,217	5,159	24,370	19,211	490.0
	体育施設	75.9%	78,390	21,601	66,992	45,392	579.0
	合計	—	245,634	39,368	138,627	99,259	404.1
新長田別館	ホール	41.0%	123,840	11,712	62,050	50,338	406.5
	会議室	49.0%	30,604	3,633	20,006	16,373	535.0
	特定教室	43.0%	55,217	7,790	33,593	25,803	467.3
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	209,661	23,135	115,649	92,513	441.3

		利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり 市負担額 (円)
垂水	ホール	46.6%	108,254	9,264	38,336	29,071	268.5
	会議室	72.9%	121,614	15,116	37,341	22,225	182.8
	特定教室	46.9%	50,655	8,796	33,974	25,178	497.1
	体育施設	97.1%	52,959	11,485	59,072	47,587	898.6
	合計	—	333,482	44,661	168,723	124,062	372.0

(注) 各施設の費用は、各勤労市民センターの費用を面積で按分している。
利用率の網掛けは利用率50%未満、利用者一人あたり市負担額欄の網掛けは利用者一人あたり市負担額500円/人以上を表す。

⑤ 指定管理の状況

勤労市民センターの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-88> 勤労市民センターの指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	神戸いきいき勤労財団・コミュニティ・サポートセンター神戸共同事業体		共同事業体の有無	有
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況>				(単位：千円)
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	354,795	356,308	355,524
	決算額	354,795	356,308	355,524
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		158,716	159,135	162,532
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の 収支	収入	520,685	522,510	528,937
	支出	522,177	521,412	518,402
	収支差額	△1,492	1,098	10,535
<主な提案内容と達成状況(平成27年度)>				
	提案内容(目標値など)	達成状況		
利用者数または 利用率	利用件数	42,866件	42,471件	
	利用率	56.0%	54.9%	
収入目標額	利用料収入	157,564千円	162,532千円	
<選定評価委員会の評価>				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	A	AA	AA	

⑥ 監査の結果または意見

イ. 市立体育館との事業実施面での連携について【意見66】

体育施設については、勤労市民センター以外にも市立体育館が設置されており、勤労市民センターと類似のサービスを提供している。

定期的な連絡などによりヒヤリハット事例などの情報を共有することが望ましい。

ロ. 勤労市民センターと区民センターとの連携【指摘1】

勤労市民センターと区民センターと合わせて1区1区民センターの機能を果たしており、また、自主事業としての文化講座事業も行っている点においても類似の機能を有している施設である。そのため、両施設の指定管理者の応募要領においては、1区1区民センターの整備方針により設置した施設として、提供するサービスの基礎的な部分における均一化を図るため、勤労市民センターと区民センターの指定管理者の連絡会の開催が求められているが、実際にはセンター間の連絡会は開催されていない。

両施設は類似した施設であり、応募要領で連絡会を開催するよう求めた趣旨は、質の良い講師の招致や管理運営のノウハウの共有など情報共有できる体制を構築するためであることから、連絡会を開催させなければならない。

なお、その内容については、施設管理課として報告を受けることが必要である。

ハ. 各館の収支状況の把握について【意見67】

勤労市民センターの指定管理は、5施設一括で指定を行っている。収支状況については、5施設一括の収支状況の報告は行われているが、施設毎の収支状況については報告書に記載がなされておらず、主要項目(例えば、主な物件費の内訳等)について前年又は予算額との増減理由の分析は必要である。

図表3-87で示しているとおおり、収支赤字となっている施設が見受けられるが、施設毎の運営状況を評価するにあたり、施設毎の収支状況の把握は重要であり、報告書に記載すべきである。

ニ. 管理者の運営評価について【意見68】

勤労市民センターの指定管理者は、5施設一括で選定されていることから、各年度の指定管理者の運営評価についても5施設一括で行われている。その中で、満足度調査の結果については、施設毎の結果を記載しているが、収支状況、利用率の推移については、5館合計の結果しか記載がなく、各館の運営状況が適切に評価されているか疑問である。また、利用率についても、ホール、会議室、特別目的室で利用状況が異なるが、それぞれの区分毎の分析などが評価時の資料に記載されていない。

利用率の低い特別目的室の利用状況の向上等、課題が見えてくることから、施設毎、施設種類毎の利用率の分析を評価に含めることが望まれる。

ホ. 利用率の低い施設の利活用について【意見69】

各勤労市民センターの一人あたりの市負担額は、350.5円から513.7円となっているが、施設毎にみると、料理教室の一人あたりの市負担額は575.8円から1,869.0円と負担額が大きくなっている。料理教室をはじめとする特定教室については、利用率が低く、利用者も少ないことに起因していると考えられる。例えば、料理教室については、貸館、文化講座での利用のみではなく、保健福祉の分野との連携などにより、一層の利活用を図ることを検討すべきである。

<図表3-89> 主な特定教室の一人あたり市負担額

(単位：円)

	六甲道	兵庫	新長田 (本館)	新長田 (別館)	垂水	勤労市民センター平均
和室	614.9	—	1,055.3	982.6	951.6	799.7
料理教室	1,869.0	575.8	—	1,480.1	1,452.3	1,277.6
音楽室	245.0	50.7	129.2	—	162.9	146.9
陶芸室	601.1	564.8	532.7	—	745.6	610.9
美術室	775.9	527.9	602.2	—	305.3	505.5

へ. 利用率の高い施設の料金設定について【意見70】

各勤労市民センターの体育施設については、いずれも高い利用率を維持しているが、その運営には、指定管理料として一定の税金が投入されており、一人あたり市負担額が高い状況となっている。施設利用料を設定するうえで、平日・休日の別、午前・午後・夜間の別の利用状況に応じた設定を検討し、税金の投入を抑制することが可能と思われるが、その検討が行われていない。施設利用料は各施設の収入として重要であり、その金額の決定については、受益者負担のあり方、他の同種施設の料金との公平性等を勘案すべきであるが、利用率が高い施設については、収入の増加に向けた施策を検討することが望まれる。

(4) 区民センター

① 施設の概要

区民センターは、市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域振興の拠点として整備されたものである。各センターには、体育施設、

会議室、特定教室などが整備されて、勤労市民センターと合わせて、「1区1区民センター」
としての役割も果たしている。

<図表3-90> 区民センターの施設概要 (平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市立東灘区民センター		神戸市立葺合文化センター	
所在地	神戸市東灘区住吉東町5丁目1番16号		中央区旗塚通4丁目4番1号	
資産種類	土地	建物	土地	建物
所管課	市民参画推進局 文化交流部	市民参画推進局 文化交流部	市民参画推進局 文化交流部	市民参画推進局 文化交流部
財産区分	行政財産	行政財産	行政財産	行政財産
取得日	平成2年5月15日	平成4年6月30日	平成11年6月22日	昭和57年6月17日
面積 (㎡)	4,906.63	5,702	2,381.74	(本館) 3,046 (大ホール) 509 (別館) 215
公有財産台帳上の価額 (千円)	—	3,336,043	354,879	(本館) 339,144 (大ホール) 97,465 (別館) 15,889

資産名	神戸市立生田文化会館		神戸市立北区区民センター	
所在地	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号		神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号	
資産種類	土地	建物	土地	建物
所管課	市民参画推進局 文化交流部	市民参画推進局 文化交流部	市民参画推進局 文化交流部	市民参画推進局 文化交流部
財産区分	行政財産	行政財産	行政財産	行政財産
取得日	平成2年8月8日	昭和57年12月16日	昭和48年3月31日	昭和49年11月5日
面積 (㎡)	2,203.03	3,049	2,395.46	3,323
公有財産台帳上の価額 (千円)	572,007	599,672	134,145	483,661

資産名	神戸市立北神区民センター		神戸市立須磨区民センター	
所在地	神戸市北区藤原台中町1丁目3番1号		須磨区中島1丁目2番3号	
資産種類	土地	建物	土地	建物
所管課	市民参画推進局 文化交流部	市民参画推進局 文化交流部	建設局 公園部管理課 (下中島公園敷地内)	市民参画推進局 文化交流部
財産区分	行政財産	行政財産	—	行政財産
取得日	平成22年1月29日	平成23年5月20日	—	昭和56年7月25日
面積 (㎡)	8,999.96	4,031	—	3,711
公有財産台帳上の価額 (千円)	586,797	1,040,207	—	722,571

資産名	神戸市立西区民センター	
所在地	神戸市西区西区糀台5丁目6番地の1	
資産種類	土地	建物
所管課	市民参画推進局 文化交流部	市民参画推進局 文化交流部
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和62年5月11日	平成元年3月20日
面積（㎡）	2,213.95	4,133
公有財産台帳上の価額（千円）	431,720	1,176,000

② 視察した区民センターの状況（須磨区民センター）

（須磨区民センターの全景）



イ. 建物の大規模修繕

平成25年度に外壁工事及び防水工事、平成26年度に電気設備の修繕を行っている。しかしながら、下記のとおり外壁にはひび割れがあり、一年に数回ではあるが雨漏りも発見されている。また、地下の内壁は雨水の浸入によると思われる劣化がある。

<図表3-91> 須磨区民センターの視察の状況



③ 利用状況

各区民センターの利用状況は以下のとおりである。センターの設置場所等により利用率にばらつきが見られるが、体育施設は利用率が高く、特定教室、ホールの利用率が低い傾向がみられる。

<図表3-92> 区民センターの利用状況

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
東灘	ホール	53.3%	143,152	60.2%	186,895	58.9%	210,613
	会議室	63.6%	82,668	64.8%	77,016	68.4%	88,563
	特定教室	52.1%	36,625	52.7%	51,277	54.1%	64,243
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	277,972	—	315,188	—	363,419
葺合	ホール	60.8%	39,050	61.8%	41,644	63.4%	37,232
	会議室	31.6%	48,218	32.5%	40,614	31.6%	39,091
	特定教室	26.1%	36,625	26.2%	30,607	26.5%	32,474
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	123,893	—	112,865	—	108,797
生田	ホール	37.2%	29,631	36.5%	29,155	43.5%	40,696
	会議室	38.1%	36,340	41.1%	38,964	40.5%	49,064
	特定教室	46.0%	29,406	43.1%	28,609	44.2%	37,769
	体育施設	98.3%	27,504	96.5%	28,363	98.6%	29,824
	合計	—	122,881	—	125,091	—	157,353
北	ホール	39.7%	64,866	48.0%	69,631	41.9%	66,528
	会議室	58.4%	91,809	59.4%	64,400	60.1%	82,946
	特定教室	29.7%	18,762	36.8%	14,001	31.8%	15,633
	体育施設	89.1%	75,832	80.5%	48,365	86.3%	69,431
	合計	—	251,269	—	196,397	—	234,538

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
北 神	ホール	45.9%	55,993	48.6%	60,487	47.4%	48,174
	会議室	51.7%	60,336	54.8%	84,775	56.5%	80,749
	特定教室	31.9%	18,007	38.3%	26,126	45.6%	33,797
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	134,336	—	171,388	—	162,720
須 磨	ホール	36.8%	25,055	37.8%	24,173	34.5%	22,249
	会議室	35.5%	38,861	38.3%	39,721	39.3%	43,823
	特定教室	51.2%	41,821	50.7%	43,924	49.0%	46,229
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	105,737	—	107,818	—	112,301
西	ホール	41.5%	60,503	41.4%	63,888	44.2%	63,804
	会議室	63.3%	104,447	64.9%	99,526	69.0%	109,561
	特定教室	53.2%	68,746	54.9%	69,430	55.1%	77,601
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	233,696	—	232,844	—	250,966

④ 収支状況

各区民センターの収支状況は以下のとおりである。北区民センターと須磨区民センターについて、収支差額が2期連続マイナスとなっている。北区民センターについては、ホール（すずらんホール）が別途設置されており、光熱費等が嵩んでいる事が要因と考えられ、須磨区民センターについては利用率が低く使用料収入が少ないことに起因していると考えられる。

施設毎の収支状況については、利用率が低い特定教室や、面積按分による費用額が大きくなっている体育施設で、利用者一人あたり市負担額が高くなっている。

<図表3-93> 区民センターの収支状況

(単位：千円)

		東灘区民センター		葺合文化センター		生田文化会館	
		H26年度	H27年度	H26年度	H27年度	H26年度	H27年度
収入	使用料収入	38,585	42,664	19,009	18,828	23,025	24,711
	その他収入	2,301	2,212	847	795	1,283	1,279
	指定管理料を除く収入合計	40,886	44,876	19,856	19,623	24,308	25,990
	指定管理料	68,251	69,071	43,487	48,407	41,033	39,641
	収入合計	109,137	113,947	63,343	68,030	65,341	65,631
支出	人件費	21,209	21,612	20,855	20,799	20,536	20,760
	物件費	86,998	88,025	38,478	41,597	44,519	42,162
	支出合計	108,206	109,636	59,333	62,397	65,055	62,922
指定管理者における収支差額		930	4,311	4,010	5,633	287	2,709
減価償却費相当額		66,721	66,721	9,050	9,050	11,993	11,993
市負担額		134,972	135,792	52,537	57,457	53,027	51,634
利用者数(人)		315,188	363,419	112,865	108,797	125,091	157,353
利用者一人あたり市負担額(円/人)		428.2	373.7	438.2	528.1	423.9	328.1

		北区民センター		北神区民センター		須磨区民センター	
		H26年度	H27年度	H26年度	H27年度	H26年度	H27年度
収入	使用料収入	24,301	26,816	30,466	29,774	18,686	18,554
	その他収入	6,152	6,757	820	844	5,156	5,638
	指定管理料を除く収入合計	30,454	33,573	31,285	30,618	23,842	24,191
	指定管理料	68,863	69,516	42,321	42,075	41,767	45,572
	収入合計	99,317	103,090	73,607	72,692	65,609	69,764
支出	人件費	25,748	24,293	21,523	20,973	20,654	20,909
	物件費	83,429	86,050	45,573	45,811	45,564	51,428
	支出合計	109,177	110,343	67,096	66,784	66,218	72,337
指定管理者における収支差額		△ 9,860	△ 7,253	6,510	5,908	△ 609	△ 2,573
減価償却費相当額		9,673	9,673	20,804	20,804	14,451	14,451
市負担額		78,537	79,190	63,125	62,879	56,218	60,024
利用者数(人)		196,397	234,538	171,388	162,720	107,818	112,301
利用者一人あたり市負担額(円/人)		399.9	337.6	368.3	386.4	521.4	534.5

		西区民センター	
		H26年度	H27年度
収入	使用料収入	37,197	38,980
	その他収入	1,718	1,765
	指定管理料を除く収入合計	38,915	40,744
	指定管理料	56,752	58,660
	収入合計	95,668	99,404
支出	人件費	23,791	25,233
	物件費	66,184	67,878
	支出合計	89,976	93,110
指定管理者における収支差額		5,692	6,294
減価償却費相当額		23,520	23,520
市負担額		80,272	82,180
利用者数（人）		232,764	250,966
利用者一人あたり市負担額（円／人）		344.9	327.5

（平成27年度の施設毎の収支状況）

		利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり市負担額 (円)
東灘	ホール	58.9%	210,613	16,357	83,001	66,645	316.4
	会議室	68.4%	88,563	16,453	51,902	35,448	400.3
	特定教室	54.1%	64,243	12,066	45,765	33,699	524.6
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	363,419	44,876	180,668	135,792	373.7
葦合	ホール	63.4%	37,232	7,840	17,196	9,356	251.3
	会議室	31.6%	39,091	5,197	26,094	20,896	534.6
	特定教室	26.5%	32,474	6,586	33,791	27,205	837.7
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	108,797	19,623	77,080	57,457	528.1
生田	ホール	43.5%	40,696	5,330	13,513	8,183	201.1
	会議室	40.5%	49,064	7,351	19,508	12,157	247.8
	特定教室	44.2%	37,769	9,796	22,048	12,252	324.4
	体育施設	98.6%	29,824	3,513	22,556	19,042	638.5
	合計	—	157,353	25,990	77,624	51,634	328.1
北	ホール	41.9%	66,528	12,726	40,364	27,638	415.4
	会議室	60.1%	82,946	10,012	18,473	8,462	104.5
	特定教室	31.8%	15,633	3,114	8,436	5,322	340.4
	体育施設	86.3%	69,431	7,722	45,490	37,768	542.4
	合計	—	234,538	33,573	112,763	79,190	340.3

		利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり 市負担額 (円)
北神	ホール	47.4%	48,174	11,962	48,369	36,408	755.8
	会議室	56.5%	80,749	12,202	27,129	14,927	184.9
	特定教室	45.6%	33,797	6,453	17,998	11,544	341.6
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	162,720	30,618	93,496	62,879	386.4
須磨	ホール	34.5%	22,249	5,497	24,849	19,352	869.8
	会議室	39.3%	43,823	6,159	24,784	18,626	425.0
	特定教室	49.0%	46,229	12,536	34,581	22,046	487.4
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	112,301	24,191	84,215	60,024	539.3
西	ホール	44.2%	63,804	9,619	36,480	26,861	421.0
	会議室	69.0%	109,561	14,732	36,930	22,198	202.6
	特定教室	55.1%	77,601	16,393	49,514	33,121	426.8
	体育施設	—	—	—	—	—	—
	合計	—	250,966	40,744	122,924	82,180	327.5

(注) 各施設の費用は、各区民センターの費用を面積で按分している。
利用率の網掛けは利用率50%未満、利用者一人あたり市負担額欄の網掛けは利用者一人あたり市負担額500円/人以上を表す。

⑤ 指定管理の状況

区民センターの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-94> 区民センターの指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>						
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市民文化振興財団	共同事業体の有無	無			
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況> (単位：千円)						
		平成25年度	平成26年度	平成27年度		
指定管理料	協定締結額	309,451	314,352	311,779		
	決算額	309,451	314,244	311,779		
	差額	—	108	—		
利用料金の合計額		172,047	172,261	181,498		
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者		
指定管理業務の 収支	収入	495,421	508,678	524,527		
	支出	488,724	505,728	515,132		
	収支差額	6,697	2,950	9,395		
<主な提案内容と達成状況(平成27年度)>						
		提案内容(目標値など)	達成状況			
利用者数または 利用率	利用者数	123万人	利用者数	146.8万人		
	利用率	74%	利用率	78.0%		
収入目標額	27年度目標	176,300千円	181,498千円			
<選定評価委員会の評価>						
管理運営に対する総合評価	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	AA		AA		AA	

(注) 平成25年度対象施設：東灘、葦合、生田、北、須磨、西
平成26度、27年度対象施設：東灘、生田、北、北神、須磨、西

⑥ 監査の結果または意見

イ. 建物の損傷【意見71】

須磨区民センターにおいて雨漏りが発生していることは所管部局である市民参画推進局においても認識しているが、3年前に大規模修繕を行っている経緯があるほか、雨漏りは気象の状況等により、発生状況が異なるなど原因究明が非常に難しいということなどから、現在は随時小修繕にて対応していく方針としている。また、漏水問題の重要性は認知しているものの、須磨区民センターよりも老朽化の進んでいる施設や、外壁劣化等より早急に対応の必要な施設があり、限られた予算の中、使用危険度が高い施設、長寿命化対策の観点から急を要する施設を優先的に予算申請しているのが現状である。

これについて、行財政局では建物の維持・延命のための修繕については優先的に予算を割り当てる方針としているものの、予算申請においても、これらの修繕について全て予算が付くわけではないのが実態であるが、公共施設を65年まで延命するという神戸市のアクションプランに従った予算要求がされないことにより、結果として雨漏りへの対応が適時に行われていない結果となっている。

雨漏りは躯体の長寿命化に悪影響を与えると考えられるため、計画的に予算申請を行う必要がある。

ロ. 勤労市民センターと区民センターとの連携【指摘1】（再掲）

勤労市民センターと区民センターと合わせて1区1区民センターの機能を果たしており、また、自主事業としての文化講座事業も行っている点においても類似の機能を有している施設である。そのため、両施設の指定管理者の応募要領においては、1区1区民センターの整備方針により設置した施設として、提供するサービスの基礎的な部分における均一化を図るため、勤労市民センターと区民センターの指定管理者の連絡会の開催が求められているが、実際にはセンター間の連絡会は開催されていない。

両施設は類似した施設であり、応募要領で連絡会を開催するよう求めた趣旨は、質の良い講師の招致や管理運営のノウハウの共有など情報共有できる体制を構築するためであることから、連絡会を開催させなければならない。

なお、その内容については、施設管理課として報告を受けることが必要である。

ハ. 各館の収支状況の把握について【意見72】

区民センターの指定管理は、老朽化による耐震工事等の検討が必要であった葺合文化センター（平成28年4月に神戸芸術センターに暫定移転）以外の6施設一括で指定を行っている。施設毎の収支状況の報告資料を閲覧したが、施設毎に配分されるべき指定管理料が配分されず、すべての施設に指定管理料全額を記載した収支報告書となっており、施設毎の収支状況が把握できないものとなっていた。収支報告書を確認する際に、施設毎の収支の計算が適切に算出されているか確認する必要がある。

ニ. 指定管理者の運営評価について【意見73】

区民センターの指定管理者は、葺合文化センター以外の6施設一括で選定されていることから、各年度の指定管理者の運営評価についても6施設一括で行われている。その中で、開館日数、地域文化活性事業の状況、満足度調査の結果については、施設毎の結果を記載しているが、収支状況、利用率の推移については、6館合計の結果しか記載がなく、各館の運営状況が適切に評価されているか疑問である。また、利用率についても、ホール、会議室、特別目的室で利用状況が異なるが、それぞれの区分毎の分析も行われていない。

利用率の低い特別目的室の利用状況の向上等、課題が見えてくることから、施設毎、施設種類毎の利用率の分析を評価に含めることが望まれる。

ホ. 利用率の低い施設の利活用について【意見74】

各区民センターの一人あたりの市負担額は、327.5円から534.5円となっているが、施設毎にみると、料理教室の一人あたりの市負担額は843.9円から4,628.5円と負担額が大きくなっている。料理教室をはじめとする特定教室については、利用率が低く、利用者も少ないことに起因していると考えられる。例えば、料理教室については、貸館、文化講座での利用のみではなく、保健福祉の分野との連携などにより、一層の利活用を図ることを検討すべきである。

<図表3-95> 主な特定教室の一人あたり市負担額

(単位：円)

	東灘	葺合	生田	北	北神	須磨	西	区民センター平均
和室	238.8	780.4	671.2	309.7	269.9	974.9	353.9	372.4
料理教室	1,137.1	4,628.5	1,010.3	843.9	—	4,058.3	2,072.3	1,683.2
音楽室	380.5	701.9	139.4	168.0	317.4	248.5	235.1	273.7
陶芸室	681.4	1,655.7	766.2	—	1,030.3	824.3	842.1	862.5
美術室	545.3	1,229.6	253.3	—	514.3	748.0	350.9	530.0

5. 建設局の所管施設について

(1) 神戸総合運動公園

① 施設の概要

神戸市北西部の広大な自然に恵まれた神戸総合運動公園は、国際試合ができる公式競技施設と市民のレクリエーション施設が一体となった神戸を代表する総合運動公園である。昭和54年から整備が開始され、昭和59年から利用されており、国内外の競技も開催されるユニバー記念競技場やグリーンアリーナ神戸、野球場やテニスコート等の各スポーツ施設ほか、花の名所「コスモスの丘」や、子供に人気の「冒険のくに」、ジョギング・ウォーキングのできる園内回遊路などもあり、年齢を問わず誰もが気軽に楽しめる、魅力あふれる一大スポーツ・レクリエーションゾーンである。

(神戸総合運動公園 (グリーンアリーナ) の正面)



<図表3-96> 神戸総合運動公園の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸総合運動公園	
所在地	須磨区緑台2925-2 他205筆	
資産種類	土地	建物 (体育館のみ)
所管課	建設局公園部管理課	建設局公園部管理課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和47年8月18日	平成5年5月31日
面積 (㎡)	399,541.76	18,276
公有財産台帳上の価額 (千円)	35,296,316	2,417,914

② 利用状況

総合運動公園のうち、陸上競技場、体育館、テニスコートに関する部分の利用状況は以下のとおりである。

<図表3-97> 神戸総合運動公園（陸上競技場、体育館、テニスコート）の利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
陸上競技場	62.1%	383,103	63.0%	305,012	67.7%	357,122
体育館	81.0%	234,784	85.5%	258,560	82.7%	228,462
テニスコート	18.6%	56,483	22.5%	58,952	25.8%	61,986
合計	—	674,370	—	622,524	—	647,570

(注) 陸上競技場に補助競技場を、体育館に補助体育館を含む

③ 収支状況

総合運動公園のうち、陸上競技場、体育館、テニスコートに関する部分の収支状況は以下のとおりである。

<図表3-98> 神戸総合運動公園（陸上競技場、体育館、テニスコート）の収支状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	113,372	122,879
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	113,372	122,879
	指定管理料	237,562	310,152
	収入合計	350,934	433,031
支出	人件費	48,231	72,542
	物件費	167,968	238,377
	支出合計	216,199	310,919
指定管理者における収支差額		21,363	△767
減価償却費相当額		57,711	57,711
市負担額		181,901	244,984
利用者数(人)		622,524	647,570
利用者一人あたり市負担額(円/人)		292.2	378.2

(注) 指定管理料・人件費には、市派遣職員人件費を含む。

支出(人件費・物件費)は、神戸総合運動公園全体の支出を使用料収入で按分している。

(平成27年度の施設毎の収支状況)

	利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり市負担額 (円)
陸上競技場	67.7%	357,122	41,858	147,763	105,905	296.6
体育館	82.7%	228,462	52,378	142,771	90,393	395.7
テニスコート	25.8%	61,986	28,641	77,327	48,686	785.4
合計	—	647,570	122,879	367,863	244,984	378.2

(注) 各施設の費用は、神戸総合運動公園全体の費用を使用料収入で按分している。

④ 指定管理の状況

総合運動公園の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-99> 神戸総合運動公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	公益財団法人神戸市公園緑化協会	共同事業体の有無	無	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	496,552	508,136	489,601
	決算額	521,595	532,616	491,279
	差額	△25,043	△24,480	△1,678
利用料金の合計額		298,438	254,181	194,639
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	521,595	532,616	491,279
	支出	534,399	546,760	558,008
	収支差額	△12,804	△14,144	△66,729
＜主な提案内容と達成状況（平成27年度）＞				
	提案内容（目標値など）	達成状況		
利用者数または利用率	26年度（昨年度）実績 16,648件	27年度利用件数 16,283件		
収入目標額	目標収入額 187,427千円	実績 194,639千円		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価		平成25年度	平成26年度	平成27年度
		AAA	AA	AA

(注) 指定管理料・指定管理業務の収支には、市派遣職員人件費を含む。

⑤ 監査の結果または意見

イ. 指定管理者の運営評価について【意見75】

総合運動公園は、陸上競技場、体育館、テニスコート等の様々なスポーツ施設が設置されている。総合運動公園全体の収入額の目標は定められているが、各スポーツ施設の利用率、利用者数、収入額の目標は定められていない。

今後の施設改修等の意思決定を適切に行うためには、各施設の利用状況（利用者数・利用率・一人あたりの神戸市負担額の増減見込み等）を把握することが必要となる。また、施設運営のモニタリングという観点からも、各スポーツ施設ごとに目標設定及び実績との比較分析が望まれる。

(2) 北神戸田園スポーツ公園

① 施設の概要

北神戸田園スポーツ公園は、神戸市北区有野町と八多町に広がる田園地帯に残る里山を整備した総面積35.7haの公園で、平成12年3月に供用を開始した。北神地区のスポーツ・レクリエーションの中心的施設であることはもとより、メイン球場「あじさいスタジアム北神戸」1面とサブ球場2面を持つ、広域的なスポーツ・レクリエーション需要に対応できる施設である。兵庫県のCSR施設（文化・スポーツ・レクリエーション）として整備されたトレーニングセンターや屋外観覧機能を有する体育館のほか、フットサルコートやスケートパーク等、青少年が楽しめる施設も整備されている。

(北神戸田園スポーツ公園（体育館）の正面)



<図表3-100> 北神戸田園スポーツ公園の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	北神戸田園スポーツ公園	
所在地	北区有野町二郎字西山938-35 他124筆	
資産種類	土地	建物（体育館）
所管課	建設局公園部管理課	建設局公園部管理課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	平成3年3月29日ほか	平成14年10月7日
面積（㎡）	193,738.39	3,872
公有財産台帳上の価額（千円）	5,025,912	1,048,548

② 利用状況

北神戸田園スポーツ公園の利用状況は以下のとおりである。

野球場については、休日中心に利用となっているため利用率が低くなっている。また、体育館については、郊外に設置されているため、他の体育施設と比較すると利用率が低くなっている。

<図表3-101> 北神戸田園スポーツ公園の利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
野球場	36.2%	40,020	34.2%	39,440	36.2%	39,848
多目的球技場	37.3%	15,261	39.7%	14,680	38.1%	14,433
体育館	73.3%	74,130	74.4%	82,881	78.7%	87,681
スポーツ広場	26.0%	13,167	41.0%	16,933	41.4%	20,271
合計	—	142,578	—	153,934	—	162,233

③ 収支状況

北神戸田園スポーツ公園の収支状況は以下のとおりである。

<図表3-102> 北神戸田園スポーツ公園の収支状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	25,047	26,362
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	25,047	26,362
	指定管理料	118,458	116,379
	収入合計	143,505	142,741
支出	人件費	73,788	59,011
	物件費	75,840	75,129
	支出合計	149,628	134,140
指定管理者における収支差額		△ 31,170	△ 17,761
減価償却費相当額		36,393	36,393
市負担額		129,804	126,410
利用者数 (人)		153,934	162,233
利用者一人あたり市負担額 (円/人)		843.2	779.2

(平成27年度の施設毎の収支状況)

	利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり市負担額 (円)
野球場	36.2%	39,848	11,080	62,814	51,734	1,298.3
多目的球技場	38.1%	14,433	1,212	5,351	4,139	286.7
体育館	78.7%	87,681	10,060	66,904	56,844	648.3
スポーツ広場	41.4%	20,271	4,010	17,703	13,693	675.5
合計	—	162,233	26,362	152,771	126,410	779.2

(注) 各施設の費用は、北神戸田園スポーツ公園全体の費用を使用料収入で按分している。

④ 指定管理の状況

北神戸田園スポーツ公園の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-103> 北神戸田園スポーツ公園の指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体	共同事業体の有無	有	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況> (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	101,100	112,320	111,920
	決算額	106,087	118,458	116,379
	差額	△4,987	△6,138	△4,459
利用料金の合計額		26,403	25,047	26,362
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	106,087	118,458	116,379
	支出	125,389	149,628	134,140
	収支差額	△19,302	△31,170	△17,761
<主な提案内容と達成状況(平成27年度)>				
	提案内容(目標値など)	達成状況		
利用者数または利用率	・目標利用件数 13,362件	・利用件数実績 11,472件		
収入目標額	・目標収入額 26,362千円	・利用料実績 26,362千円		
<選定評価委員会の評価>				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	AA	AA	

⑤ 監査の結果または意見

イ. 指定管理者の運営評価について【意見76】

北神戸田園スポーツ公園は、野球場、体育館、多目的球技場等のスポーツ施設が集まっている。施設全体の収入額の目標は定められているが、各施設の利用率、利用者数、収入額の目標は定められていない。

今後の施設改修等の意思決定を適切に行うためには、各施設の利用状況(利用者数・利

用率・一人あたりの神戸市負担額の増減見込み等)を把握することが必要となる。また、施設運営のモニタリングという観点からも、各スポーツ施設ごとに目標設定及び実績との比較分析が望まれる。

(3) しあわせの村

① 施設の概要

しあわせの村は、神戸市民の福祉をまもる条例（昭和52年1月条例第62号）の理念の実現を目指し、市民福祉の高揚、福祉活動の推進、健康の増進などの事業を行い、市民福祉の総合的推進を図るため平成元年4月に開村した総合福祉ゾーンである。神戸市の中心地三宮から車でわずか25分の場所（神戸市北区南部）に位置し、自然も十分に活かした約205haの広大な敷地内のあふれる緑の中で、子どもから大人まで、高齢者も障がいのある人も、誰もが楽しめる総合福祉ゾーンとして、高齢者や障がい者の自立を支援する施設をはじめ、スポーツ、レクリエーション、リフレッシュのための様々な施設が点在している。

（しあわせの村全景）



<図表3-104> しあわせの村（体育館）の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	しあわせの森	
所在地	北区山田町下谷上字中一里山13 他133筆	
資産種類	土地	建物（体育館）
所管課	建設局 公園部管理課	建設局 公園部管理課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和13年6月29日 他	平成元年2月28日
面積（㎡）	2,178,431.68	2,624
公有財産台帳上の価額（千円）	56,421,380	455,440

② 利用状況

しあわせの村のうち、体育館施設がある温泉健康センターの利用者の推移は以下のとおりである。

<図表3-105> しあわせの村（温泉健康センター）の利用状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	利用者数 （人）	利用者数 （人）	利用者数 （人）
温泉	222,550	203,869	218,725
プール	75,205	94,338	101,192
体育館	113,872	108,330	119,737
ジム	92,732	86,046	100,128
合計	504,359	492,583	539,782

③ 収支状況

しあわせの村のうち、体育館施設がある温泉健康センターの収支状況は以下のとおりである。

<図表3-106> しあわせの村（温泉健康センター）の収支状況

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	148,239	147,012
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	148,239	147,012
	指定管理料	269,209	261,322
	収入合計	417,449	408,335
支出	人件費	130,532	129,685
	物件費	352,424	318,805
	支出合計	482,957	448,490
指定管理者における収支差額		△ 65,508	△ 40,155
減価償却費相当額		12,767	12,767
市負担額		281,977	274,090
利用者数（人）		536,625	539,782
利用者一人あたり市負担額（円／人）		525.4	507.7

(注) 支出（人件費・物件費）には、しあわせの村全体の共通経費の配賦額を含む。

(平成27年度の施設毎の収支状況)

	利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あ たり市負担額 (円)
温泉	—	218,725	92,290	264,357	172,067	786.6
プール	—	101,192	29,496	84,491	54,994	543.4
体育館	92.0%	119,737	12,021	34,433	22,412	187.1
ジム	—	100,128	13,203	37,821	24,617	245.8
合計	—	539,782	147,012	421,103	274,090	507.7

(注) 各施設の費用は、温泉健康センターの費用を使用料収入で按分している。

④ 指定管理の状況

しあわせの村の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-107> しあわせの村の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	しあわせの村運営共同事業体	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料 【全体】	協定締結額	1,130,000	1,194,670	1,214,670
	決算額	—	—	—
	差額	—	—	—
指定管理料 【うち、建設局 部分】	協定締結額	429,387	452,916	452,916
	決算額	436,595	453,893	449,034
	差額	△7,208	△977	3,881
利用料金の合計額 【建設局部分のみ】		240,692	249,935	252,613
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の 収支【全体】	収入	1,571,088	1,641,254	1,652,418
	支出	1,564,801	1,582,402	1,564,673
	収支差額	6,287	58,852	87,745
＜主な提案内容と達成状況（平成27年度）＞				
	提案内容（目標値など）	達成状況		
利用者数または 利用率	26年度（前年度）実績 865,548人（建設局分）	27年度利用件数 886,259人（建設局分）		
収入目標額	収入見込額 252,821千円（建設局分）	実績 252,613千円（建設局分）		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価		平成25年度	平成26年度	平成27年度
		A	AA	AA

⑤ 監査の結果または意見

イ. 一体的な施設管理について【意見77】

しあわせの村の建物は、平成元年4月に開村され新築当時から20年～28年が経過しており、建物・設備の更新時期が過ぎたものも存在する。専門調査会社が実施した「都市公園内建築物保全計画報告書」（平成25年3月）によると、建設局所管部分のみで中長期で建物・電気設備・機械設備の保全に要する費用は、短期（平成25～29年）で678百万円、長期（平成30～44年）で2,274百万円の合計2,952百万円と報告されている。

現在、しあわせの村は保健福祉局と建設局が個々の施設を分担して財産管理と運営を所管しているが、指定管理者（しあわせの村運営共同事業体）の指定管理料は年間で1,215百万円の巨額な支出となっている。今後の施設保全支出の効率化を考えると、利用者の視点に十分配慮しながら、個々の施設を分担しているデメリットが生じないように、同施設を一体とした意思決定の迅速化及び進捗管理を効率化していくことが望まれる。

(4) 北須磨文化センター

① 施設の概要

北須磨文化センターは、「市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する」という目的のもと、地域の実情に合った様々な活動、事業等を行える市民の身近な施設として、須磨ニュータウンに昭和57年に開設された。センター内には、体育館や柔剣道室、プールなどの体育施設のほか、会議室や音楽室等の特定目的室、図書室等、スポーツ施設と文化施設等が整備されており、開設以来、市民が主体的に行う文化活動や地域活動の場を提供するとともに、生活文化に関わる講座事業を実施するなど、広く市民に定着したサービスを提供している。

(北須磨文化センターの正面)



<図表3-108> 北須磨文化センターの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	落合中央公園	
所在地	須磨区中落合3丁目1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-7	
資産種類	土地	建物（会館のみ）
所管課	建設局 公園部管理課	建設局 公園部管理課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和53年5月10日 他	昭和57年5月31日
面積（㎡）	91,959.61	7,631
公有財産台帳上の価額（千円）	13,161,223	1,432,856

② 利用状況

北須磨文化センターの利用状況は以下のとおりである。

会議室、特定教室については、勤労市民センター、区民センターと比べて利用率が低い状況で推移している。一方で図書室については、神戸市立図書館の予約図書受取コーナーとしての機能もあり、利用者が増加している。

<図表3-109> 北須磨文化センターの利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
ホール	—	—	—	—	—	—
会議室	26.4%	28,310	28.1%	30,014	27.1%	28,323
特定教室	24.5%	26,040	26.3%	27,447	26.9%	28,627
体育施設 (プール以外)	80.6%	44,547	91.5%	42,626	87.7%	51,028
プール	—	50,062	—	44,282	—	46,757
図書室	—	53,424	—	60,277	—	72,001
合計	—	202,383	—	204,646	—	226,736

③ 収支状況

北須磨文化センターの収支状況は以下のとおりである。プール、体育館による使用料収入があること及び図書室が併設されているため、利用者数が多くなっているため施設全体の利用者一人あたりの市負担額は勤労市民センター、区民センターと同程度となっている。

施設毎の収支状況については、利用率が低い特定教室や、面積按分による費用額が大きくなっている体育施設で、利用者一人あたり市負担額が高くなっている。

<図表3-110> 北須磨文化センターの収支状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	40,888	44,032
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	40,888	44,032
	指定管理料	133,177	134,302
	収入合計	174,065	178,334
支出	人件費	50,110	49,031
	物件費	101,852	99,472
	支出合計	151,962	144,878
指定管理者における収支差額		△18,785	△10,576
減価償却費相当額		28,657	28,657
市負担額		120,946	118,927
利用者数(人)		204,646	226,736
利用者一人あたり市負担額(円/人)		591.0	524.5

(平成27年度の施設毎の収支状況)

	利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人 あたり市負 担額 (円)
ホール	—	—	—	—	—	—
会議室	27.1%	28,323	7,513	22,009	14,496	511.8
特定教室	26.9%	28,627	7,807	25,247	17,440	609.2
体育施設	90.8%	51,028	9,565	39,264	29,699	582.0
プール	—	46,757	19,146	52,667	33,520	716.9
図書館	—	72,001	—	23,771	23,771	330.2
合計	—	226,736	44,032	162,960	118,927	524.5

(注) 利用率の網掛けは利用率50%未満、利用者一人あたり市負担額欄の網掛けは利用者一人あたり市負担額500円/人以上を表す。
各施設の費用は、北須磨文化センター全体の費用を、面積で按分している。

④ 指定管理の状況

北須磨文化センターの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-111> 北須磨文化センターの指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財) 神戸市スポーツ教育協会・(公財) 神戸YMCA・(株)アシックス共同企画	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞			(単位：千円)	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	137,294	132,867	132,292
	決算額	134,682	133,177	134,302
	差額	2,612	△310	△2,010
利用料金の合計額		41,610	40,888	44,032
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の 収支	収入	134,682	133,177	134,302
	支出	135,030	151,962	144,878
	収支差額	348	△18,785	△10,576
＜主な提案内容と達成状況(平成27年度)＞				
	提案内容(目標値など)	達成状況		
利用者数または 利用率	・26年度(昨年度)実績 5,754件	・27年度利用件数 6,292件		
収入目標額	・目標収入額 42,000千円	・実績 44,032千円		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	AA	AA	AA	

⑤ 監査の結果または意見

イ. 市民参画推進局との連携【意見78】

実態として区民センターと類似の機能を有しているため、質の良い講師の招致や管理運営のノウハウの共有など区民センターを所管する市民参画推進局と情報共有できる体制を構築することが求められるが、抜本的には他の区民センター等との一体公募による管理運営が望ましい。

ロ. 施設の位置づけの整理と施設の保全について【意見79】

北須磨文化センターは、文化・スポーツのための文化施設であり、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資するために設置されている区民センターや、勤労市民センターとの類似性がある。

このため、当該施設について区単位での文化・スポーツ施設の必要性を勘案し、施設機能をどのように保全していくかを検討する必要がある。

なお、当該施設は、隣接するクリーンセンターの建設との兼ね合いに留意することが必要である。

ハ. 北須磨文化センター、区民センター、勤労市民センターの文化施設の施設保全の一体管理について【意見80】

前述の施設機能の保全を検討するにあたっては、区民センター・勤労市民センターにも同様の文化施設が設置されていることから、1区1文化施設を維持することが政策的に望ましいと判断するのであれば、施設機能の保全について、一体的に検討することが望ましい。

なお、前述のとおり、隣接するクリーンセンターの建設との兼ね合いに留意することが必要である。

ニ. 会議室等の利活用について【意見81】

北須磨文化センターの会議室、特定教室は、同様の施設を有している勤労市民センター、区民センターと比べても、これらの施設の利用率が低い状況である。

北須磨文化センターは、体育館、プールといった体育施設と会議室、特定教室といった文化施設といった異なる施設が合わせて整備されており、それぞれの運営には、異なるノウハウが必要である。指定管理者選定時に各施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる団体を選定できるように十分に配慮することが望まれる。

6. 保健福祉局の所管施設について

(1) 神戸市健康づくりセンター

① 施設の概要

神戸市健康づくりセンターは、健康を損ないがちな中高年の人や勤労者が、健康的な生活習慣を身につけ、健康を積極的に維持・増進することを目的とし、栄養・運動・休養の総合的な面から心とからだの健康づくりを支援するために設置した施設である。

医学的・生理学的検査施設、食生活指導室、多目的室、研修室、トレーニングジム、スタジオが整備されている。

(神戸市健康づくりセンターの全景)



<図表3-112> 神戸市健康づくりセンターの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市健康づくりセンター	
所在地	神戸市兵庫区駅南通5丁目1-2-300号	
資産種類	土地	建物
所管課	保健福祉局 健康部地域保健課	保健福祉局 健康部地域保健課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	平成6年10月26日	平成9年10月27日
面積 (㎡)	1,599.1	7,416
公有財産台帳上の価額 (千円)	252,657	2,240,112

② 利用状況

神戸市健康づくりセンターの平成27年度の利用状況は以下のとおりである。

<図表3-113> 神戸市健康づくりセンターの利用状況

	平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)
会議室	13.2%	1,507
研修室	9.3%	1,358
食生活指導室	44.1%	2,929
多目的室	63.7%	10,158
ジム	—	120,884
合計	—	136,836

③ 収支状況

神戸市健康づくりセンターの収支状況は以下のとおりである。使用料収入は主に健康学習のセミナーやジムの利用料である。ジムの利用料については、高齢者に対して一般料金の半額で設定しているため、一人あたり市負担額が増加する要因となっている。

<図表3-114> 神戸市健康づくりセンターの収支状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	55,647	54,427
	その他収入	2,127	885
	指定管理料を除く収入合計	57,774	55,312
	指定管理料	113,630	113,630
	収入合計	171,404	168,942
支出	人件費	82,623	93,527
	物件費	81,734	75,114
	支出合計	164,356	168,641
指定管理者における収支差額		7,048	301
減価償却費相当額		44,802	44,802
市負担額		158,432	158,432
利用者数(人)		124,415	136,836
利用者一人あたり市負担額(円/人)		1,273.4	1,157.8

④ 指定管理の状況

神戸市健康づくりセンターの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-115> 神戸市健康づくりセンターの指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	兵庫県予防医学協会・オージースポーツ・日立ビルシステム共同事業体	共同事業体の有無	有	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				(単位：千円)
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	109,000	113,630	113,630
	決算額	109,000	106,581	113,328
	差額	—	7,048	301
利用料金の合計額		52,981	57,774	55,311
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	161,981	171,404	168,941
	支出	166,766	164,356	168,640
	収支差額	△4,785	7,048	301
(注)平成26年度、平成27年度の指定管理業務の収支差額は指定管理料の戻入として精算処理。				
＜主な提案内容と達成状況（平成27年度）＞				
	提案内容（目標値など）	達成状況		
利用者数または利用率	・健康づくり事業 教室 10,120人 ジム 102,400人	・健康づくり事業 教室 11,260人 ジム 120,884人		
	・健康づくり支援事業 1,480人	・健康づくり支援事業 3,192人		
	・診断証明書付健康診断 180件	・診断証明書付健康診断 151件		
	・貸室事業 175件	・貸室事業 250件		
収入目標額	55,153千円	55,312千円		
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	A	AA	A	

⑤ 監査の結果または意見

イ. 会議室等の利活用について【意見82】

特定教室である料理教室(食生活指導室)は神戸市が保有する同一教室の利用率(17%)に比して44.1%と高く、その利用内容は同センターの設置目的に沿った健康づくりの推進を目的とした料理の指導となっている。

<図表3-116> 神戸市健康づくりセンターの教室の状況



ただ、年間利用率で会議室(13.2%)・研修室(9.3%)と低く、この背景として指定管理者に対し「神戸市健康づくりセンター条例第3条各号」に規定される事業に関する制限が考えられる。駅前の利便性が高い立地条件を有効に生かすために、より多くの市民に利用してもらい周知活動を行うことが望まれる。

ロ. トレーニングジムの利用料金【意見83】

トレーニングジムの料金設定について、神戸市保有施設及び民間施設との比較は次のとおりである。

<図表3-117> トレーニングジムの市保有施設と近隣施設の料金比較

・市保有施設

(単位：円)

施設名	区分	一回利用	月額(税込)	施設概要
健康づくりセンター	一般	700	5,000	ジム、スタジオ
	高齢	350	2,500	
神戸市立中央体育館	一般	700	3,500	ジム、スタジオ
	高齢	500	3,000	
神戸総合運動公園スポーツセンター	一般	900	5,000	ジム、スタジオ
	高齢	600	4,000	
しあわせの村トレーニングジム	一般	200	なし	ジム
	高齢	150		
神戸市勤労会館	一般のみ	300 (2時間)	なし	ジム
こうべ市民福祉交流センター	一般	200	なし	ジム、プール(別途600円)
	高齢	100		
ノエビアスタジアム神戸	一般のみ	1,800	8,100	ジム、スタジオ、プール

施設名	月額 (税込)	施設概要
A	6,696	ジム、スタジオ、 <u>シャワー</u>
B	6,350	ジム (24 時間営業)、 <u>シャワー</u>
C	9,800	ジム、スタジオ、 <u>サウナ</u> 、プール ※60 歳以上昼間のみ 8,208 円
D	7,980	ジム、スタジオ、 <u>風呂</u> 、 <u>サウナ</u> 等
E	10,800	ジム、スタジオ、格闘技スタジオ、 <u>サウナ</u> 等
F	3,888	ジムのみ (シャワーもなし)
G	10,692	ジム、スタジオ、 <u>風呂</u> 、 <u>サウナ</u> 、プール等 ※60 歳以上昼間のみ 8,125 円

上記にみるように、ジムに付随する設備(サウナ・プール・スタジオ等)による料金差額は妥当な範囲内にあると考えられる。ただ、当スポーツジムの利用者の約45%(平成25年度～平成27年度の平均)が高齢者で占められることから、高齢者料金(2,500円)の料金設定の見直しの検討が望まれる。

(2) 地域福祉センター

① 施設の概要

地域福祉センターは神戸市ふれあいのまちづくり条例に基づく、ふれあいのまちづくり事業の拠点となる施設であって、概ね1小学校区に1か所設置されている。地域福祉センターでは、ふれあいサロン (喫茶)、ふれあい給食会、一人暮らし高齢者料理教室、子育てサークルなどの活動が行われている。

なお、当該施設の所管については、平成28年度から保健福祉局から市民参画推進局へ移管されている。

② 視察した地域福祉センターの状況

イ. 竜が台地域福祉センター

i 概要

(竜が台地域福祉センターの正面)



<図表3-118> 竜が台地域福祉センターの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	竜が台地域福祉センター	
所在地	神戸市須磨区竜が台5丁目20番地	
資産種類	土地	建物
所管課	建設局 公園部管理課	保健福祉局 総務部計画調整課
財産区分	—	行政財産
取得日	—	昭和59年3月29日 増築平成4年3月26日
面積 (㎡)	—	246.52
公有財産台帳上の価額 (千円)	—	58,301

(注) 建物については、平成28年4月1日に市民参画推進局市民協働推進課へ移管されている。

ii 建物の大規模修繕

多くの高齢者が使用する建物としては、バリアフリー化ができていないことや、経年劣化による不具合もあるが、現時点で雨漏りはない。しかしながら、下記のとおり屋上面に損傷があった。

また、昭和59年築の新耐震基準に基づく建造物であり、耐震工事不要（診断対象外）となっている。

iii 外壁の損傷の対応と情報共有【意見84】

損傷しているのは1階の屋根の部分であり、雨水が浸入する場所であった。なお、建物については3年に一度点検を行っており、平成27年12月に実施した前回の点検において屋上面の劣化及び損傷の状況について「要是正」との結果が出ている。しかしながら神戸市は修繕を行っていない。

点検結果に基づき神戸市内部で行った調査では安全性には問題がないことから緊急度は低く、その結果修繕されていなかったとのことであるが、雨漏りは躯体の長寿命化に悪影響を与えると考えられるため、計画的に修繕を行う必要がある。

また、神戸市による点検結果は、指定管理者であるふれあいのまちづくり協議会へは情報提供されていなかった。施設の日常管理の観点から、施設の点検結果は重要な情報であると考えられるため、適時の情報共有が必要である。

<図表3-119> 竜が台地域福祉センターの外壁の損傷の状況



ロ. 湊山地域福祉センター

i 概要

<図表3-120> 湊山地域福祉センターの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	湊山地域福祉センター	
所在地	神戸市兵庫区大同町2丁目2番地の8	
資産種類	土地	建物
所管課	保健福祉局 総務部計画調整課	保健福祉局 総務部計画調整課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和54年1月11日	昭和55年3月31日 増築平成14年3月28日
面積 (㎡)	237.95	247.07
公有財産台帳上の価額 (千円)	30,220	49,183

(注) 土地・建物については、平成28年4月1日に市民参画推進局市民協働推進課へ移管されている。

ii 建物の大規模修繕

建物は、経年劣化による不具合もあるが、雨漏りや外壁の損傷といった建物の維持そのものに影響するような不具合は無い。

また、神戸市が平成23年に実施した地域福祉センターの耐震診断結果において耐震工事不要となっている。

iii 避難経路の確保【意見85】

福祉避難所に指定されているにもかかわらず、2階からの非常階段は幅80cmと狭く、大人一人が通れる程度であった。また、階段は踏面23cm、蹴上25cmと45度以上の急勾配である。消防法上の基準は踏面の寸法20cm以上、蹴上の寸法30cm未満であり、この基準は満たしているものの、多数の高齢者が利用する地域福祉センターにおいて、高齢者が非常時にこの階段を使って迅速に避難できるとは考えにくい。

非常階段を降りた後の避難経路も建物の周りを約半周する必要がある上に、途中で物置倉庫が設置されており避難の妨げとなる状況である。避難経路の幅は169.7cmあるものの、物置倉庫の設置により、実際に通行できる幅は80cmとなっている。こちらも消防法上は「避難通路は降下空間（＝非常階段）の幅以上」となっており、この基準は満たしているものの高齢者が迅速に避難できるとは考えにくい。

法律上問題のない状態であると言えるが、今後、建物の建替え時には、より一層、施設

特性に合わせた設計を考慮すべきである。

<図表3-121> 湊山地域福祉センターの避難経路の状況

非常階段の状況



避難経路の状況（物置倉庫が置かれている）



ハ. 北野地域福祉センター

i 概要

(北野地域福祉センターの正面)



<図表3-122> 北野地域福祉センターの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	北野地域福祉センター	
所在地	神戸市中央区中山手通2丁目17番地の18	
資産種類	土地	建物
所管課	保健福祉局 総務部計画調整課	保健福祉局 総務部計画調整課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	昭和40年7月2日	昭和57年9月22日
面積 (㎡)	161.90	276.80
公有財産台帳上の価額 (千円)	27,037	52,579

(注) 土地・建物については、平成28年4月1日に市民参画推進局市民協働推進課へ移管されている。

ii 建物の大規模修繕

建物は、経年劣化による不具合もあるが、雨漏りや外壁の損傷といった建物の維持そのものに影響するような不具合は無い。

また、昭和57年築の新耐震基準に基づく建造物であり、耐震工事不要（診断対象外）となっている。

iii 剰余金(繰越金・積立金)の取扱い【意見86】

北野地域福祉センターの指定管理者である北野ふれあいのまちづくり協議会の平成27年度決算書で、翌年度繰越金898千円・積立金4,314千円の合計5,212千円が剰余金として留保されている。また市から、同センターへの運営交付金(指定管理料)として1,700千円、ふれあいのまちづくり助成金として235千円が支出されている。

運営交付金やふれあいのまちづくり助成は、毎年度末に精算されていることから、公金が剰余金として留保されているものではないが、剰余金も活用しながら、より一層、地域福祉活動が充実されることが望まれる。

iv 施設の利用について【意見87】

地域福祉センターは、地域の福祉活動及び交流活動の拠点施設であり、さまざまな地域福祉活動や交流活動に利用されている。

北野地域福祉センターでは、平成25年度まで民間団体に施設の利用を承認し、指定管理者の会計帳簿によると3年間(平成23年～平成25年)で1,041千円の収入を計上していた。なお、現在は、当該団体は利用していない。

地域福祉センターの本来の役割である「市民福祉総合計画」に沿った施設運営が行われるよう利用の承認を適切に行うとともに、特定の団体やサークルが継続的・独占的に利用することがないように留意されたい。

二. 狩口台地域福祉センター

i 概要

<図表3-123> 狩口台地域福祉センターの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	狩口台地域福祉センター	
所在地	神戸市垂水区狩口台2丁目31番地の1	
資産種類	土地	建物
所管課	(UR都市機構)	保健福祉局 総務部計画調整課
財産区分	—	行政財産
取得日	—	昭和51年3月31日 増築平成5年6月15日
面積 (㎡)	306.69	259.64
公有財産台帳上の価額 (千円)	—	67,023

(注) 建物については、平成28年4月1日に市民参画推進局市民協働推進課へ移管されている。

ii 建物の大規模修繕

平成5年に増改築を行っており経年劣化による不具合はあるが、現状雨漏りや外壁の損傷といった建物の維持そのものに影響するような不具合は無い。

また、神戸市が平成24年に実施した地域福祉センターの耐震診断結果において耐震工事不要となっている。

③ 指定管理の状況

地域福祉センターは、「神戸市ふれあいのまちづくり条例」により、「ふれあいのまちづくり事業」の拠点と位置づけられており、「ふれあいのまちづくり事業」推進の中心的役割を地域の公共的団体である「ふれあいのまちづくり協議会」が担っている。

地域福祉センターの指定管理については、地域の特色を生かした運営ができること、地域住民や地域団体が主体的に管理運営を行うことができること、地域住民のニーズに対応すること等が期待できるものであることから、非公募において、各地域のふれあいのまちづくり協議会が選定されている。

<図表3-124>地域福祉センターの指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	ふれあいのまちづくり協議会 186 団体	共同事業体の有無	無	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	286,785	299,768	301,205
	決算額	285,726	297,813	299,055
	差額	1,058	1,955	2,149
＜選定評価委員会の評価＞				
管理運営に対する総合評価		平成25年度	平成26年度	平成27年度
		—	—	—

イ. 指定管理者の運営状況の評価について【意見88】

指定管理者の運営状況の評価については、187ヶ所一括で行われている。非公募の施設のため、管理運営に対する総合評価は行われていないが、多数の施設を一括で評価することは困難であると考えられる。地域福祉センターにおける各活動を基に評価を行うなど独自の評価手法を構築することが望まれる。

7. 経済観光局の所管施設について

(1) 神戸国際会議場・神戸国際展示場

① 施設の概要

神戸コンベンションセンターは、ポートアイランドにコンベンションの中核施設を整備し、昭和56年に開設された。駅周辺に国際会議場・展示場、多目的ホール、ホテルが配置され、施設間は回廊で結ばれている。

イ. 神戸国際会議場

神戸国際会議場には6ヶ国対応の同時通訳設備を完備した692名収容のメインホール、360名収容の国際会議室のほかレセプションホール、200名収容の会議室3室を含む全21室が整備されている。国際会議、各種団体の会議・講演、企業の研修会などに活用されている。

(神戸国際会議場の全景)



<図表3-125> 神戸国際会議場の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸国際会議場	
所在地	中央区港島中町6丁目9-1	
資産種類	土地	建物（区分所有）
所管課	経済観光局 観光コンベンション課	経済観光局 観光コンベンション課
財産区分	—	行政財産
取得日	昭和56年2月10日	昭和56年1月31日
面積（㎡）	3,895.08	15,678
公有財産台帳上の価額（千円）	638,793	3,514,193

ロ. 神戸国際展示場

神戸国際展示場は、1号館から3号館までそれぞれの規模に応じて、展示会、学会・講演会や各種イベントに活用されている。展示面積合計は13,600㎡で、なかでも2号館は、可動席（1,532席）を有し、階段状のコンベンションホール（4,000名収容）に変更することができる。

（神戸国際展示場（3号館）の全景）



<図表3-126> 神戸国際展示場の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸国際展示場				
所在地	中央区港島中町6丁目11-1				
資産種類	土地		建物		
所管課	1・2号館 経済観光局 観光コンベン ション課	3号館 みなと総局 分譲推進課	1号館 経済観光局 観光コンベン ション課	2号館 経済観光局 観光コンベン ション課	3号館 神戸国際観光 コンベンショ ン協会
財産区分	行政財産	普通財産	行政財産	行政財産	—
取得日	昭和54年 8月31日	—	昭和55年 12月26日	平成3年 2月10日	—
面積 (㎡)	(1号館) 10,199.99 (2号館) 8,548.71	8,058.01	11,376	19,964	5,068.71
公有財産台帳 上の価額 (千円)	(1号館) 1,417,798 (2号館) 1,188,270	(注) 1,144,237	3,101,666	4,215,398	—

(注) 固定資産評価見込額を記載している。

② 利用状況

神戸国際会議場・神戸国際展示場の利用率・利用者数は以下のとおりである。利用率・利用者数は会議の開催などに影響を受けるが、神戸国際会議場・神戸国際展示場を含めた周辺施設と一体となった、誘致活動を行い、100万人を超える利用者となっている。

<図表3-127> 神戸国際会議場・神戸国際展示場の利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
神戸国際展示場	38.5%	681,815	45.8%	957,179	46.0%	954,078
神戸国際会議場	37.6% (41.9%)	186,013	35.8% (42.9%)	348,443	37.8% (43.1%)	273,496
合計	—	867,828	—	1,305,622	—	1,227,574

(注) 国際展示場の利用率は面積利用率、国際会議場の()はメインホールと301号室利用率。

③ 収支状況

神戸国際会議場・神戸国際展示場の収支状況は以下のとおりである。

多額の使用料収入があるため、単年度に収支(収入額-支出額)は黒字となっているが、減価償却相当額を加味すると、11,860千円の負担額が生じている状況となる。平成26年以降利用者数が100万人を超えており、一人あたり市負担額は10円未満となっている。

<図表3-128> 神戸国際会議場・神戸国際展示場の収支状況

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
収入	使用料収入	821,995	839,413
	その他収入	392,375	359,382
	指定管理料を除く収入合計	1,214,369	1,198,795
	指定管理料	10,000	6,420
	収入合計	1,224,369	1,205,215
支出	人件費	80,068	99,834
	物件費	854,502	804,214
	納付金を除く支出合計	934,570	904,048
	納付金支出	174,427	165,384
	支出合計	1,108,997	1,069,432
指定管理者における収支差額		115,372	135,783
減価償却費相当額		170,825	170,825
市負担額		6,398	11,860
利用者数 (人)		1,305,622	1,227,574
利用者一人あたり市負担額 (円/人)		4.9	9.6

(平成27年度の施設毎の収支状況)

	利用率	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり市負担額 (円)
神戸国際展示場	46.0%	954,078	859,879	829,408	△30,471	△31.9
神戸国際会議場	37.8%	348,443	338,917	381,248	42,331	121.5
合計	—	1,302,521	1,198,796	1,210,655	11,859	9.1

④ 指定管理の状況

神戸国際会議場・神戸国際展示場の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-129> 神戸国際会議場・神戸国際展示場の指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	神戸コンベンションコンソーシアム	共同事業体の有無	有	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況> (単位：千円)				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指定管理料	協定締結額	—	—	—
	決算額	10,000	10,000	6,419
	差額	△10,000	△10,000	△6,419
市への納付金		187,583	174,427	165,994
利用料金の合計額		692,912	779,225	791,220
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	1,091,276	1,224,369	1,205,214
	支出	1,060,005	1,108,997	1,069,431
	収支差額	31,271	115,371	135,782

＜主な提案内容と達成状況（平成27年度）＞			
	提案内容（目標値など）	達成状況	
利用者数または利用率	(1) 神戸国際会議場 全館 37% (MH, 301 46%)、260 件 (2) 神戸国際展示場 ・1号館 37%、62 件 ・2号館 53%、76 件 ・3号館 37%、48 件	(1) 神戸国際会議場 全館 38% (MH, 301 43%)、231 件 (2) 神戸国際展示場 ・1号館 38%、50 件 ・2号館 61%、73 件 ・3号館 43%、59 件	
収入目標額	744,140 千円	791,220 千円	
＜選定評価委員会の評価＞			
管理運営に対する総合評価	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	A	AA	AA

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 使用年限の明確化について【意見89】

平成25年3月に策定された「コンベンションセンター再構築基本構想」では、現状施設の一部を使用しながら、建設と解体を順番に行うことで、再整備を行うことが想定されているが、平成25年9月に平成32年に東京オリンピックが開催されることが決定されたことにより建設需要の高まりにより建築コストの上昇が見込まれることや、少子高齢化・人口減などの影響で神戸市の財政状況が厳しくなることが想定されるため、他都市のMICE施設の整備状況などを勘案したうえで、神戸市として最適な施設規模・機能・整備時期を検討することとなった。

結果として、平成32年までは現有施設を維持更新しつつ活用することとなっているが、平成33年以降はどのような再整備がされるのかについて結論が出ておらず、施設の使用年限が当面未定となっている。

一方、建物の補修は設備などの耐用年数や現状に応じて実施しなければならないが、当該施設はこれまで再整備を前提にしていたため、老朽化が進んでいるにもかかわらず大規模な補修を見送ってきた。しかしそれにも限界があり今後数年のうちに相当な補修が必要となる。

もし、数年内に現在の施設を建替えるならば、多額の補修費を投じることは過大投資となる可能性がある。一方、再整備を行わず、現在の施設の長寿命化を選択する場合は、補修の着手が遅れると、事故の可能性が高まると共に、状況の悪化が進み、想定以上の補修

費用がかかる可能性がある。

以上より施設管理の観点からは、政策方針を定めることで、施設の使用年限を明確にすることが望ましい。

ロ. 指定管理者選定方法の見直し【意見90】

神戸国際会議場・神戸国際展示場は、現在、神戸市コンベンションコンソーシアムが指定管理者として管理運営を行っている。

神戸国際会議場・神戸国際展示場の運営は、以下のような位置付けにある。

①神戸市基本施策「(2) 国際都市、観光都市としての魅力を向上させ 集客力を高めま

す」で定められているとおり、コンベンション都市神戸、国から認定を受けた「グローバルMICE戦略都市」として、国際会議や展示会等の積極的な誘致活動の展開を行うための中心的役割を担うこと。

平成32年までは現有施設を維持更新しつつ活用することとなっているが、平成33年以降はどのような再整備がされるのかについて結論が出ていないこと、国際会議などの誘致は約3年から5年の長期スパンに渡ることや、独自のノウハウなどが必要であることを踏まえると、指定管理者は公募により選定され、期間が4年で管理運営を行う指定管理者が交代する可能性があることは、基本施策遂行上、阻害要因となる可能性があるため、より望ましい運営形態を探る必要がある。

ハ. 「コンベンションセンター再構築基本構想」にあたっての各局・民間との連携【意見91】

現在、経済観光局では、平成32年までは現有施設を活用することであるが、以降は「コンベンションセンター再構築基本構想」を基本とした再構築を検討している。

当該地域は、教育委員会スポーツ体育課所管のポートアイランドホールや、ポートピアホテルなどの民間施設、神戸空港、神戸新交通等との連携を前提として、コンベンションセンター再構築事業を推進していく必要がある。

ニ. 神戸国際会議場と市民広場駅をつなぐ通路の補修について【意見92】

神戸国際会議場の視察を実施した際に、神戸国際会議場と市民広場駅をつなぐ通路の天井及び手すりの塗装がはがれていることを視認した<図表3-131> 神戸国際会議場と市

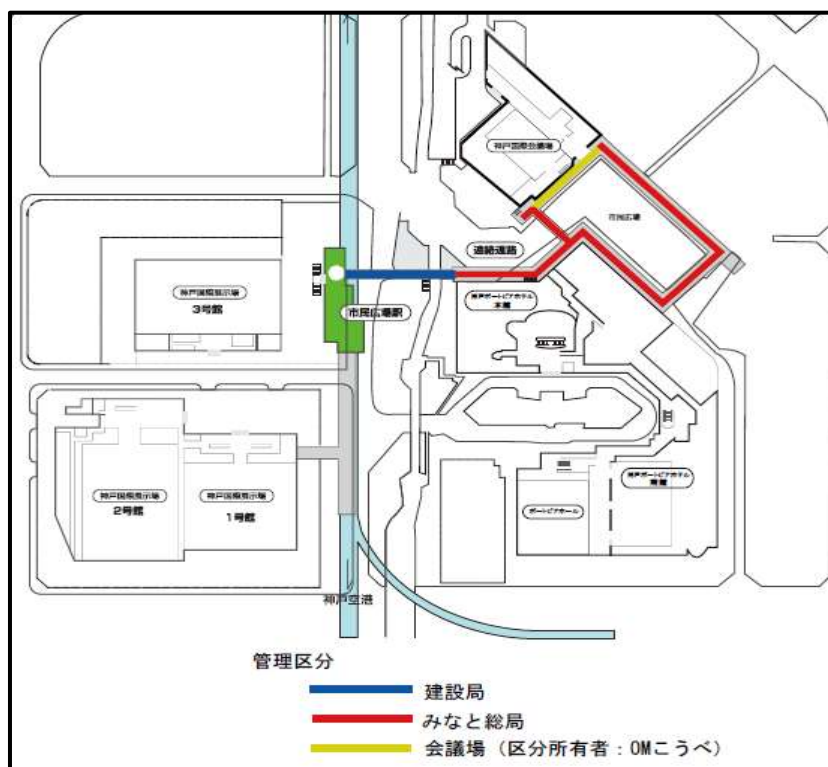
民広場駅をつなぐ回廊天井参照)。

当該不具合についての対応を確認したところ、当該通路はエリアごとに建設局、みなと総局、みなと総局の外郭団体である株式会社OMこうべが管理していることから、部局の管轄エリアごとに補修工事の意思決定が行われるため、当該通路全体としての意思決定が行われる状況ではなかった（〈図表3-130〉 神戸国際会議場と市民広場駅をつなぐ回廊管理区分参照）。



このような意思決定過程をたどると、補修の実施時期が各局等の状況に左右される可能性や、管轄エリアをまたいで施工した方が望ましい修繕箇所への対応が行われない可能性がある。

したがって、補修を効率的に行うには、当該通路を一括管理する部局を定める、もしくは部局間の調整の仕組みを構築するなどにより、可能な限り一定の単位で補修を発注できるようにすることが望ましい。

〈図表3-130〉 神戸国際会議場と市民広場駅をつなぐ回廊管理区分



<図表3-131> 神戸国際会議場と市民広場駅をつなぐ回廊天井

株式会社OMこうべ管理の回廊天井	建設局管理の回廊天井
	
みなと総局管理の回廊天井	
	

(2) 産業振興センター

① 概要の状況

神戸市産業振興センターは、市内における中小企業の基盤強化及び振興を図ることにより、市内の産業の発展に寄与するという理念のもと、平成5年に神戸ハーバーランドに開設された。施設内には、総会、講演会、音楽会が開催されるホール（397席）や、大小11室からなる会議室（18名～108名収容）のほか、交流会や展示会など多目的に利用できるレセプションルーム（立食約110名収容）、展示場（平成28年6月末に廃止）などが整備されている。

(産業振興センターの正面)



<図表3-132> 神戸市産業振興センターの施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸市産業振興センター	
所在地	神戸市中央区東川崎町1-8-4	
資産種類	土地	建物
所管課	経済観光局経済政策課	経済観光局経済政策課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	平成5年3月31日	平成5年3月31日
面積 (㎡)	1,546.29	—
公有財産台帳上の価額 (千円)	483,989	3,132,984

② 利用状況

産業振興センターの利用状況は以下のとおりである。

中小企業振興の拠点として、主に中小企業の方の利用となっているが、ホールについては、一般の方の利用も多く、年間35万人前後の利用者で推移している。

<図表3-133> 神戸市産業振興センターの利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
ホール	45.2%	154,671	42.3%	143,238	46.0%	157,847
会議室	46.6%	162,619	47.3%	164,321	47.0%	164,398
レセプションルーム	30.6%	36,590	30.3%	36,600	34.9%	42,010
合計	—	353,880	—	344,159	—	364,255

③ 収支状況

神戸市産業振興センターの貸室部分にかかる収支状況は以下のとおりである。

<図表3-134> 神戸市産業振興センターの収支状況

(単位：千円)

		H26 年度	H27 年度
収入	使用料収入	58,076	53,992
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	58,076	53,992
	指定管理料	86,374	87,116
	収入合計	144,450	141,108
支出	人件費	23,404	23,605
	物件費	62,970	63,511
	支出合計	86,374	87,116
指定管理者における収支差額		—	—
減価償却費相当額		23,685	23,685
市負担額		51,984	56,809
利用者数（人）		344,159	364,255
利用者一人あたり市負担額（円／人）		151.0	156.0

④ 指定管理の状況

神戸市産業振興センターの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-135> 神戸市産業振興センターの指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	公益財団法人 神戸市産業振興財団	共同事業体の有無	無	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況>				(単位：千円)
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	159,004	158,420	162,290
	決算額	156,958	157,580	158,933
	差額	2,046	839	3,357
利用料金の合計額		50,369	58,076	53,992
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	156,958	157,580	158,933
	支出	156,958	157,580	158,933
	収支差額	—	—	—
<主な提案内容と達成状況（平成27年度）>				
	提案内容（目標値など）	達成状況		
利用者数または利用率	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室： 85% ・展示場： 37% ・ホール： 68% ・レセプションルーム： 59% 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室： 74.3% ・展示場： 36.4% ・ホール： 63.1% ・レセプションルーム： 55.3% 		
収入目標額	施設利用料： 66,500 千円	施設利用料： 53,992 千円		

＜選定評価委員会の評価＞			
管理運営に対する総合評価	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		A	A

⑤ 監査の結果または意見

イ. 踏入率による利用率の把握について【指摘2】

産業振興センターの会議室、ホール等の利用率について、利用件数／利用可能枠数で算出した実利用率ではなく、利用日数／開館日数で算出したいわゆる踏入率により指定管理者の運用評価が行われている。平成22年度の包括外部監査においても指摘されているように、踏入率は利用状況の実態を表しているとはいえ、見せかけの利用率を開示することに繋がっており、早急に是正すべきであるとともに、指定管理者が提案してくる利用率においても実利用率による目標提案を行うよう徹底する必要がある。

(3) 神戸ファッション美術館

① 概要の概況

神戸ファッション美術館は、平成9年にファッションをテーマとした公立では日本最初の美術館として、六甲アイランドに開館した。テーマを決めて展示する「特別展示」と「衣・食・住・遊」を様々な切り口で紹介する「ベーシック展示」が開催されており、ファッション産業の人材育成を目的として服飾講座が開講されている。また、ファッションショー、コンサート、展示会などに活用されるオルビスホール（最大424席）のほか、各種研修、講演会、ワークショップ、会議等が開催されるセミナー室、作品発表、商品展示など多目的に利用可能なギャラリーが整備されている。

(神戸ファッション美術館の全景)



<図表3-136> 神戸ファッション美術館の施設概要

(平成28年3月31日時点)

資産名	神戸ファッション美術館	
所在地	神戸市東灘区向洋中2丁目9番地1	
資産種類	土地	建物
所管課	経済観光局 ファッション産業課	経済観光局 ファッション産業課
財産区分	行政財産	行政財産
取得日	平成5年2月15日	平成9年1月29日
面積 (㎡)	2,476.47	14,195.05
公有財産台帳上の価額 (千円)	304,606	7,876,095

② 利用状況

神戸ファッション美術館の利用状況は以下のとおりである。

平成27年度において、常設展示室については、バックヤードツアーやナイトミュージアムの開催などにより、利用者数が増加している。オルビスホールについては、利用料金の値下げを行ったことにより利用率が上昇に転じている。

<図表3-137> 神戸ファッション美術館の利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
常設展示室	—	22,361	—	20,988	—	35,417
ライブラリー	—	55,290	—	54,753	—	59,127
資料室	—	750	—	569	—	1,045
セミナー室	12.8%	4,800	13.2%	7,859	14.7%	6,889
ギャラリー	19.6%	2,694	12.0%	5,331	11.5%	2,687
オルビスホール	24.0%	28,646	21.5%	22,153	24.8%	22,845
合計	—	114,541	—	111,653	—	128,010

(注) ロビーの利用者数は対象外としている。

③ 収支状況

神戸ファッション美術館の収支状況は以下のとおりである。

展示室の入館者数が増加したことにより、使用料収入が増加しているが、光熱水費や、複合施設の共益費がかかっていることから、市負担額は413百万円と高額になっているため、利用者一人あたり市負担額は3,226.4円となっている。

<図表3-138> 神戸ファッション美術館の収支状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度
収入	使用料収入	18,474	23,901
	その他収入	—	—
	指定管理料を除く収入合計	18,474	23,901
	指定管理料	248,832	250,055
	収入合計	267,306	273,956
支出	人件費	79,270	83,029
	物件費	164,031	162,420
	支出合計	243,302	245,450
指定管理者における収支差額		5,530	4,605
減価償却費相当額		157,521	157,521
複合施設共益費等		30,953	29,344
市負担額		418,833	413,020
利用者数(人)		111,653	128,010
利用者一人あたり市負担額(円/人)		3,751.2	3,226.4

(注) ロビーの利用者数は対象外としている。

(平成27年度の施設毎の収支状況)

	面積	利用者数 (人)	収入 (千円)	費用 (千円)	市負担額 (千円)	利用者一人あたり市負担額 (円)
美術館	1,339	36,462	16,763	173,928	157,165	4,310.4
ライブラリー	935	59,127	—	121,543	121,543	2,055.6
貸館	1,089	32,421	7,138	141,449	134,221	4,142.7
合計	3,364	128,010	23,901	436,921	412,020	3,226.4

(注) 各施設の費用は、神戸ファッション美術館全体の費用を面積で按分している。

④ 指定管理の状況

神戸ファッション美術館の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-139> 神戸ファッション美術館の指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	公益財団法人 神戸市産業振興財団	共同事業体の有無	無	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況> (単位：千円)				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	協定締結額	247,980	261,590	262,155
	決算額	247,980	259,290	261,925
	差額	—	2,300	229
利用料金の合計額		25,030	18,474	23,901
利用料金の帰属先		市	市	市
指定管理業務の収支	収入	247,980	259,290	261,925
	支出	244,893	253,759	257,320
	収支差額	3,086	5,530	4,605
<主な提案内容と達成状況(平成27年度)>				
	提案内容(目標値など)	達成状況		
利用者数または利用率	入館者数：	206,900人	入館者数：	191,131人
	1階展示室：	31,830人	1階展示室：	35,417人
	3階ライブラリー：	73,440人	3階ライブラリー：	59,127人
	5階ホール：	32,540人	5階ホール：	22,845人
	その他4階セミナー室等：	69,090人	その他4階セミナー室等：	73,742人
	収入目標額		25,883千円	
入館料：		10,233千円	入館料：	10,184千円
施設使用料：		10,345千円	施設使用料：	7,138千円
受講料・展示解説：		1,083千円	受講料・展示解説：	1,000千円
その他：		4,222千円	その他：	5,579千円
<選定評価委員会の評価>				
管理運営に対する総合評価		平成25年度	平成26年度	平成27年度
		A	A	AA

⑤ 監査の結果または意見

イ. 区分所有に伴う問題点について 【意見93】

神戸ファッションプラザは、神戸市と民間企業による複合集合施設であり、神戸市は、神戸ファッション美術館部分（経済観光局）、駐車場部分（みなと総局）、神戸ゆかりの美術館部分（教育委員会事務局）を所有しており、民間企業2社が商業施設及び宿泊施設部分をそれぞれ区分所有している。

建物修繕については、この三者で構成される管理組合総会の議決（持分割合に応じた議決権により議決）で、意思決定を行うことになっている。したがって、多額の支出を伴う修繕工事の実施は、神戸市の予算だけではなく、商業施設及び宿泊施設部分を所有してい

る民間業者の業績の影響も受ける。

神戸ファッション美術館は、平成9年4月に開館し、建設から19年が経過しており、外壁の修繕などを検討すべき時期に差し掛かろうとしている。しかし、設立当初に長期的な修繕計画が作成されておらず、また現時点で将来の保全計画はない。

神戸市は当該施設について、美術館として長期的な運営を行うことを前提としていることや、建物の一部が公共施設であることから、施設面（特に安全面）で必要な措置が図ることが、神戸市として求められることとなる。

当該施設の外壁などの共用部分の大規模改修については、区分所有者で構成する管理組合での意思決定に基づき進めることになるが、神戸市は35.97%の議決権を有しているにすぎず、また、民間企業2社のうち1社が議決権の49.75%を占めている状況である。

管理規約上は共用部変更については議決権の4分の3以上の賛成が必要となるため、当該民間企業の賛成が必要な状況となっている。

施設の老朽化が進んでおり、後述のように一部雨漏りなどが生じている状況であるが、外壁改修の実施については管理組合で否決され、安全性の調査を行うにとどまっている。

また、管理組合の規約の改訂などは、議決権の4分の3以上、また、建て替え決議は議決権の5分の4以上の合意が必要であるため、当該民間企業の協力なしでは、施設の老朽化対策が行えないこととなり、公共施設としての機能維持に支障をきたしている状況である。

神戸市主導で公共施設としての機能を維持できるよう民間企業の業績に左右されない形での修繕計画を検討し、その実行についての民間企業との合意形成を行う必要がある。

また、今後、建築物を取得するような場合には、区分所有で取得することは公共施設の適切なファシリティマネジメントが阻害される可能性があるため、慎重を期すべきである。

区分所有する場合には、公共施設の適切なファシリティマネジメントが阻害されるような事象が起こらないよう、取得時に将来の修繕計画などを綿密に立てることや、区分所有者との資金負担を明確にすること、神戸市の資金負担分をどのように予算化していくか等、中長期的な視点からの検討を十分に実施することが必要となる。

ロ. ライフサイクルコストの最小化を意識した建築設計について 【意見94】

吹き抜けのアトリウム構造やオルビスホールの円形構造など、構造に起因する施設管理コストが余分に発生することが想定される構造物である。

神戸市において今後取得される構造物については、ライフサイクルコストの最小化を意

識した建築設計がなされることが望ましい。

ハ. 雨漏りの対策について【意見95】

当該施設を視察した際に、5階北側通路で雨漏りが生じている部分があった。

当該雨漏り部分については以下のような状況である。

<図表3-140> 神戸ファッション美術館の雨漏りの痕跡



通常、神戸市の施設であれば、このような不具合が生じている場合には住宅都市局への相談が行われる業務フローとなっているが、当該建物は区分所有であることから共用部や他の所有者の持分に係る部分については、神戸市の一存で決められないので、当該部分に関しての相談も行われていない状況であった。

雨漏りは建物躯体の劣化に大きな影響を与えることから、住宅都市局が営繕計画書に対する意見として示す保全整備優先度の考え方に沿うと、施設保全の観点から緊急度・重要度ともに高い状況であると考えられる、このような不具合が生じている場合には、少なくとも住宅都市局への相談を行い、技術的な視点からの助言に基づき、管理組合総会での議題とすることが必要である。

ニ. オルビスホールの利活用【意見96】

オルビスホールは、神戸ファッション美術館の指定管理の対象に含まれている。ホールは、最大424席を有し、ファッションショー、コンサート、展示会をはじめとした様々な利用目的に応じてステージと客席の構成を変えることが可能となっており、小規模ながら汎用性の高い設計になっている。しかし、平成26年度のホールの利用率は21.5%であり、平成27年4月に神戸ファッション美術館条例の改正により平日の利用料を半額にしている。

また同年6月からは市内の学生文化活動団体を対象にホールの使用料減免を行っているが、その水準は高いとはいえない状況である。

美術館の運営とホールの運営には、異なるノウハウが必要であり、同じ指定管理者が管理運営することが最適なのかどうかを見直す必要がある。

そのため、ホールの管理運営のノウハウを持ち、全市的観点から効果的かつ効率的な事業運営が期待できる団体との共同体での指定管理への移行や、ホールの管理運營業務部分の外部委託などにより、神戸ファッション美術館とオルビスホールをそれぞれの特性に応じた運営を行うことによって、一層の利活用を図ることを検討すべきである。

ホ. グランドピアノの利活用【意見97】

オルビスホールの舞台裏ではグランドピアノ（スタインウェイH.M.D、備品番号000522、取得価額13,379千円）が、24時間空調管理された倉庫で保管されており、倉庫から舞台に至るまでの通路が細いことから容易に運ぶことができず、専門スタッフが配属されている。

ピアノの保管箇所は以下のような状況である。なお、右シャッターの奥にピアノがある。

<図表3-141> オルビスホールの状況及びピアノの保管場所の状況

ホールの状況	ピアノの保管場所の状況
	

先の意見のとおりオルビスホールの利用率は高いとは言えない状況で、かつ、オルビスホールは多目的ホールであり、音楽鑑賞を主目的としたホールではないので、当該ピアノが十分に活用されているとは言えない状況である。

また、24時間空調管理された倉庫での保管等特別な経費が支出されている状況である。

当該ピアノはピアノの中でも最高級のものであることから、神戸市内の音楽鑑賞を主目的とした他施設での利活用を検討すべきである。

なお、オルビスホールは、一般利用者や学生文化活動団体等が演奏発表会やコンサートを開催しており、ピアノの利用もされていることから、ホールの利用状況に適った代替ピアノは必要である。よって代替となるピアノを新規で購入する費用と市内施設から代替となるピアノの移設費等を比較衡量し、意思決定することが望ましい。

へ. 運営体制の検討【意見98】

神戸ファッション美術館は、平成18年4月以降、公益財団法人神戸市産業振興財団が継続的に指定管理者として管理運営を行っている。美術館運営は、収蔵品の展示のみならず、その保有する収蔵品の中長期視点からの保存や、展示物などの調査研究を長期的に行うこと、展示品を通じた他の美術館との連携など中長期的な視点からの人材育成、知識の継承が必要となるが、指定管理者は公募により選定されることに加え、期間が4年であるため、長期的な人材育成や知識の継承が困難な仕組みになっている。

また、当美術館の知識については、属人的に保持されていることから、その保持者が離職すると、美術館運営の品質の低下が生じる可能性がある。そのため、現在の指定管理者との関係を中長期的な視点からあるべき姿を検討し、知識や技術を継承させる仕組みの構築が必要である。

神戸市博物館やその他の美術館が市の直営で運営され、長期的な視点から運営を行っていることを踏まえると、神戸ファッション美術館も長期的な運営を前提とするのであれば、より望ましい運営形態を探る必要がある。

ト. 収蔵品のアーカイブ化と専門知識の継承について【意見99】

神戸ファッション美術館の収蔵品(開館時の取得価額 1,876百万円)は、歴史的価値の高い貴重なものが多数存在する。収蔵品のほとんどが手書きによる収蔵品台帳により管理されており、現在、指定管理者が他の美術館や服飾大学等からの助言も受けながら、収蔵品台帳のデータ化を順次実施しているところである。現時点では作業途上であるが、収蔵品の管理や、検索性を高めるためにも早急にデータ化を進めるべきであるとする。

また、収蔵品台帳のデータ化に合わせて、特に貴重な収蔵品のアーカイブ資料を神戸ファッション美術館のHP上等から発信できるようにし、歴史的価値の高い神戸ファッション美術館の収蔵資料を広く外部に発信することも検討すべきである。

そうすることで、展示会では展示しきれない神戸ファッション美術館の貴重な収蔵品を

いつでも閲覧することができ、神戸ファッション美術館の訪問者のみならず、広く世界のファッションに興味がある者に情報発信できることに繋がるものと考え。

さらには、他の美術館・博物館の関係者にも神戸ファッション美術館の収蔵品情報が伝わることで、収蔵品の貸し出しに繋がることも期待でき、全国・世界の美術館・博物館に神戸ファッション美術館所蔵の資料が展示されることになれば、貴重なファッション関連資料を多数収蔵している神戸ファッション美術館の価値の向上も期待できる。

神戸ファッション美術館は一般の美術館とは異なり、ファッションの専門知識のほか衣服の修復や着付けの技術を持った学芸員等の人材育成が必要となっており、現学芸員等の知識・技術の継承が課題となっている。その解決には、収蔵品等の資料のデータ化を早急に進めることを検討し、網羅的なデータ化を行うとともに、一定の専門人員を育成し、重要な収蔵品の保管方法や取扱い・着付けや配置、見せ方等の展示手法・資料の解説等、現学芸員等の暗黙知になっている情報やノウハウの継承も合わせて織込むことが望ましい。

チ. 踏入率による利用率の把握について【指摘3】

平成27年度の神戸ファッション美術館の事業報告において、貸館利用率について、利用件数／利用可能枠数で算出した実利用率ではなく、利用日数／開館日数で算出したいわゆる踏入率による報告を行っている（平成26年度は実利用率での報告が行われている。）。平成22年度の包括外部監査においても指摘されているように、踏入率は利用状況の実態を表しているとはいえ、見せかけの利用率を開示することに繋がっており、早急に是正すべきであるとともに、指定管理者が提案してくる利用率においても実利用率による目標提案を行うよう徹底する必要がある。

8. 市民講座の展開について

今回の監査で対象とした公共施設のリソースマネジメントの検証の観点からはソフト面の実施状況を確認する必要がある。公共施設では、様々な市民講座が展開されているので、その実施状況について検討する。

神戸市内の市民・文化・社会教育施設において定期的に行われている講座事業は、勤労市民センター、区民センターで実施されている講座事業（以下、文化講座）と、地域協働型生活文化育成事業、婦人会館の自主事業として実施されている講座（以下、あじさい講座）があり、実施状況は図表3-142のとおりである。

<図表3-142> 文化講座・あじさい講座の実施状況

		文化講座	あじさい講座
勤労会館		○	—
勤労市民センター	六甲道勤労市民センター	○	○
	兵庫勤労市民センター	○	○
	新長田勤労市民センター	○	○
	垂水勤労市民センター	○	○
区民センター	東灘区民センター	○	○
	葺合文化センター	○	○
	生田文化会館	○	—
	北区民センター	○	○
	北神区民センター	○	—
	須磨区民センター	○	○
	西区民センター	○	○
北須磨文化センター		○	
婦人会館		—	○

(1) 文化講座事業

① 概要

文化講座は、勤労会館、各勤労市民センター、各区民センター、北須磨文化センターにおいて実施され、実施状況は図表3-142のとおりである。

これらは、各施設の指定管理者の自主事業として実施されている。

神戸市における文化講座の歴史は古く、昭和24年から始まった「神戸市民美術教室」が、区民センター等で開講されている「絵画教室」に受け継がれており、これらの取組みは神戸の美術界の発展に大きな役割を果たしてきた。また、昭和33年に旧勤労会館において料理教室を実施して以降、多様な講座を順次開講しており、平成27年度は50千名が受講しており、一定の認知度がある事業となっている。

<図表3-143> 文化講座の講座数・定員数・受講者数・充足率

		講座数	定員数	受講者数	充足率
勤労会館		59講座	1,402名	1,289名	91.9%
勤労市民センター	六甲道勤労市民センター	249講座	6,205名	5,968名	96.2%
	兵庫勤労市民センター	185講座	4,362名	3,740名	85.7%
	新長田勤労市民センター (別館含む)	241講座	6,157名	5,664名	92.0%
	垂水勤労市民センター	239講座	6,784名	6,517名	96.1%
区民センター	東灘区民センター	169講座	3,807名	3,054名	80.2%
	葺合文化センター	167講座	2,835名	2,117名	74.7%
	生田文化会館	148講座	2,920名	2,321名	79.5%
	北区民センター	175講座	4,022名	3,404名	84.6%
	北神区民センター	209講座	3,743名	3,464名	92.5%
	須磨区民センター	190講座	3,332名	2,557名	76.7%
	西区民センター	274講座	6,903名	6,085名	88.2%
北須磨文化		100講座	5,547名	3,862名	69.6%
合計		2,405講座	58,019名	50,042名	86.3%

② 文化講座の内容について

文化講座は、芸術、語学、運動など、多種多様な講座を展開している。講座の内容を決定するにあたっては、「初級者向け」「気軽」「地域密着」を旨とし、市民の生涯学習への「動機づけ」を行うとともに、生涯学習を通じた仲間づくりの場として、「居場所づくり」や「地域住民のコミュニティ形成」の機能を果たすことを意識しながら展開している。

③ 受益者負担の考え方

各施設の指定管理者は、文化講座の開催が求められており、講座で使用する部屋の利用料については、通常の利用料を指定管理者が負担している。

受講料金については、市民が利用しやすい料金で設定されていることが求められているが、文化講座の開催にかかる費用については、指定管理料の積算には織り込まれておらず、施設利用料を含む支出額について、基本的に受講料収入範囲内での実施が求められていることから、文化講座で使用する部屋の施設利用料は、最終的には受講者が負担していると考えられる。

④ 監査の結果または意見

イ. 文化講座の内容、料金設定について【意見100】

各施設で実施している文化講座については、各種講座の入門編にあたる講座を実施しているとのことであるが、民間のカルチャーセンターにおいても同様の講座が実施されており、その一部については、同じ講師の同様の講座について諸条件が異なるが、民間の文化講座よりも1/2～1/3の低価格の設定となっている講座も見受けられる。

文化講座の受講料は、近隣の文化講座の価格、開催頻度、開催期間などを比較し、市民が利用しやすい料金設定を行っており、市民が利用しやすい価格で提供することは、今後増加が見込まれる高齢者の外出する機会を確保するなどの側面も考えられる。

今後、講座の内容、料金設定について公の施設を利用して実施することが適当であるか等について、適宜検証が必要である。

<図表3-144> 文化講座の受講料の比較

会場	講座名	講師名	回数	時間	受講料	60分あたり 受講料	乖離率
垂水勤労	健康講座 A	a 氏	12 回	1 時間 25 分	14,510 円	854 円	2.3 倍
X			1 回	1 時間 30 分	2,916 円	1,944 円	
新長田別館	健康講座 B	b 氏	5 回	1 時間 30 分	5,670 円	756 円	2.1 倍
Y	健康講座 B'		3 回	1 時間 00 分	4,860 円	1,620 円	
新長田勤労	陶芸講座 C	c 氏	20 回	2 時間 00 分	27,890 円	697 円	1.9 倍
	陶芸講座 C'		20 回	2 時間 00 分	27,890 円	697 円	
Z	陶芸講座 C'		12 回	2 時間 00 分	29,160 円	1,215 円	
	陶芸講座 C''		6 回	2 時間 00 分	16,200 円	1,350 円	
垂水勤労	芸術講座 D	d 氏	10 回	1 時間 20 分	8,690 円	652 円	2.7 倍
勤労会館			10 回	1 時間 45 分	8,690 円	497 円	
Z			6 回	2 時間 00 分	16,200 円	1,350 円	
X			12 回	2 時間 00 分	31,104 円	1,296 円	
兵庫勤労	音楽講座 E	e 氏	10 回	2 時間 00 分	17,380 円	869 円	3.7 倍
X			12 回	1 時間 00 分	38,880 円	3,240 円	
六甲道勤労	音楽講座 F	f 氏	10 回	2 時間 00 分	9,390 円	470 円	3.2 倍
新長田別館			10 回	2 時間 00 分	9,390 円	470 円	
W			1 回	2 時間 00 分	2,970 円	1,485 円	

(注) 網掛けは民間事業者の設定料金を示す。

(2) あじさい講座

① 概要

あじさい講座は、婦人会館における指定管理業務としての講座と、区民センター、勤労市民センターにおいて実施される地域協働型生活文化育成事業に区分されるが、各施設でのあじさい講座の実施状況は図表3-145のとおりである。

<図表3-145> あじさい講座の講座数・定員数・受講者数・充足率

	講座数	定員数	受講者数	充足率
灘（六甲道勤労市民センター）	18講座	5,483人	5,716人	104.2%
兵庫（兵庫勤労市民センター）	19講座	5,986人	4,793人	80.1%
長田（新長田勤労市民センター）	16講座	5,970人	3,530人	59.1%
垂水（垂水勤労市民センター）	13講座	7,655人	7,183人	93.8%
東灘（東灘区民センター）	14講座	8,803人	5,838人	66.3%
中央（草合文化センター）	17講座	5,325人	3,342人	62.8%
北（北区民センター）	20講座	8,011人	5,177人	64.6%
須磨（須磨区民センター）	12講座	5,180人	4,479人	86.5%
西（西区民センター）	31講座	9,843人	9,120人	92.7%
地域協働型生活文化育成事業 計	160講座	62,256人	49,178人	79.0%
婦人会館	27講座	—	5,536人	—

② 講座内容

婦人会館における講座と、区民センター、勤労市民センターにおいて実施される地域協働型生活文化育成事業の内容は以下のとおりである。

<図表3-146> あじさい講座の内容

種類	講座内容
婦人会館における講座	子育て世代を対象にしたした親子で楽しむ講座、婦人の社会進出を促す講座、キャリアアップのための自分磨き講座などを開催。また、団塊の世代の「職場から地域へ」のニーズにも対応した講座を開催。
地域協働型生活文化育成事業	衣服文化室、料理教室、和室等を使用した生活文化に根差した講座として、洋裁、和裁等の衣服に関するものや料理、民謡等の講座を開催。

③ 施設利用料について

婦人会館で実施のあじさい講座については、婦人に対する多様な学習機会の提供として開催する、指定管理者が行う指定管理業務の一つであり、公の目的のために婦人会館が主催する会議等に該当するため、神戸市立婦人会館条例の規定に基づき免除しているものであるが、施設利用料の負担の視点においては、受講生ではなく神戸市が負担している状況である。

また、区民センター等で実施されている地域協働型生活文化育成事業におけるあじさい

講座についても、神戸市との協働事業との位置づけであることから、当該講座で使用した貸室等の使用料については、全額免除となっている。区民センター等は指定管理制度における利用料金制を採用しており、施設運営に必要な経費から施設利用料収入見込み額を控除した差額を指定管理料として各指定管理者に支払われるが、あじさい講座で使用した貸室等の使用料は収入として計上されないことが当初から明らかであることから、その収入減となる部分について、指定管理料が高く設定されていることとなる。そのため、あじさい講座で使用した貸室等の使用料は、結果的に神戸市が負担している状況である。

④ 地域協働型生活文化育成事業の収支について

区民センター、勤労市民センターで実施されているあじさい講座は地域協働型生活文化育成事業として、神戸市婦人団体協議会と協働事業としての形態をとっており、当該事業の平成27年度の収支は図表3-147となっている。

<図表3-147> 地域協働型生活文化育成事業の収支

(単位：千円)

		全体	事務局	各区センター合計
収入	神戸市分担金	45,501	45,501	—
	参加費	38,769	—	38,769
	雑収入	2,414	2,174	240
	収入合計	86,686	47,676	39,009
支出	人件費	58,436	5,971	52,464
	講師謝礼	23,262	—	23,262
	事務費	1,207	722	484
	所得税立替金	1,124	486	637
	消費税	4,674	477	4,197
	支出合計	88,704	7,658	81,046
収支		△2,018	40,018	△42,036

当該事業の神戸市の支出は、45,501千円であるが、これには、実質的に神戸市が負担している施設利用料相当額が含まれていない。事業実施報告書に記載された実施日時、延べ回数から試算した、区民センター等に支払うべき施設使用料17,843千円を加えた63,344千円が神戸市の実質的な負担と考えられる。

⑤ 監査の結果または意見

イ. 施設利用料について【意見101】

あじさい講座については、婦人会館での講座、区民センター等で実施されている講座と

もに、講座の際に使用する施設の利用料が実質的に神戸市負担となっている。婦人会館での講座については、社会教育施設であり受益者負担の考え方はとっていないとの見解である。しかし、講座の内容からみると他の文化講座においても実施されている講座内容もあるため、あじさい講座に関してのみ施設利用料を負担していないことについて、公平性の観点から問題があり、早急に是正すべきである。

ロ. あじさい講座の受講状況について【意見102】

婦人会館で実施される「あじさい講座」、区民センター等で実施されている「あじさい講座」の講座ごとの受講者数を確認したところ、一回あたりの受講者数が少数の講座が散見される。「あじさい講座」に利用している貸館等の施設利用料については、実質的に市が負担しているが、受講者は少数となっており、受益者負担の観点から、公平性に問題があるものと思われる。

<図表3-148> 地域協働型生活文化育成事業における参加者の少ない講座の状況

講座名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	人	2	2	2	2	4	4	5	3	4	2	2	0
B 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	人	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
C 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	人	3	5	4	7	7	7	7	6	4	5	2	4
D 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	人	6	4	2	4	2	2	2	1	1	1	1	1
E 講座	回	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
	人	4	6	3	3	2	3	4	2	5	3	5	6
F 講座	回	1	0	2	1	1	0	1	0	0	0	1	2
	人	3	0	4	4	2	0	2	0	0	0	3	4
G 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1
	人	2	3	2	2	2	2	2	1	0	1	0	3
H 講座	回	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	2
	人	12	8	8	10	0	8	6	6	4	2	4	4
I 講座	回	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	0	0
	人	6	11	10	8	8	13	3	6	6	4	0	0
J 講座	回	2	2	2	2	1	2	2	2	1	1	1	2
	人	4	4	4	2	1	6	4	6	2	2	3	4
K 講座	回	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	人	5	3	5	0	4	4	3	2	2	3	2	3
L 講座	回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	人	4	6	4	2	4	6	6	6	6	6	2	6
M 講座	回	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	1	1
	人	0	0	6	2	0	5	0	1	0	4	3	5
N 講座	回	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	人	11	12	8	9	7	6	8	6	8	9	6	7
O 講座	回	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	人	10	8	8	8	4	10	8	6	6	6	8	13
P 講座	回	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2
	人	3	3	3	1	1	0	0	1	1	1	3	3

(注) 網掛は、一回あたりの出席者が0人～2人であることを示す。

<図表3-149> 一回あたりの利用者が少ない講座の状況(婦人会館)

講座名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a 講座	回	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1
	人	0	0	6	6	5	4	5	5	4	0	5	8
b 講座	回	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0
c 講座	回	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	人	0	0	0	0	0	0	7	3	6	5	7	7
d 講座	回	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	人	0	0	0	0	0	0	0	9	2	3	2	5

(注) 婦人会館における講座は、受講対象が全市レベルとなるため、一回あたりの出席者が5人以下の講座を示している。網掛は、一回あたりの出席者が0人～5人であることを示す。

ハ. 地域協働型生活文化育成事業について【意見103】

平成27年度の当該事業における神戸市の分担金は45,501千円、区民センター等における受講者数の累計は、49,178人であり、受講者一回あたりの神戸市の負担額は925円であるが、これには、本来であれば区民センターに支払うべき施設使用料が含まれておらず、これを含めた神戸市の負担額は63,344千円となり、受講者一回あたりの神戸市の負担額は、1,288円となっている。受講者の負担している受講料は38,769千円（受講者一回あたりの受講料788円）であり、神戸市の負担額は受講者の負担額の1.6倍となっている。

また、講座毎に受講者数については図表3-148のように、一回あたりの受講者数が0人～2人の講座が散見されている。

上記のように、受講者数が著しく少ない講座もあり、神戸市の負担額も相当額に上っているため、講座の内容や施設使用料のあり方等、効率的な講座運営に向けて抜本的に見直しを行うことが必要である。

(3) あじさい市民大学

① 概要

神戸市が実施する市民大学が連携して、共同募集を行い、市民に分かりやすく学習メニューを提供するため「あじさい市民大学」との呼称を用いている。各大学の利用施設、受講者数、平成27年度の決算額一人あたりの市負担額を一覧にすると次のとおりとなる。

<図表3-150> あじさい市民大学の各大学の収支状況

大学名	神戸市所管	受講者数	収入	受講者 一人あたり 市負担額
	実施主体		支出	
	主な利用施設		収支	
神戸市 生涯体育大学	教育委員会事務局スポーツ体育課	370人	1,480千円	337.8円
	教育委員会事務局スポーツ体育課		1,605千円	
	中央体育館他市内施設（一部民間施設）		△125千円	
神戸市 老眼大学	教育委員会事務局社会教育部生涯学習課	4,224人	23,062千円	△71.5円
	神戸市生涯学習支援センター		22,760千円	
	神戸文化ホール（大ホール）		302千円	
神戸婦人大学	市民参画推進局男女共同参画課	383人	11,670千円	47,295円
	市民参画推進局男女共同参画課		29,784千円	
	神戸市男女共同参画センター		△18,114千円	
神戸市シルバー カレッジ	保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課	1,060人	57,259千円	95,329円
	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会		158,308千円	
	シルバーカレッジ		△101,049千円	
こうべUD大学	保健福祉局総務部計画調整課	47人	23.5千円	24,468円
	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会		1126.5千円	
	こうべ市民福祉交流センター、しあわせの村		△1,150千円	
市民福祉大学	保健福祉局総務部計画調整課	10,433人	7,017千円	8,339.5円
	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	(延べ	94,023千円	
	こうべ市民福祉交流センター	18,667人)	△87,006千円	
健康 ライフプラザ	保健福祉局健康部地域保健課	2,441人	1,025千円	1,507.5円
	神戸市健康づくりセンター		4,705千円	
	神戸市健康づくりセンター		△3,680千円	

神戸市の負担額が大きい大学として、神戸市シルバーカレッジと市民福祉大学があげられる。

神戸市シルバーカレッジと市民福祉大学の実施内容は<表3-142>のとおりである。

シルバーカレッジについては、平成27年度の包括外部監査において費用対効果の把握が望まれる点意見として報告しているところであり、その継続的な推進が望まれる。市民福祉大学については、「あじさい市民大学」が対象としている市民・ボランティア対象講座から、社会福祉事業者に対する専門的な講座まで実施しており、社会福祉事業従事者の質の維持・向上のためには一定の負担額がかかることは理解できる。実施している研修・講座と市の負担額が相当なものであるかについて定期的に検証していることが望まれる。

<図表3-151> 神戸市シルバーカレッジと市民福祉大学の実施内容

大学名	実施内容
神戸市シルバーカレッジ	「しあわせの村」に専用の校舎を設置し、「再び学んで他のために」という建学精神のもと、学んだ成果を社会に還元するための地域人材の発掘・育成機関である。 在学中は地域交流グループへの登録が必須となっており、居住地でのボランティア活動に貢献することが要求される。また、卒業生の多くは、NPO法人グループ「わ」に加入し社会貢献活動を継続している。具体的な活動として、高齢福祉施設等の訪問支援、公園や河川の清掃等の環境保全活動、公益団体の運営支援、生活文化の伝承活動、東北支援活動等が挙げられる。

大学名	実施内容
市民福祉大学	<p>市民の福祉に関する理解と参加を促進するとともに、ボランティアから社会福祉事業従事者まで、幅広い福祉人材の育成と資質の向上のため福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、各種研修・講座を実施している。</p> <p>① 市民・ボランティア対象講座 広く市民を対象に、福祉の知識や技術に関するセミナーや講演会、各種市民活動を支援する講座を開催している。</p> <p>② 地域活動者対象研修 民生委員・児童委員、給食会活動グループ、自治会、ふれあいのまちづくり協議会等の地域活動者を対象に、それぞれの活動や特性に応じた研修を開催し、活動の活性化を支援している。</p> <p>③ 社会福祉事業従事者対象研修 社会福祉事業従事者を対象に職務階層別・業種別研修体系により、人材の育成・確保、専門性の向上を図ります。また、福祉専門職として必要な面接相談、対人援助、その他専門的な知識や技術の習得を図る研修を開催するとともに、社会福祉士・介護福祉士などの受験対策講座等を実施し、国家資格の取得を支援している。</p>

第4章 総合意見

1. 監査の視点

神戸市は、公共施設の有効活用及び管理について、「神戸市行財政改革2020」及び「神戸市公共施設等総合計画」で、ファシリティマネジメントに係る二つの数値指標を示している。一つは長寿命化として施設使用年数の65年延長によるライフサイクルコスト(LCC)の逓減を示し、一つは施設の統廃合や複合化・集約化・再配置等を進めることで平成23年度の延床面積を30年間で10%削減を図る目標を掲げている。

そこで、総合意見としてファシリティマネジメントを推進するための要件と、その課題となる縦割り組織の弊害について生涯学習に関連する公共施設を中心に整理する。

(1) ファシリティマネジメント(FM)推進の要件

① 複数部局で所管する総合施設の責任・権限主体の明確化

複数部局が集った施設のファシリティマネジメント（以下、FM）を推進するにおいて、全庁を俯瞰する視点から大規模修繕・取壊し・建替えの判断がなされる必要がある。そのためには、主体となる部局を一つに絞り、FMの意思決定の責任・権限を明確にすることが経済性・効率性・有効性(3E)の観点から求められる。検討を要する事例として次が挙げられる。

<図表4-1> 複数部局で所管する総合施設の事例

事例[A] 市営山の 街住宅	郊外大規模市営団地である山の街は、第3次市営住宅マネジメント計画として再編(建替え又は廃止)が平成33年以降に検討される対象とされている。しかし、全体マネジメント計画を行う住宅都市局と協議がされず、所管部局の判断により同団地内の生活福祉センター(保健福祉局)、保育所・児童館(こども家庭局)の3階建て複合施設の解体予算案100百万円が平成28年度予算編成で承認されている。【意見3】
事例[B]し あわせの 村	保健福祉局と建設局が共同で所管するしあわせの村は、平成元年4月に開村され、専門調査会社が実施した「都市公園内建築物保全計画報告書」(平成25年3月)によると、建設局所管施設だけで保全費用は中長期に2,952百万円が必要とされている。同施設の指定管理者への年間支払額は1,215百万円と支出総額は巨額であり、今後の施設全体の保全・施設運営にあたっては、同施設一体とした最適な施設管理・改修等に努めていく必要がある。【意見77】 (尚、平成22年度包括外部監査において、同施設運営コストの削減に向けた検討の必要性が報告されている。)

② 複数部局で運営する類似施設の非効率

総合施設と同様に、複数部局がバラバラに類似した機能の施設を所管する場合にもFMを推進するにおいて、次の課題が存在する。

<図表4-2> 複数部局で所管する類似施設の事例

事例[C] ポートアイランドホール	教育委員会が所管するポートアイランドホールは、設立当初のスポーツ施設としての位置付けが薄れ、集会・展示会等の開催が主流となっている。類似するイベント誘致を所管する経済観光局との連携が効率的な状況にあり、検討されているコンベンションセンター再整備で全庁横断的な検討がなされることが有用である。【意見39】
事例[D] 王子スポーツセンター	全市レベルの総合競技場として、昭和31年に開催された国体に向け王子スポーツセンターが建設され、現在、教育委員会が所管しているが、同施設の老朽化が進んでいる。類似施設である建設局が所管する総合運動公園との位置付けを明確にし、今後のFMが全庁横断的に実行される必要がある。【意見41】
事例[E] 北須磨文化センター	建設局が所管する北須磨文化センターの機能は、他局が所管する貸館施設と実質的に類似しているが、当該センターの利用率は相対的に低い状態にある。ハード・ソフト両面で管理運営、生涯学習等の運営のノウハウを持つ部署に移管することが3Eの観点から望まれる。【意見78～81】

③ FM予算の判断基準(優先順位)の合理性

FM予算の意思決定に関し、施設性能(ハード面)の保全整備に関する優先度は緊急度・重要度として整理されている。しかし、政策的な重要度・有効活用度(ソフト面)の統一した判断指標が明確でなく、例えば、公共施設の「利用率」・「利用者数」・「利用者一人あたりの市負担額」といった客観数値に基づき、全庁横断的なFM予算決定が行われる必要がある。

FM推進において、予算の重要な意思決定については、その判断がいつ、どのような合理的資料に基づき、どのようなプロセスで決定されたかの記録を整理・保管する必要がある。

④ FM意思決定資料の共有

平成22年に作成されたFM対象の「最適化検討施設」(80施設)及びその次点となった77施設の合計157施設リストは、平成28年度予算でもFM予算(概算20億円)の意思決定の基礎として活用されているにも関わらず、その資料が行財政局と施設管理部局とで共有されていない。

神戸市では、FMの推進はそれぞれの財産を所管する部局が主体となって検討することが原則とされるが、平成22年11月8日の局長会議で上記「最適化検討施設」(80施設)が配布された資料には、「行財政局は、利活用や施設整備に関する全庁横断的な調整を行い、施設再編、再構築の計画・管理等を行う」と明記している。全庁横断的なFMを推進するため

には、行財政局と施設管理部局とのコミュニケーションが不可欠であり、FM予算配分に際しての意思決定資料の整備・保管・共有を進める必要がある。

⑤ ライフサイクルコスト(LCC)への認識

施設建設時には、維持補修の容易性が確保されコストが低減されるように、建物の形状や部材の選定、設備や配管の配置等の検討が行われる必要がある。また、建築物については、解体時のコストや他の施設への転用の容易性にも十分な配慮が必要である。

<図表4-3> LCCの検討を要する施設の事例

事例[F] 総合教育センター	神戸市総合教育センターは平成27年に外壁塗装改修工事が実施されたが、その仮設工事で10階部に位置する「意匠梁」への外部足場費用として714万円(全体工事の5.7%)が発生している。当該工事は「意匠梁」がなければ生じなかった追加コストであり、平成2年建設時にLCCを認識した設計を行っていたら回避できたものと思慮する。【意見63】
-------------------	--

(2) 縦割りの弊害

FMを全庁横断的に推進するために、縦割り組織の弊害を如何に克服するかが大きな課題となる。

そこで、生涯学習に関連して老朽化が進む主な5公共施設(①博物館・美術館、②多目的ホール、③貸館(会議室・特定教室)、④体育館・スポーツジム、⑤図書館・資料室)を対象に、関与する5部局(教育委員会事務局・市民参画推進局・経済観光局・建設局・保健福祉局)を一覧し、さらに全市・行政区・小中学校区の3区域レベルで整理すると次のとおりとなる。

<図表4-4> 生涯学習関連施設の一覧

	(a)博物館・美術館	(b)多目的ホール	(c)貸館 (会議室・特定教室)	(d)体育館・スポーツジ ム	(e)図書館・資料室
全市	博物館(教)	国際会議場・ 国際展示場(経)	勤労会館(市)	総合運動公園 (グリーンアリーナ) (建)	中央図書館(教)
	小磯記念美術館(教)	ポートアイランド ホール(教)	婦人会館(教)	王子スポーツ センター(教)	
	神戸ゆかりの 美術館(教)	神戸文化ホール(市)		中央体育館(教)	
				ポートアイランド スポーツセンター(教)	
			しあわせの村 (建)(保)		
		神戸ファッション美術館(経)			ファッション美術館 (資料室)(経)
		産業振興センター(経)			
			神戸市生涯学習支援センター(教)		
			神戸市健康づくりセンター(保)		
東灘区		東灘区民センター(市)	東灘体育館(教)	東灘図書館(教)	
灘区		灘区民ホール(市)	六甲運動市民センター(市)	灘図書館(教)	
中央区		舞合文化センター(市)	(勤労会館)(市)	三宮図書館(教)	
		生田文化会館(市)			
兵庫区		兵庫勤労市民センター(市)		兵庫図書館(教)	
北区	(本区)	北区民センター(市)		北図書館(教)	
	(北神)	北神区民センター(市)	北神戸公園スポーツ公園 (建)	北図書館 (北神分館)(教)	
長田区		新長田勤労市民センター(市)		新長田図書館(教)	
須磨区	(本区)	須磨区民センター(市)	須磨体育館(教)	須磨図書館(教)	
	(北須磨)		北須磨文化センター(建)	(同図書館)(建)	
墨江区		墨江勤労市民センター(市)	墨江体育館(教)	墨江図書館(教)	
西区		西区民センター(市)	西体育館(教)	西図書館(教)	
小中学校区		地域福祉センター(保) ※1	学校体育館(教) 【学校開放】	市民図書館(教) 【学校開放】	

所管部署は以下のとおりである。

教育委員会 所管施設(教)	市民参画推進局 所管施設(市)	建設局 所管施設(建)	保健福祉局 所管施設(保)	経済観光局 所管施設(経)
------------------	--------------------	----------------	------------------	------------------

※1 地域福祉センターは、平成27年度までは保健福祉局所管施設であったが、平成28年度から市民参画推進局に移管された。

上記のように、生涯学習に関する施設が個々に異なる名称で配置され、その所管部局が複層していることがわかる。

そこで、5公共施設の利用状況を分析し、FMの政策的な重要度・有効活用度(ソフト面)の視点から課題を整理すると次のとおりとなる。

① 博物館・美術館

3美術館のうち、神戸市ゆかりの美術館を除き、来館者数が伸び悩んでおり、次の図表にみるように、入館者一人あたりの市負担額は、博物館が808円であるのに対し他の美術館は3,000円を超える状態にある。(尚、神戸ファッション美術館の構造的な問題については、後述する。)

<図表4-5> 博物館等の来館者一人あたりの市負担額一覧

	収入 (千円)	人件費 (千円)	物件費 (千円)	減価償却 費相当額 (千円)	費用合計 (千円)	市負担額 (千円)	入館者数 (人)	一人あたり 市負担額 (円)
博物館	230,787	130,860	341,159	50,455	522,474	291,687	360,839	808.4
小磯記念美術館	11,450	43,620	91,829	30,015	165,464	154,014	32,889	4,682.8
神戸ゆかりの美術館	11,270	7,270	95,628	22,926	125,824	114,554	32,273	3,549.5
神戸ファッション美術館	16,763	33,052	78,170	62,705	206,980	190,217	36,462	5,216.9

② 多目的ホール

多目的ホールは、全市レベルで5施設が設置されているが、その利用率の一部が「踏入率」(朝・昼・夜のコマ別でなく、一日一回の利用があれば利用一回とみなす。)で集計されているため、コマ別の稼働率を示す「実利用率」を合わせて把握すべきである。例えば、神戸ファッション美術館(オルビスホール)をより実態に近いコマ別の実利用率は24.8%(踏入率51.6%)であり、統一した比較指標が必要である。また、他市では、前後のコマの利用が難しい場合はそのコマ料金を徴収している事例がある。

次に、行政区の多目的ホールは兵庫区を除き各区に設置されており、実利用率で比較することが可能であるが、3つの施設を除くと50%を下回っており、全体として利活用に課題がある。

今後、多目的ホールのFMの優先順位を意思決定する場合、ソフト面での利用率・利用者数・利用者一人あたり市負担額を加味し、全市レベルとの位置付けや、各区では「1区1多目的ホール」に拘らず、地域移動圏等を想定した柔軟な優先順位の考え方が必要である。

＜図表4-6＞ 多目的ホールの収容人員及び利用率一覧

多目的ホール		収容人員	利用率	(単位：席数)					
				100～300	300～500	500～1000	1000～2000	2000～	
全市	ポートアイランドホール(教)	約8,000	(89.8%)					○	
	神戸文化ホール(大ホール)(市)	2,043	78.8%					○	
	神戸文化ホール(中ホール)(市)	304	75.1%			○			
	神戸ファッション美術館(郷)	424	(51.8%)		○				
	産業振興センター(郷)	397	(88.1%)		○				
行政区	東灘区	東灘区民センター(市)	850	68.8%			○		
	灘区	灘区民ホール(市)	510	50.2%			○		
	中央区	葺合文化センター(市)	320	83.4%		○			
		生田文化会館(市)	250	43.5%	○				
	兵庫区								
	北区	(本区) 北区民センター(市)	504	41.8%			○		
		(北神) 北神区民センター(市)	490	47.4%		○			
	長田区	新長田勤労市民センター(別館)(市)	414	41.8%		○			
	須磨区	須磨区民センター(市)	450	34.8%		○			
	垂水区	垂水勤労市民センター(市)	572	48.8%			○		
	西区	西区民センター(市)	400	44.2%		○			
	神戸市施設				2	3	5	0	2
	県施設					1			
民間施設				1					

所管部署は以下のとおりである。

教育委員会 所管施設＝(教)	市民参画推進局 所管施設＝(市)	経済観光局 所管施設＝(郷)
-------------------	---------------------	-------------------

(注) 利用率の()は踏入率を表す。
利用率の網掛けは利用率50%未満を示す。

③ 貸館(会議室・特定教室)

貸館は多目的ホールと同様に、全市(会議室57室、特定教室8室)及び行政区(会議室88室、特定教室84室)に合計237室が設置されている。今後、地域包括的な行政が重視されると見込まれることから、各区の利用実態(特に高齢者の急速な増加)を十分に考慮したソフト面の指標(特に利用率)が意思決定で重視される必要がある。

また、「1区1センター」の考え方については、次の図表では必ずしもその原則どおりに配置されていない。中央区(葺合文化センター・生田文化会館)・北区(北区民センター・北神区民センター)では歴史的背景や地理的要因により2センターが設置され、須磨区で

は須磨区民センターの他に、クリーンセンター建設の際に北須磨文化センターが設置されている。ただ、歴史的背景があるものについては、区民センター等の老朽化が進んでいるものもあり、今後はFMの推進に際し検討される必要がある。

<図表4-7> 貸館の会議室・特定教室の室数・利用率一覧

貸館		会議室		特定教室							
		室数	利用率	室数	利用率						
全市	勤労会館（市）	19	70.0%	3	88.5%						
	婦人会館（教）	9	51.9%	-	-						
	神戸ファッション美術館（経）	2	14.7%	-	-						
	産業振興センター（経）	11	47.0%	-	-						
	生涯学習支援センター（教）	14	59.1%	4	33.3%						
	神戸市健康づくりセンター（保）	2	11.2%	1	44.1%						
行政区	東灘区	東灘区民センター（市）	6	68.4%	7	54.1%					
	灘区	六甲通勤労市民センター（市）	6	74.1%	9	48.4%					
	中央区	葺合文化センター（市）	7	31.6%	8	26.5%					
		生田文化会館（市）	6	40.5%	7	44.2%					
	兵庫区	兵庫勤労市民センター（市）	8	41.5%	7	45.6%					
	北区	（本区） 北区民センター（市）	6	60.1%	3	31.8%					
		（北神） 北神区民センター（市）	7	56.5%	6	45.6%					
	長田区	新長田勤労市民センター（本館）（市）	10	46.9%	6	34.9%					
		新長田勤労市民センター（別館）（市）	3	49.0%	4	43.0%					
	須磨区	（本区） 須磨区民センター（市）	6	39.3%	6	49.0%					
		（北須磨） 北須磨文化センター（建）	8	27.1%	7	26.9%					
	垂水区	垂水勤労市民センター（市）	8	72.9%	6	46.9%					
	西区	西区民センター（市）	7	69.0%	8	55.1%					
	小中学校区	地域福祉センター（保） 【貸館を目的とした施設ではない】	市全体で192施設 （概ね各小中学校区に1施設設置）								
合計		145		92							
<p>所管部署は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>教育委員会 所管施設＝（教）</td> <td>市民参画推進局 所管施設＝（市）</td> <td>建設局所管施設＝（建）</td> </tr> <tr> <td>保健福祉局 所管施設＝（保）</td> <td>経済観光局 所管施設＝（経）</td> <td></td> </tr> </table>						教育委員会 所管施設＝（教）	市民参画推進局 所管施設＝（市）	建設局所管施設＝（建）	保健福祉局 所管施設＝（保）	経済観光局 所管施設＝（経）	
教育委員会 所管施設＝（教）	市民参画推進局 所管施設＝（市）	建設局所管施設＝（建）									
保健福祉局 所管施設＝（保）	経済観光局 所管施設＝（経）										
<p>（注）利用率の網掛けは、利用率50%未満を示す。 地域福祉センターは、平成27年度までは保健福祉局所管施設であったが、平成28年度から市民参画推進局に移管された。</p>											

次に、貸館事業の利用料収入は業績評価と密接に関係することから、利用率と合わせ「一人あたりの市負担額」もソフト分析では重要な指標となる。会議室・特定教室の同指標を一覧すると次のとおりとなり、相対的にバラツキがみられ、今後のFMの優先順位を決定する際に考慮される必要がある。

<図表4-8> 貸館の一人あたり市負担額一覧

(単位：円)

		会議室	特定教室
勤労会館		9.9	82.4
婦人会館		281.7	-
勤労市民センター	六甲道	272.4	597.4
	兵庫	167.7	271.0
	新長田	270.7	490.0
	新長田別館	535.0	467.3
	垂水	182.8	497.1
区民センター	東灘	400.3	524.6
	葺合	534.6	837.7
	生田	247.8	324.4
	北	104.5	340.4
	北神	184.9	341.6
	須磨	425.0	487.4
	西	202.6	426.8
北須磨文化センター		511.8	609.2

(注) 網掛けは、一人あたり市負担額500円以上を示す。

④ 体育館・スポーツジム

体育館・スポーツジムも全行政区レベルに最低1つの施設が設置されており、区民人口とその面積では各々にバラツキがあるものの、ほぼ全ての施設の利用率が90%を超える状態にある。老朽化が進んだ施設が多く、健康増進に関する社会ニーズは今後も増加すると思われることから、FMに関する優先度は極めて高いといえる。

<図表4-9> 体育館・スポーツジムの面積、利用率、設置目的及び併設施設の一覧

体育館		面積 (㎡)	利用率	設置目的		その他の併設施設 (屋内体育施設)	
				競技	健康増進		
全市	グリーンアリーナ (建)	2,530	75.8%	○		補助体育館、トレーニングセンター	
	王子スポーツセンター (教)	1,807	92.1%	○		長寿者体育館、トレーニングセンター、柔道場・剣道場	
	中央体育館 (教)	1,720	99.1%	○		第1体育室、第2体育室、トレーニングルーム	
	しあわせの村 (建)	2,150	97.0%		○	トレーニングジム	
	生涯学習支援センター (教)	726	86.3%		○		
	神戸市健康づくりセンター (保)	-	-		○	トレーニングジム	
東灘区	東灘体育館 (教)	540	99.3%		○	体育室、トレーニング室	
灘区	六甲運動労市民センター (市)	520	99.2%		○		
中央区	(勤労会館) (市)	500	99.3%		○	トレーニング室	
	生田文化会館 (市)	444	91.6%		○		
兵庫区	兵庫勤労市民センター (市)	1,000	95.5%		○		
北区	(本区)	北市民センター (市)	240	99.3%		○	トレーニング室
	(北神)	(北神戸団地) (建)	1,154	78.7%		○	スタジアム、トレーニングセンター
長田区	新長田勤労市民センター (市)	1,000	92.1%		○	トレーニング室、レススホールム (100歳)	
須磨区	(本区)	須磨体育館 (教)	520	99.1%		○	体育室
	(北須磨)	北須磨文化センター (建)	690	91.2%		○	トレーニングルーム、柔剣道場
垂水区	垂水勤労市民センター (市)	562	99.8%		○	トレーニング室	
	垂水体育館 (教)	540	95.4%		○	第1体育室、第2体育室	
西区	西体育館 (教)	875	97.3%		○	体育室、トレーニング室	
小中学校区	学校体育館【学校開設】 (教)	神戸市内の公立小中学校において、17校で実施。					

所管部署は以下のとおりである。

教育委員会 所管施設=(教)	市民参画推進局 所管施設=(市)	建設局 所管施設=(建)	保健福祉局 所管施設=(保)
-------------------	---------------------	-----------------	-------------------

(注) 面積・利用率は主たる競技場の面積・利用率である。
 (神戸市健康づくりセンターについては、登録を行っている競技場を有していないため、面積・利用率を記載していない。)
 利用率の欄は利用率0%以上を示す。

⑤ 図書館・資料室

図書館は全市・全行政区に設置されているが、ソフト指標となる利用率につながる貸出冊数と来館者数の分析データの蓄積が少ない。

近時、電子図書の出現や、インターネットによる図書通販市場が整備され、データ検索機能の普及等からも、自治体図書館のあり方が見直されようとしており、図書館へのニーズ動向を十分に把握・分析する必要がある。その意味で、各図書館での来館者アンケート及び蔵書貸出情報の調査分析を十分に実施する必要がある。

2. 監査結果のまとめ

(1) 市営住宅の課題

① 郊外大規模市営団地マネジメントの検討

郊外大規模市営団地(管理戸数500戸以上)で、「山の街」(入居率60%、高齢化率61%)を抽出し、老朽化した市営住宅の課題を検討した結果、同市営団地の交通アクセス及び傾斜道路等からPFI(事例として桜の宮)での事業化は極めて困難と考えられる。

山の街以外にも第3次市営住宅マネジメント計画(平成33年)以降に再編(建替え又は廃止)の検討が未了の類似した市営団地が存在しており、これら老朽化しエレベータや風呂が無い市営団地に入居する高齢者を考慮すると喫緊の課題といえる。担当人員を補強の上、外部コンサルタントへの調査を依頼することで、早期にFMの基本的方向性を決める必要がある。

仮に廃止の方向性が決まった郊外大規模市営住宅団地については、例えば、全棟の一部を取壊した余剰地を民間に売却し、1～2階に高齢者を移住(4～5階の高齢者を優先)することで、高齢者福祉サービスの受入環境を整備することが考えられる。高齢者を集約することで見守り効率が高まり、グループホームの改装や5階への大学生受入れ等の政策により、団地全体の活性化による副次効果も期待できる。

② 住宅都市局と保健福祉局の連携

住宅都市局(指定管理者)は市営住宅の「孤独死」(“1人暮らしの名義人が誰にも看取られずに、住戸内で死亡”した場合)を「事故物件」として把握しており、今回の監査対象とした山の街では、全入居者682人に対し、平成27年1月～12月の孤独死は7名であり、その中には死後1ヶ月半を経過した事例が含まれている。

<図表4-10>山の街住宅における孤独死状況（平成26年7月～平成28年7月）（図表3-19再掲）

年	月	性別	年齢	経過日数	居住期間（年）
26	7	男	92	半日	6
26	11	男	58	不明	12
27	1	男	80	5日	44
27	3	男	85	3日	18
27	4	女	84	1日	6
27	6	男	91	11日～20日	14
27	9	男	70	4日	半年
27	11	女	68	15日	14
27	12	男	43	1か月半	39
28	2	女	86	1日	4
28	3	女	62	不明	14
28	4	男	74	1か月半	2
28	7	女	72	2日	28

上記の孤独死の防止対策として、神戸市は公民協働で見守りを実施・支援しているが、費用対効果と民生委員等の高齢化等の多くの課題を抱えている。その一つの解決策として、市営住宅の指定管理者の努力目標に「独居死」（孤独死の概念が広いことから、“普段は家族・近隣住民・見守り関係者等との交流がある中で、突然の事故・疾病により亡くなり、一定期間発見されなかった場合”を「独居死」として区別する。）への取組みを加え、見守りを必要とする入居者を「重点的見守り対象者」とし、地元、民生委員及び保健福祉局と情報共有する仕組みを構築することが考えられる。

また、独居死防止の効果を上げるために、住宅都市局が保有する年齢・世帯数等の個人情報に加え、保健福祉局が保有する「要支援者台帳」の登録情報（緊急連絡先、要介護等）を、指定管理者に提供することが有用と考えられる。

さらに、市営住宅の独居死データを、例えば男女別・死亡年齢別・発見日数・発見が遅れた理由等で分析を重ねれば、見守り活動にとって有用な情報となり、関係部局間で共有することが有用と考えられる。

③ 空室修繕費の非効率

入居率が低い山の街で、平成26年度～平成27年度の修繕実施済91戸数の内、平成27年度末で50戸が未入居の状態にある。空家修繕費が1戸あたり一律565千円であることから積算すると、過去2年間で28,250千円の投資に課題があったことになる。平成28年度からは、入居申込があった空家にものみ修繕を実施していることから、現在は改善されているが、老朽化した大規模市営団地のFMに関する投資効率を考慮する必要がある。

(2) 生涯学習の課題

定期的な市民文化講座は、二つの所管部局で実施されており、市民参画推進局では「あじさい講座」及び指定管理者が実施する「自主講座」（いずれも区民センター・勤労市民センター(以下、区民センター等))を開催し、教育委員会事務局でも同名の「あじさい講座」（婦人会館）が開催されている。

① あじさい講座

婦人団体協議会が関与するあじさい講座の利用状況と収支状況は次のとおりである。

イ. 利用状況

i 区民センター等で開催される「あじさい講座」

神戸市と婦人団体協議会の共催事業である「あじさい講座」は、市から分担金(45百万円)が支出され、地域協働型生活文化育成事業として全行政区で実施されており、施設使用料が免除されている。さらに、特定教室(和室・音楽室・料理教室等)の一定使用コマの枠(年間利用コマ枠の5%~30%)が与えられ、低料金(主に850円/回で設定)で講座運営が行われている。

しかし、これらの優遇にもかかわらず、講座の利用状況が極めて低い状態であり、下図にみるように、ほぼ全ての区民センター等で、出席者2人以下の講座が散見される。

<図表4-11> 一回あたりの出席者が少ない「あじさい講座」の状況(区民センター等)

(図表3-148再掲)

講座名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	人	2	2	2	2	4	4	5	3	4	2	2	0
B 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	人	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
C 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	人	3	5	4	7	7	7	7	6	4	5	2	4
D 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	人	6	4	2	4	2	2	2	1	1	1	1	1
E 講座	回	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
	人	4	6	3	3	2	3	4	2	5	3	5	6
F 講座	回	1	0	2	1	1	0	1	0	0	0	1	2
	人	3	0	4	4	2	0	2	0	0	0	3	4
G 講座	回	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1
	人	2	3	2	2	2	2	2	1	0	1	0	3
H 講座	回	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	2
	人	12	8	8	10	0	8	6	6	4	2	4	4
I 講座	回	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	0	0
	人	6	11	10	8	8	13	3	6	6	4	0	0
J 講座	回	2	2	2	2	1	2	2	2	1	1	1	2
	人	4	4	4	2	1	6	4	6	2	2	3	4
K 講座	回	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	人	5	3	5	0	4	4	3	2	2	3	2	3
L 講座	回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	人	4	6	4	2	4	6	6	6	6	6	2	6
M 講座	回	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	1	1
	人	0	0	6	2	0	5	0	1	0	4	3	5
N 講座	回	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	人	11	12	8	9	7	6	8	6	8	9	6	7
O 講座	回	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	人	10	8	8	8	4	10	8	6	6	6	8	13
P 講座	回	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2
	人	3	3	3	1	1	0	0	1	1	1	3	3

(注) 網掛は、一回あたりの出席者が0人~2人であることを示す。

ii 婦人会館で開催される「あじさい講座」

神戸市立婦人会館管理運営共同事業体を指定管理者として、“婦人の文化と教養を高め、社会的地位の向上”を目的としてあじさい講座が開催されているが、iの「あじさい講座」と同様に、ワンコイン(500円)を含め低廉な講座であるが出席者が少数の講座が散見される。

<図表4-12> 一回あたりの出席者が少ない講座の状況(婦人会館) (図表3-149再掲)

講座名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a 講座	回	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1
	人	0	0	6	6	5	4	5	5	4	0	5	8
b 講座	回	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0
c 講座	回	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	人	0	0	0	0	0	0	7	3	6	5	7	7
d 講座	回	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	人	0	0	0	0	0	0	0	9	2	3	2	5

(注) 婦人会館における講座は、受講対象が全市レベルとなるため、一回あたりの出席者が5人以下の講座を示している。網掛は、一回あたりの出席者が0人～5人であることを示す。

ロ. 収支状況

i 区民センター等で開催される「あじさい講座」

同講座の収支は神戸市の分担金があることで収支差額は2百万円の赤字で収まっているが、施設使用料を加味すると赤字幅はさらに拡大する。

<図表4-13> 地域協働型生活文化育成事業の収支 (図表3-147再掲)

(単位：千円)

		全体	事務局	各区センター合計
収入	神戸市分担金	45,501	45,501	—
	参加費	38,769	—	38,769
	雑収入	2,414	2,174	240
	収入合計	86,686	47,676	39,009
支出	人件費	58,436	5,971	52,464
	講師謝礼	23,262	—	23,262
	事務費	1,207	722	484
	所得税立替金	1,124	486	637
	消費税	4,674	477	4,197
	支出合計	88,704	7,658	81,046
収支差額		△2,018	40,018	△42,036

ii 婦人会館で開催される「あじさい講座」

同講座は、指定管理者の業務の一つとして、講座参加費収入で運営されている。

<図表4-14> 婦人会館の収支(平成27年度)
(単位：千円)

		指定管理
収入	指定管理料	17,013
支出	人件費	12,746
	整備費	2,324
	事務費	517
	その他	1,438
	支出合計	17,025
収支差額		12

(単位：千円)

		あじさい講座
収入	講座参加費等	3,901
支出	講師謝礼	2,439
	事務費	1,038
	その他	195
	支出合計	3,672
収支差額		229

なお、婦人会館は総合福祉センター(築昭和44年10月)内に設置され、同センターは老朽化と耐震補強のため大規模改修工事(総額概算1,912百万円)が実施されている。神戸市はライフサイクルコスト(LCC)の逡減に向け施設使用年数を65年としており、これを前提とすると残存耐用年数は18.5年となり、一人あたり市負担額は217.8円から536.5円に増加することになる。

今後、大規模修繕を実施する場合、老朽化(ハード面)に加え、利用率・利用人数・一人あたり市負担額等(ソフト面)を合わせFMが検討される必要がある。

② 指定管理者(区民センター等)が開催する自主講座

イ. 受講料金の民間比較

区民センター等における市民文化講座の受講料は、事業として実施する意義、近隣の文化講座の価格、開催頻度、開催期間などを比較し、市民が利用しやすい料金設定を行っているとのことである。しかし、民間が開催する市民講座で諸条件が異なるが同一講師の講座が1/2～1/3で料金設定の事例が散見される。

市民の文化活動への参加ニーズや生涯学習のあり方は、社会や時代の変化に応じて検討される必要があり、官民の役割分担を意識しながら講座内容及び運営を見直す必要がある。

<図表4-15> 自主講座の受講料比較資料（図表3-144再掲）

会場	講座名	講師名	回数	時間	受講料	60分あたり 受講料	乖離率
垂水勤労	健康講座 A	a 氏	12 回	1 時間 25 分	14,510 円	854 円	2.3 倍
X			1 回	1 時間 30 分	2,916 円	1,944 円	
新長田別館	健康講座 B	b 氏	5 回	1 時間 30 分	5,670 円	756 円	2.1 倍
Y	健康講座 B'		3 回	1 時間 00 分	4,860 円	1,620 円	
新長田勤労	陶芸講座 C	c 氏	20 回	2 時間 00 分	27,890 円	697 円	1.9 倍
	陶芸講座 C'		20 回	2 時間 00 分	27,890 円	697 円	
Z	陶芸講座 C'		12 回	2 時間 00 分	29,160 円	1,215 円	
	陶芸講座 C''		6 回	2 時間 00 分	16,200 円	1,350 円	
垂水勤労	芸術講座 D	d 氏	10 回	1 時間 20 分	8,690 円	652 円	2.7 倍
勤労会館			10 回	1 時間 45 分	8,690 円	497 円	
Z			6 回	2 時間 00 分	16,200 円	1,350 円	
X			12 回	2 時間 00 分	31,104 円	1,296 円	
兵庫勤労	音楽講座 E	e 氏	10 回	2 時間 00 分	17,380 円	869 円	3.7 倍
X			12 回	1 時間 00 分	38,880 円	3,240 円	
六甲道勤労	音楽講座 F	f 氏	10 回	2 時間 00 分	9,390 円	470 円	3.2 倍
新長田別館			10 回	2 時間 00 分	9,390 円	470 円	
W			1 回	2 時間 00 分	2,970 円	1,485 円	

(注) 網掛けは民間講座の60分あたり受講料を示す。

ロ. 特定教室の利用

特定教室の中で料理教室の平均利用率17%は余りにも低く、利用率を高めるには、例えば、全市的な施設である「神戸市健康づくりセンター」（保健福祉局）の健康づくりの推進を目的とした料理講座や、「神戸市生涯学習支援センター」（教育委員会事務局）で料理講師の養成講座を開設する等の全庁横断的に連携強化が図られる必要がある。

また、料理施設で開催する市民文化講座の社会ニーズが低いのであれば、市民参画推進局と連携し、食事を通じての市民の地域コミュニケーションの“居場所”としての利用が考えられる。

<図表4-16> 料理教室の利用状況

会館名	利用者数 (人)	利用率			
		全体	貸館	文化講座	あじさい講座
六甲道勤労市民センター	5,642	20.0%	9.8%	9.0%	1.2%
兵庫勤労市民センター	7,851	18.1%	3.3%	14.8%	0.0%
ピフレホール	6,050	21.4%	14.6%	6.7%	0.0%
垂水勤労市民センター	5,430	22.1%	6.6%	13.1%	2.4%
東灘区民センター	7,061	25.9%	17.2%	8.8%	0.0%
葺合文化センター	1,422	7.5%	6.5%	0.0%	1.0%
生田文化会館	3,319	17.7%	13.8%	4.0%	—
北区民センター	3,196	14.3%	6.5%	3.2%	4.7%
須磨区民センター	1,341	7.7%	1.5%	3.8%	2.4%
西区民センター	3,595	21.3%	4.6%	0.8%	15.9%
北須磨文化センター	1,705	10.7%	1.1%	9.7%	—
合計	46,612	17.0%	7.8%	6.7%	2.5%

ハ. スポーツ施設の位置付け

体育館・スポーツジムは主に教育委員会事務局が所管し、市民参画推進局・建設局・保健福祉局の所管施設を含めほぼ90%台で市民が利用しているが、多くの施設で老朽化が進んでいることから、FM予算化の優先度は高いといえる。

神戸市では、個々の施設を所管する部局がFM予算を個々に行うとされるが、スポーツ施設は2020年の東京オリンピック・パラリンピックのゴールデンイヤーズを迎えることになり、生涯学習の領域に止まらず地域の高齢者・障害者の福祉・医療・保健を含め、全庁的視点からFM予算化を推進することが望まれる。

なお、下図にみるように、他市ではスポーツ施設を教育委員会事務局以外が所管する事例が認められる。

<図表4-17> スポーツ施設の近隣の政令市の所管部署比較

	教育委員会事務局	他部局
神戸市	○	
京都市		○ (文化市民局)
大阪市		○ (経済戦略局)
堺市		○ (文化観光局)
その他政令市	2	14
政令市合計	3	17

二. 特定吊り天井の保全予算

住宅都市局(建築技術部)では、生涯学習を実施する施設(多目的ホール・体育館等)の特定吊り天井(200㎡以上)について営繕計画を作成している。しかし、各施設の所管部局及び行財政局との予算調整が未了の状況にあり、具体的な設計・工事の実施年度が決定していない。

<図表4-18> 特定吊り天井の施設数 (図表3-8再掲)

(単位：施設数)

所管部局	多目的ホール	体育館
市民参画推進局	8	2
保健福祉局	1	-
経済観光局	3	-
建設局	-	2
教育委員会	-	2
合計	12	6

市民の安心・安全の観点から、例えば、全庁的に3年を前提とした総合予算枠を設定し、その枠内で個々の部局がFMの優先順位を決定するような仕組みが望まれる。なお、近い将来に建替え予定が想定される施設には、簡易補修(例えば、簡易ネット)で対応する等の柔軟な対応が必要である。

③ あじさい市民大学

神戸市が実施する市民大学が連携して、共同募集を行い、市民に分かりやすく学習メニューを提供するため「あじさい市民大学」との呼称を用いている。各大学の収支及び受講者数を一覧にすると次のとおりとなる。

<表4-19> あじさい市民大学の各大学の収支状況（図表3-150再掲）

大学名	神戸市所管		受講者数	収入	受講者 一人あたり 市負担額
	実施主体			支出	
	主な利用施設			収支	
神戸市 生涯体育大学	教育委員会事務局スポーツ体育課		370人	1,480千円	337.8円
	教育委員会事務局スポーツ体育課			1,605千円	
	中央体育館他市内施設（一部民間施設）			△125千円	
神戸市 老眼大学	教育委員会事務局社会教育部生涯学習課		4,224人	23,062千円	△71.5円
	神戸市生涯学習支援センター			22,760千円	
	神戸文化ホール（大ホール）			302千円	
神戸婦人大学	市民参画推進局男女共同参画課		383人	11,670千円	47,295円
	市民参画推進局男女共同参画課			29,784千円	
	神戸市男女共同参画センター			△18,114千円	
神戸市シルバー カレッジ	保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課		1,060人	57,259千円	95,329円
	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会			158,308千円	
	シルバーカレッジ			△101,049千円	
こうべUD大学	保健福祉局総務部計画調整課		47人	23.5千円	24,468円
	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会			1126.5千円	
	こうべ市民福祉交流センター、しあわせの村			△1,150千円	
市民福祉大学	保健福祉局総務部計画調整課		10,433人 (延べ 18,667人)	7,017千円	8,339.5円
	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会			94,023千円	
	こうべ市民福祉交流センター			△87,006千円	
健康 ライフプラザ	保健福祉局健康部地域保健課		2,441人	1,025千円	1,507.5円
	神戸市健康づくりセンター			4,705千円	
	神戸市健康づくりセンター			△3,680千円	

上記の図表にみるように、収支差額で保健福祉局が所管する神戸市シルバーカレッジ（△101百万円）の赤字額が多額である。シルバーカレッジについては、平成27年度の包括外部監査において費用対効果の把握により内容の見直しの必要性を述べたが、あじさい市民大学（総称）として運営されている全ての事務事業につき、受講者一人あたり市負担額を考慮した抜本的な見直しが必要である。

④ 生涯学習関連施設のFM

神戸市は「あじさい講座」をはじめとして、市民文化講座を全市及び全行政区で幅広く展開してきた実績は高く評価される。しかし、これら講座を開催する施設（会議室・特定教室・体育館等）の老朽化が進み、FM予算の意思決定が必要とされる状況にある。

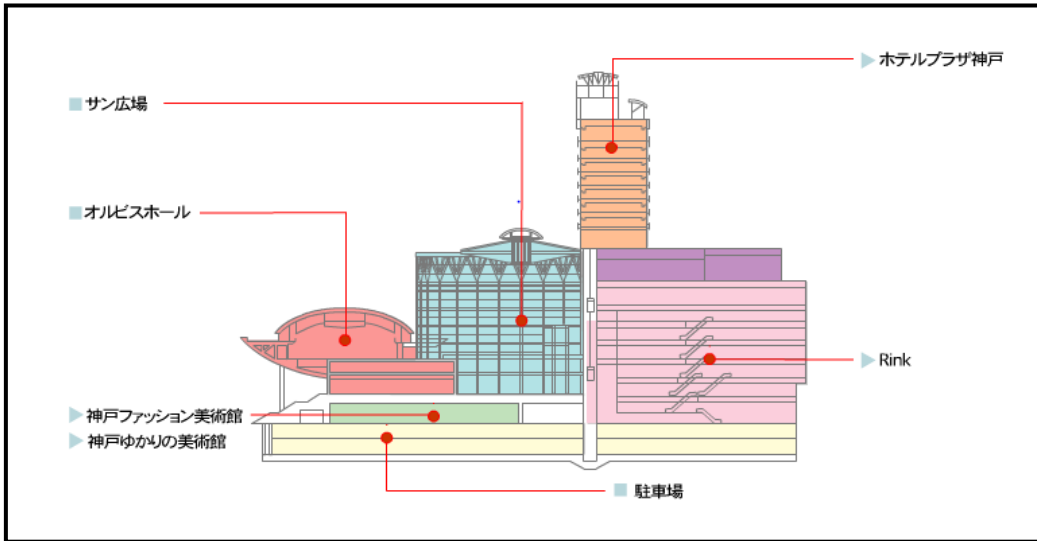
FMでは有効活用度（ソフト面）の検討が必要であり、今回の分析で、市民文化講座の「利用率」・「利用人数」・「一人あたり市負担額」での課題が明らかになった。今後、市民文化講座を開催している公共施設の検討として、全市及び各行政区レベルでの位置付けや、所管する部局間とのあり方を抜本的に見直す必要がある。

(3) 神戸ファッション美術館(神戸ファッションプラザ)の課題

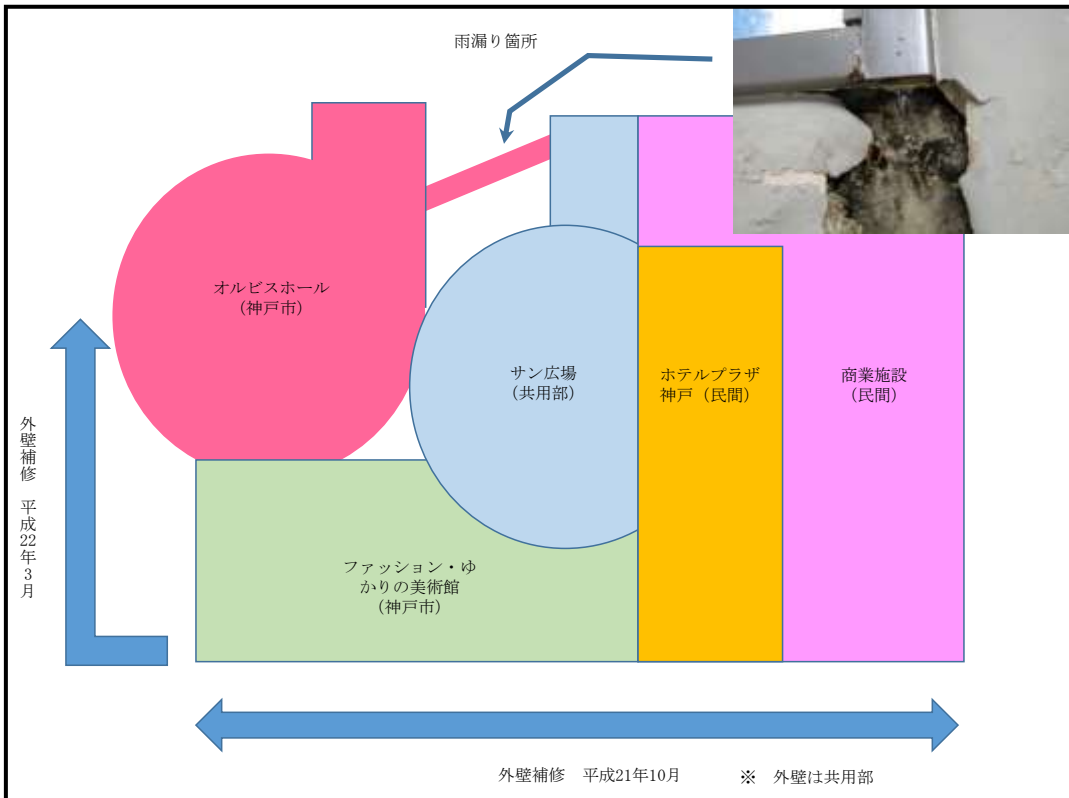
① 外壁補修工事の停止

下図に示すように、視察時に施設の共有場所で補修必要箇所(雨漏り)が認められた。しかし、当該施設は民間企業との共有物件であることから、管理規約の制約(3/4以上の議決権)があり、外壁補修工事が平成22年3月で中止された状態にある。(議決権：神戸市35.9%、その他、民間企業2社、うち1社が49.7%を保有)

<図表4-20>ファッションプラザ施設概要図



<図表4-21>不具合箇所(5階)の平面図



当該施設は六甲アイランドのシンボリック的存在であり、民間商業施設は閉鎖状態が長期化し再開の目途が立っておらず、今後の施設維持(中断されている外壁補修工事を含め)も合わせ、抜本的な対応を検討すべきである。

② 美術館と貸館業の経営分離

神戸ファッション美術館の設立以降、服飾専門学科の減少や周辺商業施設の閉鎖など社会環境が大きく変化してきている。その変化は、セミナー室やオルビスホールの貸館事業に影響を与えており、利用率の低迷が続いている。

特に、ホールの利用に関しては、音楽利用の際の音響効果の問題に加え、グランドピアノの専用エレベーターによる移動時の専門業者の手配や24時間空調管理によるコスト増等の問題を抱えている。

<図表4-22> オルビスホールの状況及びピアノの保管場所の状況 (図表3-141再掲)

ホールの状況	ピアノの保管場所の状況
	

ホール運営の問題を解決するためには、ホールの管理運営のノウハウを持ち、全市的観点から効果的かつ効率的な事業運営が期待できる団体との共同体での指定管理への移行や、ホールの管理運営業務部分の外部委託などにより、美術館とホールをそれぞれの特性に応じた運営を行うことによって、一層の利活用を図ることを検討すべきである。(具体的な対策については、【意見96～98】参照。)

③ 収蔵品のデータ化と情報発信

神戸ファッション美術館の収蔵品(開館時の取得価額 1,876百万円)は金額的に重要性が高く、一般絵画と異なり写真画像によるデータ化の必要性があるといえる。インターネット

トの普及に伴い、海外の美術館・博物館からの問合せも増加しており、当美術館ホームページからの情報発信を強化することは、収蔵品の貸出しに繋がり当美術館の価値を高めることが期待できる。

また、神戸ファッション美術館は一般の美術館と異なり、収蔵品の修復や着付けの技術・ノウハウの伝承と学芸員等の人材育成が必要である。その解決には、収蔵品のアーカイブ化を急ぐ必要がある。

<図表4-23> 神戸ファッション美術館の収蔵品の写真画像

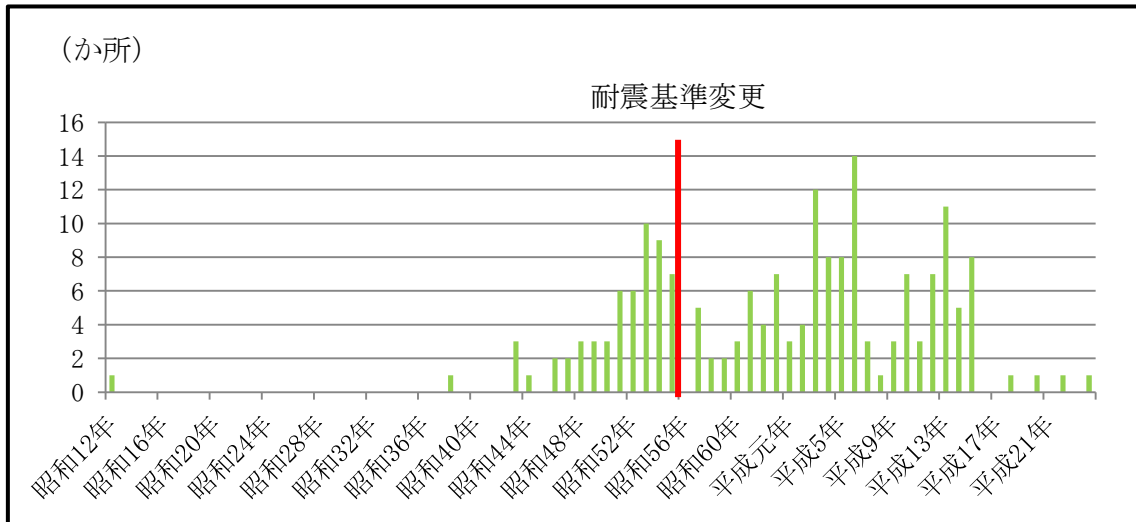


(4) 地域福祉センターの課題

① 施設の老朽化

最も古い地域福祉センターは昭和12年に建設されており、以下の図表にあるように老朽化が進み、FMの検討が必要となっている。しかし、全体の大規模修繕計画が作成されておらず、平成27年度の予算要求では大規模修繕が必要な箇所として92,129千円(9ヶ所)を要求されたが49,152千円に査定されていた。同計画を作成の上、計画的に修繕を進めていくことが求められる。

<図表4-24> 地域福祉センター建築年度分布



② 施設保全の是正報告への未対応

施設の長寿命化において雨漏り対策は重要な保全措置であるが、地域福祉センターの6ヶ所(竜が台・西落合・大沢・北野・湊山・狩口台)で、外部業者の「点検結果表【建築物】」で外壁・屋上等の劣化・損傷の是正が必要と報告されているにもかかわらず未対応の状態にある。

緊急度に応じ順次対応しているとのことであるが、187施設を原則65年利用していくためには、計画的な修繕計画に基づいた雨漏り対策を実行していく必要がある。

③ 指定管理者(ふれあいのまちづくり協議会)の役割と評価

FMの予算化において、ハード・ソフト両面からの検討が必要であるが、ソフト面で地域福祉センターの運営を担う指定管理者の役割と評価が不明確な状態が散見される。例えば、指定管理者の決算書で、年間の指定管理料(123～170万円)を上回る剰余金・積立金(300万円以上)を計上している協議会が全192団体中11団体存在しており、決算書の情報開示が望まれる。

また、地域福祉センターを「市民福祉総合計画」に沿った運営を推進するために、ふれあいのまちづくり協議会に対し助成金(「身近な相談機能づくり」、「ちょっとボランティア運動の推進」)を平成23年度から新設したが、その利用件数は3～16件に止まった状態が続いている。指定管理者による地域福祉センターの利活用を促進するために、例えば、既存団体(婦人会・自治会・老人クラブ等)以外からの役員登用の機会を広げるなど、多様な施設利用を促進することが望まれる。

以上